

第 2 次 南九州市総合計画 後期基本計画

第 3 期南九州市創生総合戦略
(改訂版)

2023 ▶ 2027

鹿児島県 南九州市

はじめに



「人と自然が共生する
活気あふれる 住みよいまち 南九州市」
を目指して

本市では、平成 30 年に第 2 次南九州市総合計画を策定し、「人と自然が共生する 活気あふれる 住みよいまち 南九州市」を将来都市像として定めしました。

以降、将来都市像の実現に向け、基幹産業である農業や地場産業の発展、観光の振興、社会基盤や生活環境の整備、健康・福祉の向上や教育文化の振興、移住定住促進など、第 2 次南九州市総合計画に基づいた諸施策を進めてまいりました。

しかしながら、人口減少や少子高齢化の進行、突発的な自然災害の頻発化、高度情報化社会の進展、環境問題の深刻化、さらには新型コロナウイルス感染症を契機とした生活様式の変革や物価高騰など、市政を取り巻く環境は大きく変化しており、より一層、時代の流れに即した対応が求められております。

今回、令和 5 年度から計画期間が始まりました後期基本計画並びに第 3 期南九州市創生総合戦略につきまして、国がデジタルの力を活用して「全国どこでも誰もが便利に暮らせる社会」を目指したデジタル田園都市国家構想総合戦略を策定したことにに基づき、本市においてもデジタル等を活用した改訂を行うこととなりました。

今回改訂した計画をまちづくりの行動指針とし、将来都市像と長期的まちづくりの目標である「ひと」、「まち」、「活力」の実現に向け、市民、地域、事業者、団体等が一体となり各種施策に取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、様々な視点で御審議いただきました総合計画審議会委員の皆様を始め、市民アンケートなどを通じて御協力いただきました多くの市民の皆様に対しまして、心から感謝と御礼を申し上げます。

■南九州市 市民憲章（平成 20 年 12 月 1 日制定）

わたくしたちは、郷土の豊かな自然と歴史・文化を大事にし、世界の恒久平和をめざす、創造と活力に満ちたところやすらぐまちをつくるために、市民憲章を定め実践します。

- － わたくしたちは、平和といのちの尊さを語り継ぎ、豊かな自然を活かした美しいまちをつくれます。
- － わたくしたちは、ふるさとへの愛情と誇りをむねに、進んで学び、生涯学習のまちを築きます。
- － わたくしたちは、きまりと責任を重んじ、やさしく礼儀正しい人になります。
- － わたくしたちは、たゆまぬ努力で産業を興し、くらしといのちが輝く住みよいまちをつくれます。
- － わたくしたちは、心身の健康に努め、あたたかい家庭と、共に支え合う地域社会をつくれます。

■市章の由来（平成 19 年 12 月 1 日制定）



南九州市の頭文字「み」と九州の「九」をモチーフにして、自然と調和したまちを表現しています。躍動感ある曲線が、想像力と活力やところやすらぐまちを象徴し、各色は、オレンジ色が肥沃な大地と活力、青色が清流と豊饒^{ほうじょう}の海、緑色が豊かな自然をイメージしています。

■市花・市木（平成 20 年 10 月 1 日制定）



ひまわり（市花）

花が太陽に向かって咲き、未来に向かって明るく進む南九州市を象徴しています。



茶（市木）

日本一の茶産地である南九州市の特性を活かした木です。



さくら（市木）

学校や公園など市内各地に数多く植えられており、市民からも親しまれている花です。

目 次

第1編 序論

第1章 計画策定にあたって	2
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の構成と期間	3
3 社会の潮流	4
4 計画の視点	7
第2章 南九州市の姿	8
1 南九州市の概況	8
2 まちづくりの現状と課題	12
3 南九州市の地域特性	14

第2編 基本構想

第1章 南九州市の将来都市像	18
第2章 基本目標	19
第3章 分野別目標	20
第4章 将来人口の見通しと目標	24
1 将来人口予測	24
2 目標人口	24
第5章 土地利用の基本方針	25
第6章 施策の体系	26

第3編 基本計画

第1章 施策の展開	30
I 豊かな自然活力ある農村未来に向けて発展するまちづくり（農林）	30
II 魅力と活力にあふれにぎわうまちづくり（商工観光）	44
III 人と物が行き交い快適で暮らしやすいまちづくり（社会基盤）	56
IV 安全で安心して住みやすいまちづくり（生活環境）	68
V みんなで支え合いいきいきと健やかに暮らせるまちづくり（保健福祉）	86
VI 心の豊かさと創造力を育む教育・文化のまちづくり（教育文化）	106
VII みんなで創る協働と自立のまちづくり（協働参画）	130
第2章 計画の実現に向けて	148
SDGs（持続可能な開発目標）	149

資料編

添付資料	151
南九州市総合計画策定条例／南九州市総合計画審議会条例／南九州市総合計画審議会委員名簿／策定体制図／策定の経過／市民アンケート結果／指標一覧／主な個別計画一覧／SDGsのゴールと各施策等との関連一覧	

第1編 序論

第1章 計画策定にあたって

第2章 南九州市の姿

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、2018（平成30）年3月、目指すべき姿と進みべき道筋を明らかにし、市民の願いを実現する持続可能なまちづくりの方向を示す指針として、「第2次南九州市総合計画」を策定し、将来都市像「人と自然が共生する 活気あふれる 住みよいまち 南九州市」の実現に向けて、各種施策や事業を推進しております。

また、急速に進行している少子高齢化や人口減少に対応するため、2020（令和2）年3月に「第2期南九州市総合戦略」を策定し、総合計画との整合性を図りながら人口減少対策に特化した様々な施策を展開しております。

この間、相次ぐ大規模自然災害の発生、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による新しい生活様式の浸透、経済動向の不透明感、環境問題の深刻化等、社会情勢は目まぐるしい変化をしております。

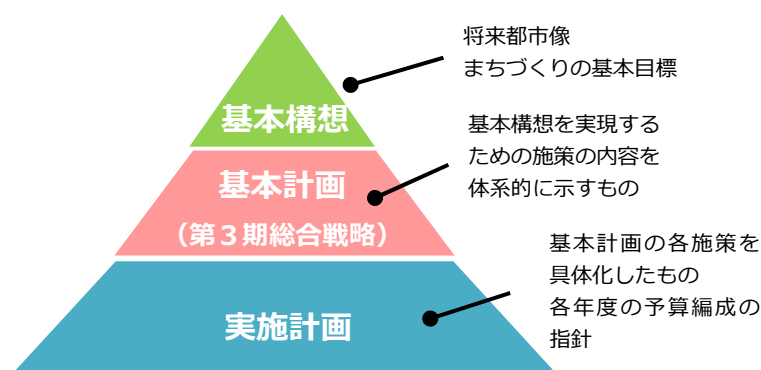
こうした状況の中、現行の「第2次南九州市総合計画前期基本計画」及び「第2期南九州市創生総合戦略」の計画期間が、2022（令和4）年度に満了を迎えることから、この間の変化への対応や、これから5年間の変化を予測しながら、2023（令和5）年度以降の持続可能なまちづくりの指針となる「第2次南九州市総合計画後期基本計画」と「第3期南九州市創生総合戦略」を一体的に策定します。



2 計画の構成と期間

(1) 構成

総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成します。



①基本構想

基本構想は、長期的な展望に立った総合的で計画的なまちづくりを進めるため、本市の目指すべき将来像（将来都市像）とまちづくりの方向を明らかにするとともに、その実現に向けた基本的な施策を示します。

期間は、2018（平成 30）年度を初年度とし、2027（令和 9）年度までの10 年間とします。

②基本計画

基本計画は、基本構想に掲げる将来像を実現するための具体的な施策を体系的に定め、各施策の展開の方向性を明らかにするとともに、5 年後（10 年後）に見据える数値指標を設定します。

期間は、前期と後期に分け、前期基本計画を 2018（平成 30）年度から 2022（令和 4）年度までの5年間とし、後期基本計画を 2023（令和 5）年度から 2027（令和 9）年度までの5年間とします。

③実施計画

実施計画は、基本計画で体系化した各施策の実施年度や事業量、実施方法を具体化したもので、各年度の予算編成の指針となります。

期間は、3年間とし、毎年度事業計画を策定するローリング方式を採用します。

(2) 期間

	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)
基本構想	基本構想（10 か年）									
基本計画	前期基本計画（5 か年）					後期基本計画（5 か年）				
実施計画	実施計画（3 か年）									
		実施計画（3 か年）								
			実施計画（3 か年）							
				実施計画（3 か年）						
					実施計画（3 か年）					
						実施計画（3 か年）				
							実施計画（3 か年）			

3 社会の潮流

(1) 人口減少と少子高齢化の進行

わが国の人口は深刻な減少局面に入っています。特に地方においては、若年層を中心に東京をはじめとする大都市圏への人口流出が拡大しており、更なる人口減少の加速化が想定されています。こうした東京一極集中を是正するため、若い世代が安心して生活を営み、子どもを生み育てられる社会・経済環境づくりが急務となっています。

また、少子高齢化の急速な進展に対応するため、効率的な行政サービスの提供と、生活利便性の向上による定住環境の確保が必要です。さらに、これらの行政サービスがコンパクトにまとまった地域と周辺居住地域とがネットワークでつながることが重要であり、地域の実情に応じた交通体系の確保も求められています。

(2) 経済・雇用環境の変化

国内経済は、新型コロナウイルス感染症の影響による戦後最悪の落ち込みから回復しつつあり、新たな成長経路に向け動き出しています。一方で、世界情勢等を背景とした原材料価格の上昇や供給制約の影響を受けており、将来における経済動向は依然として不透明な状況であることから、持続的な経済成長に向けた更なる経済政策の推進が必要です。

地方においても、地域経済活性化のために、官民が一体となって地域の資源と資金を活用した経済構造改革を推進し、地域の特色を生かした産業の創出や新たな雇用の場の確保、個人の事情に応じた働き方の多様化を実現することが求められています。

さらに、経済のグローバル化に対応するため、豊かな語学力やコミュニケーション能力を身につけ、国際的に活躍できる「グローバル人財」を育成することも急務となっています。

（３）安全・安心な社会の構築

近年、集中豪雨等による突発的な自然災害や、世界レベルでの新たな感染症の発生を背景に、誰もが安全で、安心して暮らすことのできる社会づくりへの関心は高まっています。

また、わが国では、高度経済成長期に建設された大量の社会資本が耐用年数を迎つつあり、老朽化の進行や維持管理・更新に要する費用の増大が想定されています。

このようなことから、安全・安心な社会を構築するため、国土強靱化基本計画に基づく施策の効果的な推進をはじめ、「自助」「共助」「公助」による地域防災力の向上、医療体制の充実や健康づくり、施設の維持管理・更新等への取組が求められています。

（４）高度情報化社会の進展

ＩＣＴ*の飛躍的な発達と情報通信機器の普及・多様化により、国民生活や企業活動が大きく変化しており、今後は、医療、介護、防災等の様々な分野におけるＩＣＴの効果的な利活用の促進が期待されています。

また、行政サービスにおいても、情報セキュリティ対策、個人情報の保護に取り組み、利便性の高い電子行政サービスの提供や行政の一層の効率化・省力化に向けてＩＣＴの積極的な有効活用が求められています。

（５）地球環境問題の深刻化

地球温暖化の進行によって、異常気象の頻発や自然生態系の変化等、様々な環境への影響が深刻化しており、国際的に環境保護への意識が高まっています。

我が国は、2050年までに地球温暖化の大きな要因となっている温室効果ガスの排出を実質ゼロにする「脱炭素社会」の実現を目指しており、環境に配慮した行動の促進や再生可能エネルギーの利用等、持続可能な循環型社会の実現に向けた取組が求められています。

※ICT：「Information and Communication Technology」の略語。情報通信技術のことで、通信技術を活用したコミュニティを指す。

（6）地方分権と協働によるまちづくりの推進

国から地方へ権限や財源が移譲される中、地域の財産を有効活用した活力ある社会を構築していくには、市民の積極的なまちづくりへの参画を推進する必要があります。

一方、少子高齢化や市民ニーズの多様化などにより、これまでのような行政サービスの維持、提供を行うことが困難な状況となりつつあります。

市民、企業、NPOなどの多様な主体が適切な役割分担のもと、地域の担い手として連携・協力して地域を支える社会を推進していくことが求められています。



4 計画の視点

総合計画は、社会的動向に対応し、地域の特性に合った計画とするため、次の5つの視点を重視して策定します。

（１）市民との協働を目指した計画づくり

情報の共有や対話を通した共通の認識のもと、多くの市民が計画づくりに参画しやすい環境を整え、市民、事業者、地域、団体などの役割分担を示し、共通の目標となる計画の策定を行います。

（２）地域資源を有効活用した計画づくり

すべての基本施策で SWOT※分析を活用し、内部環境の「強み」「弱み」と外部環境の「機会」「脅威」を抽出することで、地域資源を有効活用できる戦略性の高い実効性のある計画策定を行います。

（３）行財政改革を推進する計画づくり

さらなる行財政改革を推し進め、健全な財政運営を目指します。

また、施策の実施段階においても、それぞれの事業の成果を評価し、その結果を次の企画立案、予算配分に反映していく仕組み（行政評価制度）を取り入れ、行政評価と連動する計画の策定を行います。

（４）指標を示し視覚的に分かりやすい計画づくり

計画の全体構成や計画の重点施策などを簡潔にし、市民の暮らしに対する満足度の向上などの成果を視覚的表現で示すなど、市民の視点に立った分かりやすい計画の策定を行います。

（５）職員参画の推進による計画づくり

職員参画を円滑化するための仕組みづくりを行い、職員参画を推進することで、“自分たちでつくった計画”という意識の醸成を図ります。

※SWOT 分析：外部環境や内部環境を強み、弱み、機会、脅威の4つのカテゴリーで要因分析し、環境変化に対応した地域資源の最適活用を図る戦略策定方法の1つ。

第2章 南九州市の姿

1 南九州市の概況

(1) 位置・地勢

本市は、鹿児島県の南西部、薩摩半島の南部に位置し、県都鹿児島市の南西約30kmのところにあります。また、南は広大な東シナ海を臨み、東は指宿市、西は枕崎市・南さつま市に接するなど、南薩地域の地理的中心となっています。

地勢は、北部から南東部にかけて標高500mを越す山々が連なり、中部には緩やかな丘陵台地が広がり、南部は東シナ海に面した海岸線となっています。

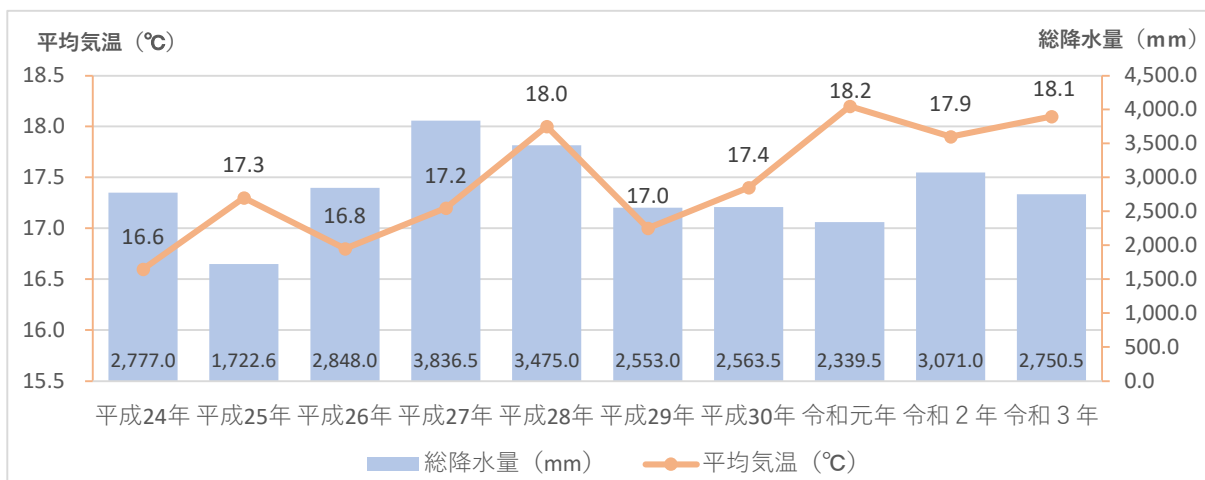
市域は、東西に約22km、南北に約30km、総面積は357.91k㎡で県全体の約4.0%を占めています。



	南九州市役所	東端	西端	南端	北端
東経	130° 26' 30"	130° 32' 39"	130° 18' 42"	130° 30' 31"	130° 26' 46"
北緯	31° 22' 42"	31° 15' 56"	31° 20' 07"	31° 12' 48"	31° 28' 33"

(2) 気象

本市の気象は、10年間の平均気温が17.5℃、平均年間降水量が2,794mmとなっています。



資料：企画課

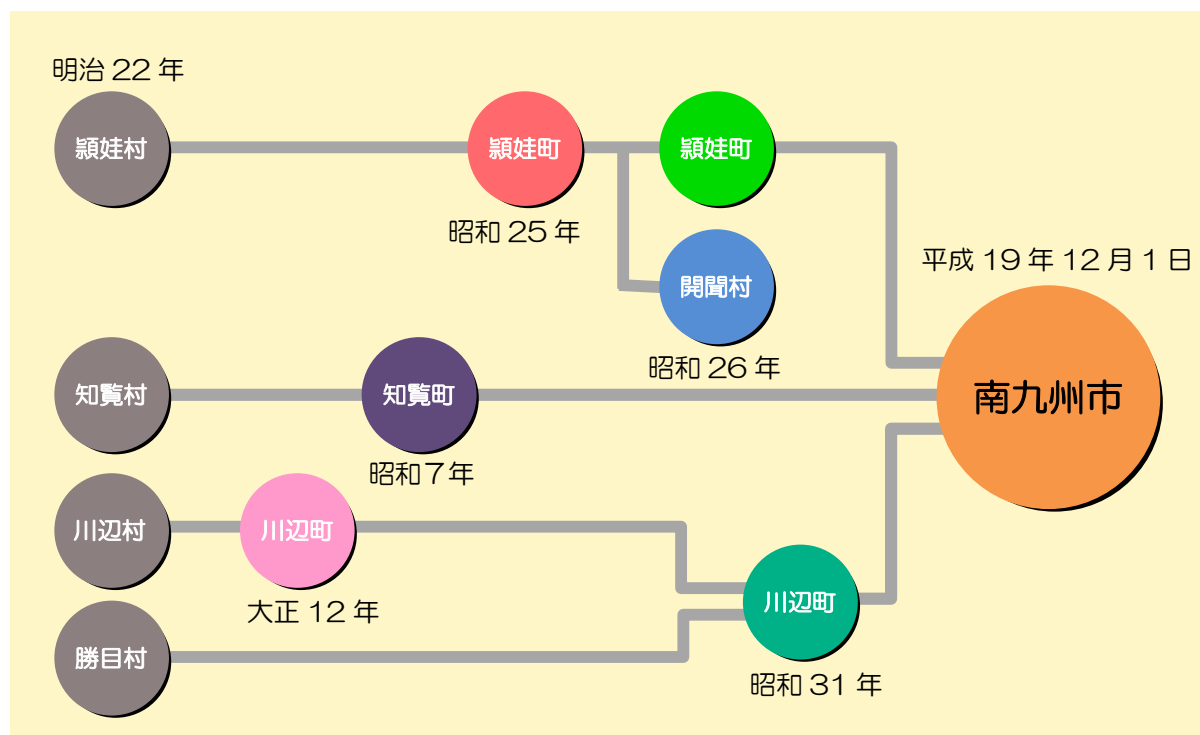
(3) 沿革

本市は、平成 19 年 12 月 1 日に穎娃町、知覧町及び川辺町が合併し、誕生しました。穎娃町は、明治時代の穎娃村から昭和 25 年に町制施行した翌年に分村、知覧町は、知覧村から昭和 7 年に町制施行、また川辺町は、川辺村の大正 12 年町制施行後、昭和 31 年に勝目村と合併という歴史があります。

穎娃町は、東西に延びる海岸線が 16km に及び、水平線はるかに屋久島、竹島、硫黄島、黒島などの島影を一望におさめることができます。また、戦後の土地改良事業等の推進により広大な南薩台地のコウ層（火山砂礫層の不良土壌）が排除され、良質な土壌の畑作地帯が出現し、畑かん事業も相まって一大食料生産基地となっています。

知覧町は、北部を厚地川・麓川、中央部を永里川が西流し、それぞれの流域沿いに水田が開けています。南部には南薩台地が広がり、戦後の農業構造改善事業等の推進により茶業と畜産を中心とした農業が行われています。

川辺町は、広瀬川（万之瀬川）が川辺盆地を還流し、神殿川・小野川（麓川）・高田川（永里川）などを合流して南さつま市へ流れ、流域の水田による水稻の栽培や畜産業も盛んです。昭和 50 年には、川辺仏壇が伝統工芸品として伝統的工芸品産業振興法の指定を受けています。



（４）人口構造

本市の総人口は、令和２年国勢調査によると 33,080 人であり、平成 27 年の 36,352 人に比べて 3,272 人（9.0％）減少しています。

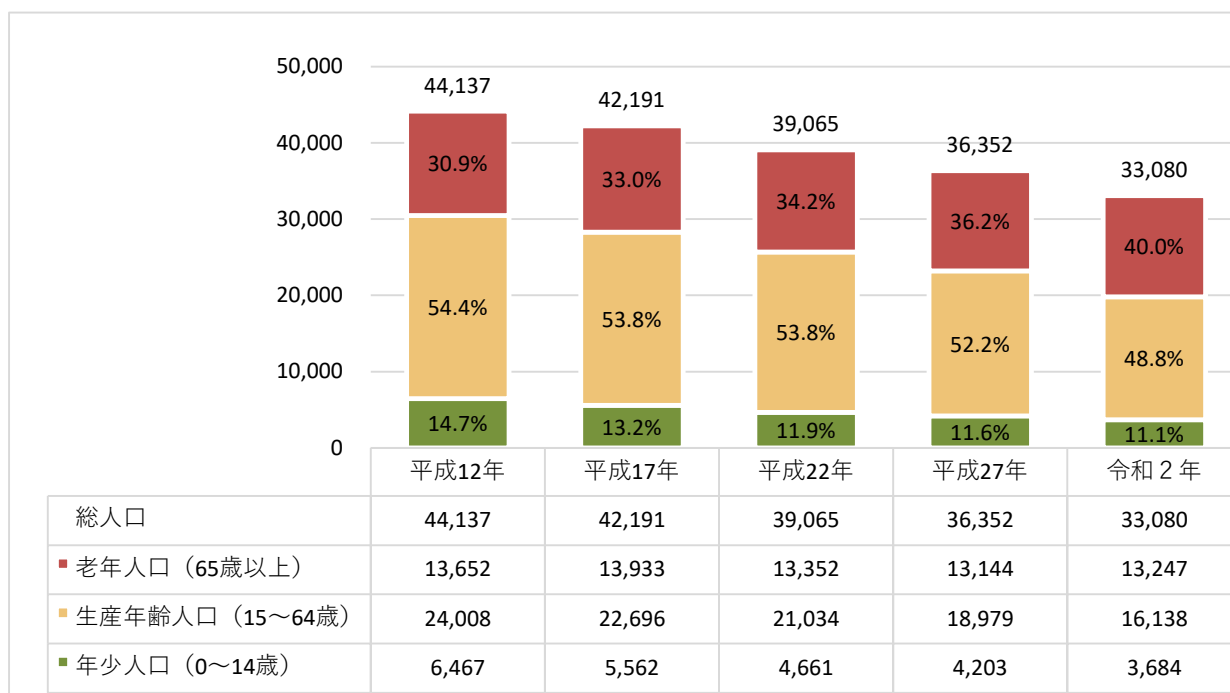
年齢３階層別人口の構成比は、年少人口（0～14 歳）が 11.1％（3,684 人）、生産年齢人口（15～64 歳）が 48.8％（16,138 人）、老年人口（65 歳以上）が 40.1％（13,247 人）となっています。

また、これまでの推移をみると、年少人口の減少と老年人口の増加により、少子・高齢化の進展が顕著に表れています。

世帯数は 14,485 世帯であり、平成 27 年より 864 世帯（5.6％）減少しています。

また、１世帯当たりの人数は 2.28 人であり、平成 27 年の 2.37 人から微減となっています。核家族化により人口が減少しても世帯数は増加する市町村が多い中、世帯数も減少傾向に転じていることは、人口減少が極めて深刻になりつつある状況を示しています。

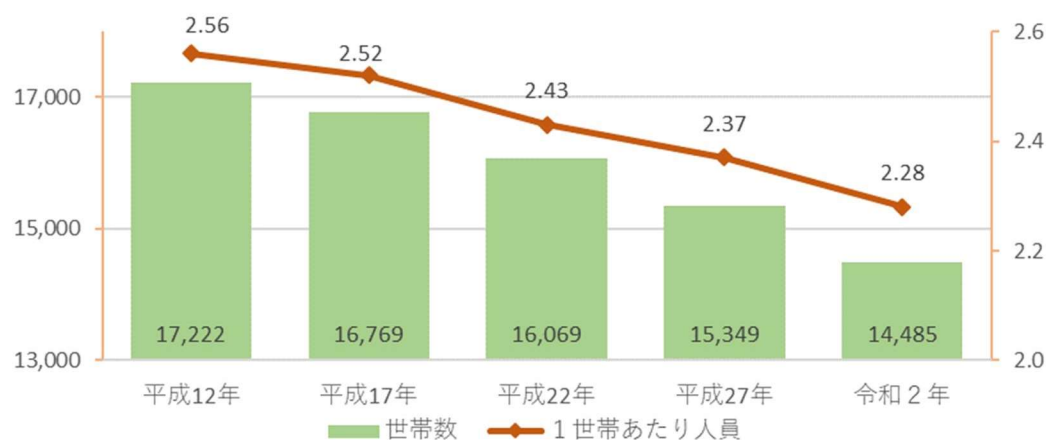
■人口及び年齢３階層別人口構成比の推移



（注）総数には、年齢不詳分を含む

資料：国勢調査

■一般世帯の世帯数及び1世帯あたり人員の推移



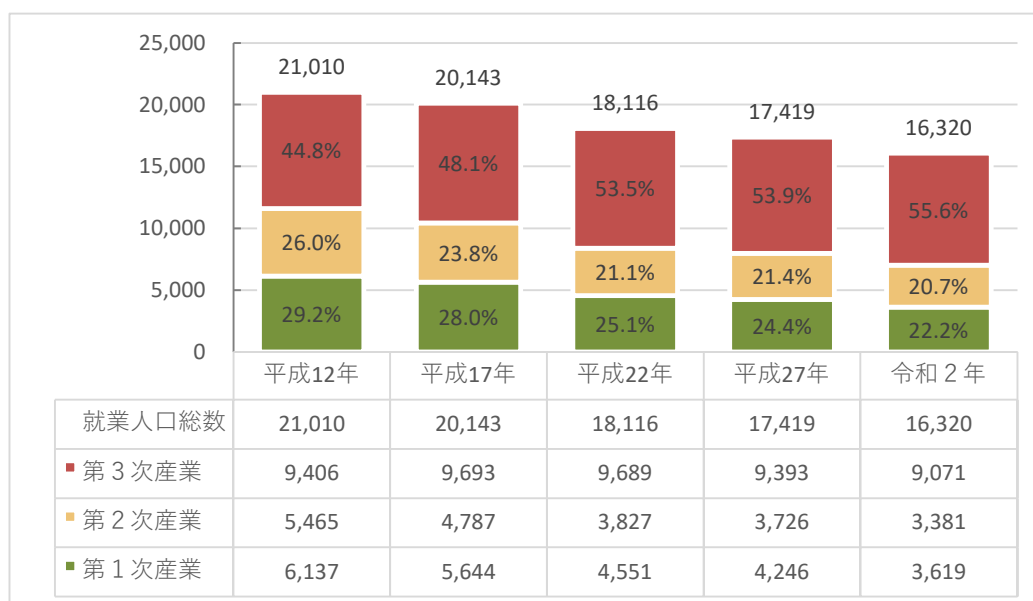
資料：国勢調査

(5) 産業構造

本市の就業人口総数は、令和2年国勢調査によると 16,320 人であり、平成27年の 17,419 人と比べて 1,099 人（6.3%）減少しています。

産業別就業人口は、第1次産業が 3,619 人（22.2%）、第2次産業が 3,381 人（20.7%）、第3次産業が 9,071 人（55.6%）となっています。また、これまでの人口比の推移をみると、本市の基幹産業である第1次産業が大きく減少し、第3次産業が増加の傾向にあります。

■就業人口総数及び産業別就業人口比の推移



資料：国勢調査

2 まちづくりの現状と課題

（１）過疎化と少子高齢化

少子高齢化の進行により、あらゆる分野において後継者が不足しており、地域での担い手不足、耕作放棄地や空き家の増加、高齢者単身世帯の増加などの課題が顕在化してきています。

さらに、今後も人口減少が見込まれることから、地域機能の維持という広い視点での取組も必要になっています。

（２）農業生産の維持、拡大

本市は、茶や畜産、園芸作物など県内有数の農業地帯として認知されているものの、昨今では農業従事者の高齢化や後継者不足により農業生産の維持、拡大が危惧されています。

「南の食料供給基地」として、産地を維持するために新規就農者の確保はもとより、大型機械を駆使した個人経営体や大規模な法人経営体の育成、さらには集落営農組織の育成強化を図る一方で、小規模農家や中山間地域などの条件不利地域の対策を総合的に講ずることで、農村の有する多面的機能の確保が必要になっています。

（３）雇用就労の場の確保

本市の人口減少の最も大きな要因として、高校卒業後の就職・進学による生徒の市外流出があり、その理由として働く場が不足していることがあげられます。このようなことから、若者に魅力のあるしごとの創出が必要となっています。

また、新規の企業立地も少ない状況となっていることから、誘致活動とともに立地企業へのサポート体制づくりが求められています。

（４）商工業の活性化

本市の商店街は小規模事業所が多く、後継者不足や就労者不足がみられるなど活力が低下しています。また、高齢化による「買い物弱者」が顕在化していることから、福祉と商工業が連携した地産地消が促進される新しい取組が求められています。

さらに、伝統産業として地域の経済を支えてきた川辺仏壇の生産額は年々減少し続けており、技術の継承とともに新たな販売戦略が必要となっています。

また、農商工連携の取組が少なく、情報提供や交流の機会など各事業者をつなぐ仕組みづくりが必要になっています。

（５）地域資源を活かした観光の推進

本市には、知覧特攻平和会館、知覧武家屋敷庭園群など知名度の高い観光地がありながら、宿泊施設も少ないことから滞在時間が短く、いわゆる通過型の観光地となっています。

これは、観光拠点間のアクセスの悪さや体験メニューの少なさからリピート率が低いことが一因となっており、観光ルートの開発や体験型観光の造成が求められています。

また、外国人観光客誘致の取組が遅れていることから、市民一体となった受入体制づくりが必要となっています。

（６）交通基盤の整備

2016（平成 29）年３月に南薩縦貫道が全線開通し、人や物の交流促進や産業・観光面での地域経済の活性化をさらに図るため、アクセス向上のための拠点施設や周辺道路の整備が求められています。

また、本市の公共交通である路線バスやＪＲは便数が少ないなど利便性に欠けており、これらを補う形のコミュニティバスを運行しています。特に山間部の利用者にとっては生活に欠かせないものとなっていますが、地域によって利用状況に差があり、全体的に利用者が減少していることから経済的かつ効果的な運行計画の改善が求められています。

このような公共交通の不便さは、移住定住の判断材料にもなり得ることから利便性の向上を目的とした公共交通ネットワークの再構築が必要となっています。

（７）安全・安心の確保

過疎化・高齢化等の進行により消防団員の確保が年々難しくなっています。近年では、大規模災害時の対応、市民の避難支援、救助、防災の啓発活動など、消防団が担う役割が幅広くなってきており、それらに対応する体制の整備が必要となっています。

（８）緊急医療・医療体制の充実

本市には、産科、小児科の医療機関がない状況です。安心して出産・子育てができる環境は、若者の定住に必要な条件となっていますが、本市単独での確保は難しいことから、近隣市をはじめ広域での連携強化による切れ目のない医療の確保が求められています。

（９）効率的で効果的な行政運営

本市においては、事務や組織機構の見直しに努め、効率的な行政運営に取り組んでいますが、少子高齢化や人口減少が進む中であって、社会保障関連費が増加し、労働力の減少による税収の減少が危惧されます。また、公共施設の老朽化が進んでいることから早急に長寿命化や統廃合などの対策を行う必要があります。

今後は、交付税等の依存財源が減少することにより、各種事業の計画的な執行が難しくなることが見込まれていますが、持続可能な行政運営が維持できるよう、財政構造の見直しとメリハリのある投資が必要となります。

3 南九州市の地域特性

(1) 豊富な農畜産物と日本一の生産力

本市は、整備された広大な農地と温暖な気象条件や畑かん施設などの地域特性を活かし、「茶」や「さつまいも」「園芸作物」などを中心とした土地利用型の農業や「肉用牛」「乳用牛」「養豚」「養鶏」などの畜産業が盛んな地域であり、南の食料供給基地を形成しています。

近年では、南九州市潁娃農業開発研修センター等を核とした新規参入者の受入れや担い手農家・集落営農組織の育成を進めるとともに、農畜産物を活用した6次産業化※を推進するなど、新しい農業の振興に向けた取組を行っています。



(2) 市民の健康増進に向けた「お茶」のポテンシャル



近年、各研究機関において、お茶の持つ効能が研究・解明されています。

本市では、市民を対象にした「一日お茶プラス6杯運動」により、健康効果が実証されており、免疫力を高める飲み物として、様々な活用で市民の健康増進が期待されます。

(3) 平和といのち、個性ある生涯教育

本市には、旧陸軍特攻基地跡に当時の資料を展示する知覧特攻平和会館を設置しており、国内外から多くの人々が訪れています。ここでは、戦争の悲惨さやいのちの尊さを考える場となり、スピーチコンテストなどの啓発活動も活発に行われています。

また、本市では、各地域の公民館を拠点とした生涯学習や、「かわなべ青の俳句大会」が行われており、地域の人財育成や子どもたちの豊かな心を育む場を提供しています。



※6次産業化：第1次産業である農林水産業が、生産だけにとどまらず、それを原材料とした加工食品の製造・販売など第2次、第3次産業まで踏み込むこと。

(4) 人・物が行き交う国道、高規格道路網

本市には、指宿スカイライン、南薩縦貫道、国道 225 号、226 号や主要地方道といった広域幹線道路が鹿児島市や指宿市と結ばれているなど、交通道路網の利便性が高く、人や物の交通流動が盛んな地域となっています。さらに、各沿線には、自然の中で楽しむことのできるスポーツ・レクリエーション施設が点在しており、南薩地域の玄関口として都市間をつなぐ大きな役割を担う地域となっています。



(5) 南の温暖な気候、海・川・山の豊かな自然



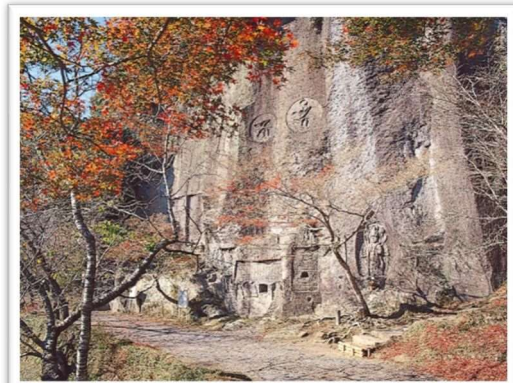
本市は、豊かな水、豊かな森林などの自然資源に恵まれ、これらの地域資源を活かした様々な取組が行われています。

本市は、薩摩の小京都として知られる「知覧武家屋敷群」や旧陸軍特攻基地跡に当時の資料を展示する「知覧特攻平和会館」、鎌倉時代を中心とした磨崖仏が残る「岩屋公園」などを有し、県内を代表する観光地となっています。また、東シナ海を望む海岸線と大野岳の一带は「薩南海岸県立自然公園」に指定されており、ドライブコースやマリンスポーツの場として定着しています。

(6) 歴史と文化に包まれた地域を支える社会

本市には、教育を大事にする伝統や風土、豊かな自然、地域に根ざした個性あふれる文化や様々な分野で活躍している人財等の豊富な資源があり、地域全体で子どもたちを育てるという伝統的な地域の教育力も残っています。

産業面においても国の伝統的工芸品に指定されている「川辺仏壇」関連産業が集積しており、これらの技術を生かした新たな取組も始まっています。



第2編 基本構想

第1章 南九州市の将来都市像

第2章 基本目標

第3章 分野別目標

第4章 将来人口の見通しと目標

第5章 土地利用の基本方針

第6章 施策の体系

第1章 南九州市の将来都市像

〇市民憲章と基本理念について

本市は、合併前の平成 19 年 2 月に南薩三町合併協議会において策定された「南九州市合併新市基本計画」の基本理念である『自然豊かで創造と活力に満ちくらしといのちが輝く“こころ”やすらぐまち』の考え方を踏まえ、行政、市民、企業等のすべての行動の原点、規範、世代を超えての共通認識として、次世代に継承できる市民憲章を平成 20 年 12 月 1 日に制定しました。

また、平成 21 年 6 月には第 1 次南九州市総合計画が策定され、合併新市基本計画の基本理念は、基本構想の基本理念としてそのまま引き継がれました。

市民憲章と基本理念については、策定された背景やまちづくりに込めた思いが同一であること、また基本理念そのものが市民憲章的意味合いを持つものであることから、基本理念は市民の行動規範として市民憲章と同じものと位置づけることとしました。

このような中、本市の地域特性やまちづくりの課題を踏まえ、第 2 次南九州市総合計画では、今後 10 年間の将来都市像を次のように設定しました。

将来都市像

人と自然が共生する 活気あふれる 住みよいまち 南九州市

本市の恵まれた自然環境の中で、地域資源を受け継ぎながら、新たな魅力を引き出し、伝統ある地場産業、貴重な歴史・文化遺産などを最大限に活かしたまちづくりを進めます。

また、少子高齢化・人口減少が進行するなかでも、「住みたい・住み続けたい」と思われるよう、子どもから高齢者まで市民一人ひとりが希望に満ちて、活気あふれる南九州市を目指します。

第2章 基本目標

将来都市像を実現するため、「社会の潮流」や「これまでのまちづくりの総括」等を基に、本市がこれから進むべき「基本目標」を示します。今後は、3つの基本目標に基づき、まちづくりを推進します。

ひと

1 「人與人」、「地域と人」が交流し、こころ豊かで魅力あるまち

人口減少社会が本格的に到来する中で、魅力あるまちづくりを推進するためには、「人與人」、「地域と人」の交流によって生まれる繋がり・絆がこれまで以上に重要となってきます。市民一人ひとりが地域に愛着と誇りを持ち、地域の将来を支える人財の育成、未来を担う子どもたちへの教育の充実を図るために、地域全体で「ひと」を育てる環境を整えていきます。

また、市民との協働を一層推進し、市民一人ひとりが主役となったまちづくりに取り組むことにより、地域コミュニティを活性化することも目指します。

まち

2 安心・安全でいきいきと健康に暮らせるまち

社会の成熟化が進む中で、誰もが心の豊かさや生きがいを感じながら、安心・安全で快適に暮らすことのできるまちづくりが、より一層重要となっています。

このため、市民の生命や財産を守り、快適な日常生活を支える生活基盤の維持・更新を進めるとともに、地域全体が連携して、防災・防犯等の安全対策に取り組み、安全な暮らしの維持向上を図ります。

また、人口減少と少子高齢化が進む中で、医療・福祉・介護等の体制を充実させ、市民一人ひとりが安心して、健康で快適に暮らし続けることのできる環境づくりも目指します。

活力

3 地域資源を活かした産業が盛んなまち

地域間競争が一層激しさを増す中で、本市が将来にわたって発展し続けるためには、地域経済を支える産業を育成・支援するとともに、県内や九州内のみならず、国内外との多様な交流が広がり、にぎわいが生まれるまちづくりが必要です。このため、本市の基幹産業である農業を核とし、商工業の活性化、新たな産業の創出など、地域経済を支える産業の振興を図ります。

さらに、南薩地域と鹿児島市をつなぐ位置にある本市の地理的な優位性を活かし、観光による消費拡大や外国人観光客の受入体制の強化等の観光振興策を推進するなど、交流の拡大による地域の活性化を図ります。

また、こうした交流の拡大を通じて、本市が長い歴史の中で培ってきた様々な魅力を、国内外へ広く発信し、その価値を更に高めていきます。

第3章 分野別目標

目指すべき将来都市像を実現するため、次のように7つの分野別目標を設定しました。

■農 林■

I 豊かな自然 活力ある農村 未来に向けて発展する まちづくり

本市は「茶」や「さつまいも」、「畜産」などで県内有数の生産量と質を誇っており、「南の食料供給基地」として、今後も豊かな自然と活力ある農村づくりを進めていくためには、農業の振興が不可欠であります。

農家の経営安定に繋がる機械化や生産施設の近代化を進め、認定農業者や集落営農組織の支援を行うとともに、農業後継者や新規参入者の育成・確保を図ります。

「知覧茶」をはじめとした本市の豊富な農畜産物のブランド化・高付加価値化を積極的に推進し、6次産業化や輸出への取組を進めるとともに、観光産業と一体となったPRを展開し、産地間競争に勝ち抜く体制づくりに努めます。さらに、生産者の顔が見える販売体制を確立し、消費者に信頼される産地づくりに努めるとともに、鳥獣被害の防止や環境に配慮した農業振興を図り、安心・安全な農畜産物を安定供給できる体制づくりに努めます。

また、活力ある農村づくり、農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動や中山間地域における農業生産活動、自然環境保全活動などを支援します。



■商工観光■

II 魅力と活力にあふれ にぎわう まちづくり



商工業については、南薩縦貫道の全線開通によりアクセスが向上した地の利を生かして企業立地を推進し、新たな雇用の場を創出するとともに、高等学校新卒者へ地元企業の情報を発信します。また、伝統的工芸品である川辺仏壇の製造技術を駆使した新商品の開発を支援し、川辺仏壇産業の振興を図ります。さらに、魅力ある店舗づくり等により商店街の活性化及び商工業者の経営安定に努めます。

観光については、本市の特色ある観光資源や恵まれた自然資源と農畜産物等を活かした観光ルートの開発や、グリーン・ツーリズム等の着地型観光※を確立するとともに、観光地づくりを担う法人の設立を支援します。また、海外からの誘客対策やユニバーサルツーリズムをより一層推進し、地域活性化を図ります。さらに、イベントなどによる誘客活動も推進し、訪れる人々に対して心温まる「おもてなし」を提供し、繰り返し訪れたいようなまちづくりを目指します。

※着地型観光：旅行者を受け入れる側の地域（着地）側が、その地域でおすすめの観光資源を基にした旅行商品や体験プログラムを企画・運営する観光形態。

※ユニバーサルツーリズム：高齢や障がい等の有無にかかわらず、誰もが気兼ねなく参加できる旅行。

■社会基盤■

Ⅲ 人と物が行き交い 快適で暮らしやすい まちづくり

市内を東西南北に結ぶ幹線道路や市民の生活の基盤となる生活道路の整備を進め、人や物の交流の促進、産業や観光面での地域経済の活性化を図るとともに、周辺地域との連携や市民の一体感の醸成に向けた交流活動の促進を図ります。

市民の移動手段を確保するため、JR 指宿枕崎線、路線バスの維持確保を図るとともに、利用者ニーズに応じたコミュニティバスの運行を継続していきます。

また、地域の特性を活かした安心して快適な都市環境づくりに努め、快適な居住空間の創造や高度情報化社会に対応した情報通信基盤の整備促進を図ります。



■生活環境■

Ⅳ 安全で安心して 住みやすい まちづくり



市民一人ひとりが、豊かな自然を生かした安心して住みやすいまちづくりに積極的に取り組む必要があります。

ごみの分別収集の徹底や循環型社会の形成（3R活動※）、再生可能エネルギーや省エネルギーの普及促進に取り組み、地球規模での環境施策の充実を図ります。

また、地域の実情にあった生活排水処理施設の整備や安全な水の安定供給を行い、快適な生活空間の創造に努めます。

さらに、安全な生活を守るため、市民・地域・行政が連携して、消防・防災体制の充実や交通安全・防犯対策の強化、消費者被害防止に努めます。

※3R活動：Reduce（リデュース：ごみをださない）、Reuse（リユース：再利用）、Recycle（リサイクル：再資源化）
でごみの減量化を図る活動。

■保健福祉■

V みんなで支え合い いきいきと健やかに暮らせる まちづくり

地域において、子どもから高齢者まで、隣の人や地域の人に支えられ暮らしています。

住み慣れた地域で生活するには、一人ひとりが個々の体調に応じて健康に努力すること、そしてできる範囲で自分の周りの方を支えることが基本です。みんなが地域の支えに助けられて、健やかにいきいきと暮らせるまちづくりを推進します。

また、各種検診や健康相談・健康教室などへの積極的な参加を促すとともに、適度な運動や安心・安全な食材を活かした食生活の改善に取り組み、みんながいきいきと暮らせるところとからだの健康づくりを推進します。

育児負担の軽減を図るため、子育て支援体制の強化や多様化する保育ニーズに対応した保育サービスの充実に向け改善します。

高齢化が進行する中で、高齢者が住み慣れた地域や家庭で、いきいきと安心して生活を送れるよう、生きがいづくりや社会参加への促進、介護保険制度などに基づく自立支援や介護者の負担軽減に向けた支援体制の強化を図ります。また、ノーマライゼーション※の理念に基づき、積極的な広報・啓発活動や交流活動などへの取組を通して心のバリアフリーを推進し、みんなで支え合う地域福祉社会の構築を図ります。



※ノーマライゼーション：障がいをもつ者ともたない者とが平等に生活する社会を実現させる考え方。

■教育文化■

Ⅵ 心の豊かさと創造力を育む 教育・文化の まちづくり



学校教育は、「基礎・基本」の定着を基盤に、国際理解教育、情報教育、環境教育をはじめ、安心・安全な「食」のまちづくりの基本となる食育※、郷土のよさを活かしたきめ細かな教育の充実やこころの教育を推進し、生きる力や創造力と豊かな心を育む学校教育の充実に努めます。教育の原点は家庭であるという自覚のもと、

家庭教育や幼児教育をはじめ、世代間交流を促進し、家庭・学校・職場・地域などが一体となった青少年の健全育成に努めます。

本市の持つ豊かな自然・文化・歴史・農林水産物などの学習資源を活かし、幼児から高齢者まで対応した生涯学習機会の充実や、それを支える指導者やボランティア団体との連携を図り、だれでも身近に生涯学習へ参加できる体制の構築に努めます。

長い歴史に育まれてきた文化財や伝統行事などの保存・継承・調査・活用に努めるとともに、多様な文化芸術に触れる機会の提供や参加体験できる文化活動の充実を図ります。

「知覧特攻平和会館」を核とした平和に関する事業の推進と平和学習を展開し、世界の恒久平和へ寄与していきます。

■協働参画■

Ⅶ みんなで創る 協働と自立の まちづくり

市民は、「自分たちの住むまちは自ら創る」という意識を持ち、積極的にまちづくりに参加することで、協働の仕組みを推進します。

市民等で組織する地区公民館、自治会などあらゆる組織は「南九州市」のまちづくりを進める協働のパートナーであり、あらゆる組織と行政と相互に協力し合って魅力あふれるまちづくりに取り組みます。

行政運営については地域の特性を活かした本市独自の施策展開を図りながら、自主財源の確保と自立した行財政の運営に努めます。

市民・地域・企業・行政など、関係する個人や団体、組織がそれぞれの立場や役割の中で、協働によるまちづくりを推進していきます。



※食育：食事や食物に関する知識と選択力を身につけ、健全な食生活が送れるようにするための教育

第4章 将来人口の見通しと目標

1 将来人口予測

2010（平成 22）年までに実施された国勢調査による人口推移を基に，国立社会保障・人口問題研究所が推計した 2025（令和 7）年の本市の人口予測は，30,653 人となっています。

2 目標人口

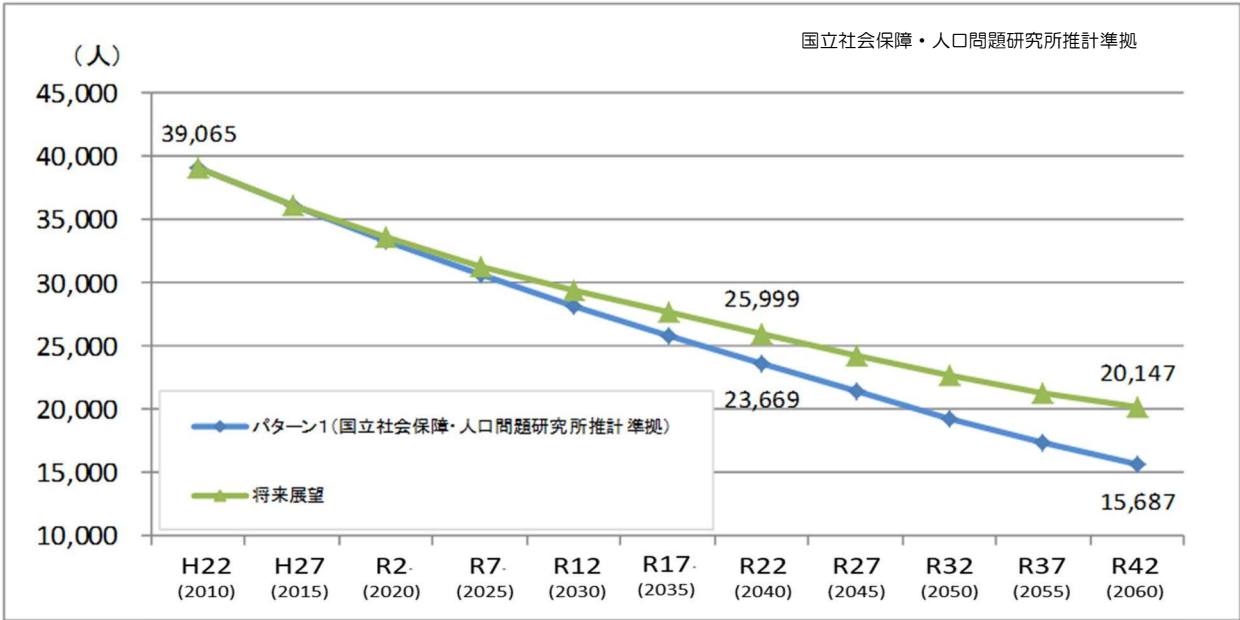
全国的な人口減少の時代を迎え，高齢化の進行や出生率の低下が今後ますます進むと考えられることから，本市の人口も減少していくものと予想されます。

そこで，子どもを生み育てやすい環境の整備や医療体制の充実，産業の振興，企業誘致などの定住促進のための施策を積極的に推進することにより，減少率を抑えるなどの取組が必要です。

これらの地方創生の実現に向けた取組に当たり，2016（平成 28）年 1 月に策定した「南九州市人口ビジョン」における市独自の将来人口推計に基づき，

2027（令和 9）年度の目標人口を **30,500 人** とします。

総人口の将来展望



総人口(人)	H22 (2010)	H27 (2015)	R2 (2020)	R7 (2025)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)	R27 (2045)	R32 (2050)	R37 (2055)	R42 (2060)
パターン1※1	39,065	36,082	33,318	30,653	28,185	25,898	23,669	21,427	19,306	17,393	15,687
将来展望※2	39,065	36,196	33,628	31,295	29,361	27,630	25,999	24,321	22,732	21,332	20,147

※1 …今後の施策効果を想定していない推計値 ※2 …今後の施策効果を想定した推計値

第5章 土地利用の基本方針

本市の土地利用は、自然的、社会的、経済的及び文化的な諸条件に十分配慮し、都市的土地利用と農業的土地利用、自然的土地利用の調和を図りながら、長期的展望に基づき、適正かつ合理的な土地利用に努めるものとします。

（１）都市計画区域

都市計画法により、本市の行政区域面積の約 41.7%に当たる 14,920ha が都市計画区域に指定され、その内 499ha が用途地域に指定されています。

この地域については、街並みや景観に配慮した基盤整備を計画的に進め、機能的な都市基盤の形成と快適で暮らしやすい生活基盤の整備を図ります。

（２）農業振興地域

農業振興地域の整備に関する法律（農振法）により、本市の行政区域面積の約 78.4%に当たる 28,069ha が農業振興地域に指定され、その内 9,902ha が農用地区域に指定されています。

この地域については、遊休地の利用の促進と土地改良事業などによる農業生産基盤の効率的な整備を行い、生産性の向上を図ります。

（３）森林地域

森林法により、本市の行政区域面積の約 52.5%に当たる 18,783ha が森林地域に指定されています。

この地域については、木材資源の有効活用と自然環境との共生に配慮するとともに、森林のもつ多面的機能が総合的に発揮できるよう森林の適切な整備と保全を図ります。

■ 土地利用に係る個別規制法の指定状況 ■

単位：ha

行政区域 面 積	都市計画区域		農業振興地域		森林地域		
		用途地域		農用地区域		国有林	民有林
35,791	14,920	499	28,069	9,902	18,783	2,043	16,740
	41.7%	1.4%	78.4%	27.7%	52.5%	5.7%	46.8%

資料：都市計画現況調書、南九州農業振興地域整備計画、南九州市森林整備計画

注）指定地域の重複があるため、構成比の合計は 100%にならない。

第6章 施策の体系

将来都市像

基本目標

分野別目標

基本施策

人と自然が共生する

活気あふれる

住みよいまち

南九州市

ひと

「人と人」、「地域と人」が
交流し、こころ豊かで
魅力あるまち

農
林

豊かな自然 活力ある農村
未来に向けて発展する
まちづくり

商
工
観
光

魅力と活力にあふれ
にぎわう
まちづくり

社
会
基
盤

人と物が行き交い
快適で暮らしやすい
まちづくり

まち

安心・安全でいきいきと
健康に暮らせるまち

生
活
環
境

安全で安心して
住みやすい
まちづくり

保
健
福
祉

みんなで支え合い
いきいきと健やかに暮らせる
まちづくり

活
力

地域資源を活かした
産業が盛んなまち

教
育
文
化

心の豊かさと創造力を育む
教育・文化の
まちづくり

協
働
参
画

みんなで創る
協働と自立の
まちづくり

1 農業経営基盤の強化

2 生産流通体制の強化

3 茶業の振興

4 畜産業の振興

5 林業の振興

1 商工水産業の振興

2 企業立地の推進

3 観光の振興

4 交流活動の促進

1 道路・交通体系の整備

2 公共交通機関の充実

3 魅力ある市街地の形成

4 住環境の整備

5 情報通信基盤の整備

1 環境保全対策の推進

2 生活環境の向上及び公衆衛生の推進

3 水の安定供給

4 総合的な消防・防災体制の充実

5 交通安全・防犯体制の強化

6 消費生活環境の充実

1 地域保健・医療の充実

2 子育て支援体制の強化

3 高齢者福祉の充実

4 障がい者（児）福祉の充実

5 地域福祉社会の充実

1 学校教育の充実

2 社会教育の充実

3 生涯学習の推進

4 生涯体育の推進

5 地域文化の振興

6 高等学校の活性化支援

7 「平和を語り継ぐ都市」の実践

1 地域コミュニティの充実

2 情報共有による住民参加体制の確立

3 男女共同参画社会の実現

4 効率的な行政運営の推進

5 健全な財政運営の推進

6 行政改革の推進

施策の展開

- ① 生産基盤の整備 ② 多様な担い手の確保・育成・支援 ③ 優良農地の確保
- ① ブランド化・高付加価値化による販売戦略 ② 安心・安全な「食」の生産・供給体制づくり
- ① 日本一の茶産地づくり ② 知覧茶ブランド力の強化
- ① 畜産振興対策の推進
- ① 森林の多面的機能の発揮 ② 豊かな森林資源の保全と活用
- ① 商工業の活性化と経営基盤の強化 ② 地場産品を活用した産業の育成 ③ 伝統ある川辺仏壇産業の振興 ④ 水産業振興対策の推進
- ① 新たな雇用の場の確保 ② 地元企業の人材の確保・支援
- ① 観光ルートの拡大化 ② 体験型観光の推進 ③ 新たな観光事業の推進
- ① 地域内交流の推進 ② 国内・国際交流の推進
- ① 市内外の交流を促進する幹線道路の整備 ② 市道などの整備・管理
- ① 市民の移動手段の確保 ② JR 指宿枕崎線と路線バスの維持確保 ③ 利便性の高い公共交通網の整備
- ① 魅力と活気に満ちた市街地の形成 ② 景観に配慮した美しい都市空間の形成
- ① 市営住宅の計画的な建替えと適正な維持管理の推進 ② 住まいの安全・安心の確保 ③ 公園の整備 ④ 移住・定住促進対策の充実
- ① 高度情報化社会に対応した情報通信基盤の整備促進 ② 情報通信基盤の利活用
- ① 地球温暖化対策への取組 ② 再生可能エネルギーや省エネルギーの普及促進
- ① 市民との協働による生活環境の保全 ② 効率的な廃棄物処理と循環型社会構築の推進 ③ 生活排水処理対策の充実
- ① 安全な水の安定供給
- ① 地域防災力の向上 ② 砂防・急傾斜地崩壊対策事業の推進 ③ 消防・救急体制の充実 ④ 空き家対策の推進
- ① 交通安全対策の強化 ② 防犯体制の強化
- ① 消費生活対策の推進 ② 消費生活の安全性確保
- ① 健康づくりの推進 ② 国民健康保険事業運営の安定化 ③ 医療体制の充実
- ① 子ども・子育て環境の充実 ② 母子保健サービスの充実 ③ 保育サービスの充実
- ① 生きがいづくりや社会参加の促進 ② 高齢者福祉・介護サービスの充実 ③ 介護予防・地域包括ケアの推進
- ① 生活しやすい環境づくり ② 日常生活支援の充実 ③ 社会参加の促進
- ① 地域福祉活動の推進 ② 低所得者福祉の充実
- ① 個に応じたきめ細かな教育の充実 ② 心の教育の推進 ③ 地域の特色を生かした教育の推進 ④ キャリア教育・進路指導の充実
- ⑤ 外国語教育の充実 ⑥ 読書活動の推進 ⑦ 学校教育施設などの整備
- ① 社会教育推進体制の充実 ② 家庭教育の充実 ③ 心豊かな青少年の育成 ④ 人権教育の推進 ⑤ 図書館サービスの充実 ⑥ 地域学校協働活動の充実
- ① 生涯学習推進体制の構築 ② 公民館活動の充実
- ① 各種スポーツ大会、スポーツ・レクリエーション教室の実施、充実 ② 各種競技団体などとの連携・支援、指導者育成 ③ 競技スポーツの充実
- ④ 社会体育施設の整備 ⑤ 特別国民体育大会・特別全国障害者スポーツ大会の推進
- ① 文化財の保存・活用 ② 文化活動の推進
- ① 高等学校の活性化支援
- ① 平和事業の推進 ② 「世界の記憶」事業の推進 ③ 施設などの充実
- ① 地区公民館と自治会の連携 ② 地域自治組織の機能強化
- ① 情報共有の推進 ② 市民参加によるまちづくりの推進
- ① 男女共同参画の視点に立った人権の尊重 ② すべての人が個性と能力を発揮できる機会の提供
- ① 行政組織の効率化及び行政サービスの充実 ② 電子自治体の構築 ③ 公共施設の適正配置及び管理・運営 ④ 広域連携の推進
- ① 財政運営の健全化
- ① 行政改革の推進

第3編 基本計画

第1章 施策の展開

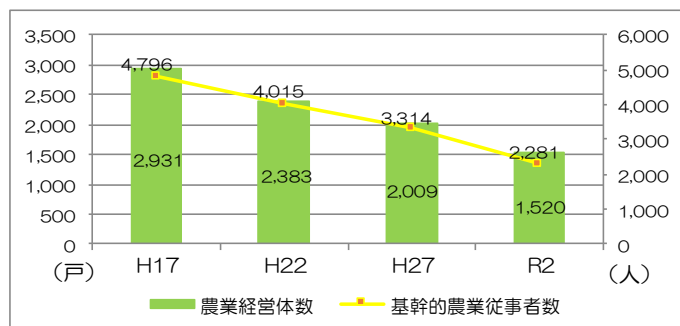
第2章 計画の実現に向けて

1 農業経営基盤の強化

☑ 現状と課題

- 農地は平地と傾斜地が混在しており、それぞれの地域に応じた生産基盤整備が実施されています。今後も農業・農村を取り巻く諸情勢の変化に対応した整備を計画的に実施する必要があります。
- 大型機械化に対応するため、畦畔除去等による大区画化や農地の再整備等に取り組む必要があります。
- 南薩畑地かんがい施設が整備されている地域では、かんがい用水を利用した効率的な営農が行われています。しかしながら、施設の設置後長期を経ており、耐用年数を超過している施設もあります。基幹施設及び末端施設の整備・更新を行い、ライフサイクルコスト※の低減を図る必要があります。
- 本市には広大な農地や中山間部の棚田など、後世に伝えるべき農村景観が数多くあり、このような豊かな自然、伝統的農業文化を継承し、環境と調和した生産基盤の整備を行い、農村環境の保全管理を図る必要があります。
- 中山間地域においては、不整形な農地などが多く、営農に支障を来している地区が点在しており、耕作放棄地が増加している地区も見受けられます。国土保全や農村の持つ多面的機能の維持・継承を図る観点からも農業生産条件を改善する取組を行い、農地の荒廃防止等に努める必要があります。
- 農村地域では、農村人口の著しい高齢化・減少という事態に直面しており、農業従事者の減少などにより、農業用施設の維持管理が一段と困難な状況になるものと考えられます。また、施設の耐用年数超過による老朽化も随所に見受けられ、今後は、施設の補修整備や更新を推進するとともに、土地改良施設の機能を持続的に発揮させる推進体制を構築する必要があります。
- 農業従事者の高齢化や減少に伴う労働力不足が深刻化する中、地域の担い手となる新規就農者、認定農業者、集落営農組織など多様な人材の確保・育成が急務であり、農業の効率化を図るための機械、施設の導入や新たに6次産業化に取り組む意欲ある担い手農家の支援、さらに、ロボット技術、ICT※やIoT※等の先端技術などを取り入れたスマート農業を推進する必要があります。
- 農地の荒廃が進行している中、農地の利用集積や耕作放棄地の解消などが地域の課題であり、今後は、農業生産力の維持向上を図るため、担い手への農地の集積・集約化を推進し、農地の利用の最適化による農業経営基盤の強化に取り組んでいく必要があります。

■農業経営体数と基幹的農業従事者数の推移



資料：農林業センサス



草刈り作業

※ライフサイクルコスト：製品や構造物を取得・使用するために必要な費用の総額。企画・設計から維持・管理・廃棄に至る過程で必要な経費の合計額。

※ICT：「Information and Communication Technology」の略語。情報通信技術のことで、通信技術を活用したコミュニティを指す。

※IoT：パソコンやスマートフォンに限らず、家電やセンサーなどさまざまな物がインターネットに繋がる仕組み。(Internet of Things の略)



■ 農業経営体数などの推移

	H17	H22	H27	R2
農業経営体数（経営体）	2,931	2,383	2,009	1,520
基幹的農業従事者数（人）	4,796	4,015	3,314	2,281

☑ 基本方向

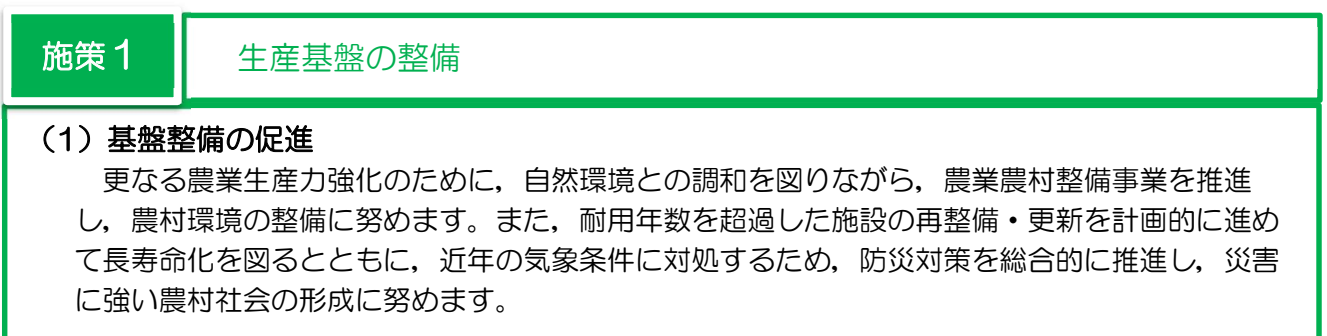
資料：農林業センサス

- 良好な農地の形成や美しい農村景観を維持するとともに、南の「食料供給基地」を目指した農地の有効活用や農業生産基盤づくりに努めます。
- 持続可能な農業を展開していくため、各種補助事業や融資事業などを導入しながら農作業の機械化や生産施設の整備を推進し、産地の収益力強化を図ります。さらに、ロボット技術、ICTやIoT等の先端技術などを活用したスマート農業の推進を図ります。
- 農業後継者や新規参入者などへの各種支援策を活用するとともに、認定農業者、認定新規就農者及び集落営農組織の確保・育成を推進し、あわせて、就農への広報・啓発を行います。また、新たに農業・農村の6次産業化に取り組み、農産物の付加価値を高めることにより、農家所得の向上、農業の維持・発展を図ります。
- 人と農地の問題を解決するため、「地域計画※」を随時見直ししながら、農地バンク等を活用した担い手農家への農地の利用集積及び耕作放棄地の発生防止・解消を図り、優良農地の維持・確保に努め、持続的な農地の利活用に取り組めます。
- 農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動を支援します。

☑ 施策体系図



☑ 施策の展開



※地域計画：農業従事者の高齢化や担い手不足に伴う耕作放棄地の増加など農村地域が抱える課題を解決するため、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化するための計画。

(2) 農業用施設の適切な維持管理

土地改良施設などの機能を継続的に発揮させるために、地域が主体となった農業用施設の保全管理の指導・助言を強化します。

(3) 生産基盤及び施設・設備の整備推進

生産基盤及び施設・設備の整備は、良好な農地の形成、維持及び農作業の省力化によるコスト低減や生産性向上を図る上で重要であることから、各種補助事業などを導入し、南の「食料供給基地」としての役割を果たすべく、生産基盤の強化を図ります。

施策2**多様な担い手の確保・育成・支援****(1) 農業研修施設の整備及び支援体制の強化**

本市における農業分野に係る新規就農者（参入者）等の拠り所とするため、南九州市頤娃農業開発研修センターと公益社団法人南九州市農業公社との研修部門における支援体制等の強化を図ります。また、研修制度を就農相談会や就農ポータルサイト、広報紙などで紹介し、農業への参入を目指す意欲ある研修生を受け入れ、栽培技術や経営管理の研修を行い、農業への人材の一層の呼び込みと定着を図ります。

(2) 認定農業者の育成・支援

認定農業者の経営改善計画の実現に向け、担い手育成総合支援協議会が中心となり、各種研修会を通じた経営管理能力の向上や家族経営協定の締結推進を図り、認定農業者の経営発展に向けた支援を実施します。また、農産物の付加価値を生み出し、農業所得の向上や地域の活性化に寄与する新たな6次産業化に取り組む農業経営体を支援します。さらに、稼げる農業の実現に向け、ロボット技術、ICT等の先端技術などを活用したスマート農業の普及による生産性の向上に向けた取組を支援します。

(3) 新規就農者などの支援

将来にわたり農業を支える新規就農者については、親元就農はもとより、Uターン就農など幅広い人材を含めて「次代の担い手」として確保・育成を図ります。新規就農者には、就農・定着まで一貫した支援を実施するため、農地、農業技術等の情報提供を行い、新規就農時の負担軽減と早期の経営安定に向けた支援を実施します。また、農業の新たな担い手として、企業等の農業参入を促進するとともに、農福連携の推進や外国人技能実習生を始めとした外国人材の受入に関する情報提供など、多様な人材の確保・育成に向けた取組を推進します。

(4) 集落営農組織の育成・強化

集落営農組織を育成することで、機械・施設への過剰投資の解消や共同利用・共同作業による生産コストの低減を図り、地域内の農地の有効利用と耕作放棄地の発生防止に努めます。また、リーダー研修や組織運営研修等を開催し、地域が一体となった営農体系を目指します。

(5) 多様で豊かな活力ある農村地域への支援

中山間地域等の農業生産条件不利地においても、国土保全、水源かん養、景観形成等の多面的機能を有しており、地域共同で行う多面的機能を支える活動や、地域資源の質的向上を図る活動を支援し、地域の特色を活かした農業の展開を図ります。

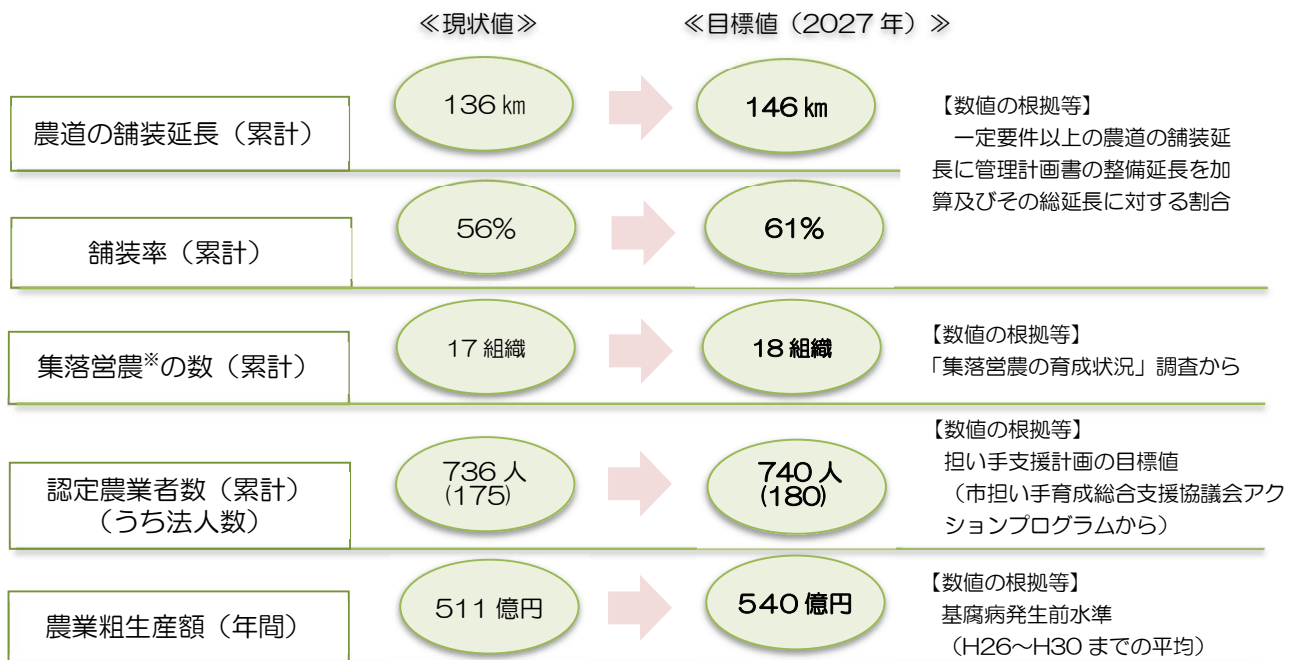
施策3**優良農地の確保****(1) 農地流動化の促進**

農地中間管理機構との連携によって優良農地の確保に努め有効活用を図るため「地域計画」に位置づけられた中心的経営体及び担い手農家などへの農地の利用集積を促進し、効率的農業を行うための支援を行います。

(2) 耕作放棄地・遊休農地の発生防止・解消

農地の有効利用を促進するため、耕作放棄地などの実態把握を行い、発生防止・解消対策、農地の利用集積などに地域全体で取り組み、効率的・安定的な農業経営の推進体制の強化に努めます。

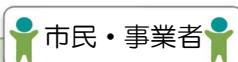
重要業績評価指標（KPI）



市民満足度



役割分担



市民・事業者

耕作放棄地の発生防止，良好な農地の形成と維持に努めましょう。



地域・団体

多面的機能を支える活動や農業用施設の保安全管理に取り組みましょう。



行政

農業者，関係機関との連携を図り，各種事業への積極的な取組を行います。

※集落営農：集落を単位として，農業生産過程の全部または一部について共同で取り組む組織。

2 生産流通体制の強化

現状と課題

- 農業は食料の安定供給という役割に加え、洪水防止、水源のかん養など国土・環境保全という多面的機能を有しています。一方、近年、化学肥料・農薬の多投入などが環境へ悪影響を及ぼすことも懸念されていることから、生産性と環境保全の調和を図りながら、農業の持つ自然循環機能を生かし、環境に配慮した持続的な農業を推進することが重要となっています。
- 消費者はより安心・安全、信頼できる産地からの農畜産物を求めており、このニーズに的確に対応するため、第三者認証の取得率向上に向け、取り組みを推進するとともに、地域資源を生かしたブランド化・高付加価値化による販売戦略が必要とされています。
- 増加傾向にある鳥獣被害については、農産物生産量の減少や生産意欲の低下につながることから、耕作放棄地・遊休農地の発生防止等に努めるとともに、捕獲要請に即時対応するため、鳥獣被害対策実施隊の民間隊員の活動などを支援、さらに、ICT技術を活用したスマート捕獲アプリ・システムを推進する必要があります。
- サツマイモの基腐病が急速に拡大し、大きな問題となっています。これまで、基礎的な病害の生態等が明らかになり、生産現場で実践しやすい対策の普及が望まれています。

基本方向

- 地域資源を生かした南の「食料供給基地」づくりを目指し、農産物のブランド化・高付加価値化を積極的に推進し、市のウェブサイトや公式SNS等を活用した情報発信やPR活動・マーケティング戦略※を展開します。
- 生産者の顔が見える販売体制を確立し、消費者に信頼される産地づくりに努めます。
- 農業用廃棄物の適正処理や農薬飛散防止対策、農薬の適正使用など環境に配慮した農業振興を推進します。
- 鳥獣による農産物の被害防止対策に努めるとともに、捕獲要請に即時対応する鳥獣被害対策実施隊の民間隊員の活動などを支援、さらに、ICT技術を活用したスマート捕獲アプリ・システムの推進を図ります。
- サツマイモ基腐病の早期収束に向けて、「持ち込まない」「増やさない」「残さない」対策を総合的に進めることを基本に、基腐病被害の軽減に取り組みます。

施策体系図



施策の展開

施策1	ブランド化・高付加価値化による販売戦略
(1) PR活動・マーケティング戦略による販売活動の促進 農産物のブランド化・高付加価値化を推進するとともに、ウェブサイトや市のSNS等を活用した情報発信やPR活動・マーケティング戦略を展開し、有利販売に努めます。 (2) 定期的な販売促進キャンペーンの実施 各種イベントなどを利用して定期的な販売促進キャンペーンや試食・宣伝PR活動を実施し、本市の特産品の消費拡大を図ります。 (3) 6次産業化の支援 地域で生産された農産物を加工し、付加価値をつけて販売する6次産業化を支援することで、加工品の有利販売による所得向上と雇用創出を図り地域活性化につなげます。	

※マーケティング戦略：市場を把握、分析し、市場に対するアプローチの戦略を立て、多様なマーケティング活動を行ううえでの指針。



施策2

安心・安全な「食」の生産・供給体制づくり

(1) 環境に配慮した農業の推進

良質堆肥による健全な土づくり、化学肥料や化学農薬の削減など環境に配慮した適正な安全使用を図ります。また、農業用廃プラスチック類、使用済土壤消毒缶等の適正処理、処分の推進に努めます。

(2) 生産者の顔が見える販売体制の確立

生産から流通・販売段階までの安心・安全の確保や情報提供に努めるとともに、第三者認証の取得を促進します。また、「かごしまブランド※」の推進を図り、消費者に信頼される産地づくりに努めます。

(3) 鳥獣被害防止対策の推進

地域ぐるみ・個人による被害防止柵の設置や有害鳥獣駆除など、鳥獣による農作物に係る被害防止のための施策を推進し、鳥獣被害対策実施隊と被害地域との連携を図り、スマート捕獲アプリ・システムを導入することで、農産物の安定的な生産を支援します。

(4) サツマイモの基腐病対策の確立

サツマイモの基腐病の被害発生防止や抑制対策等について「持ち込まない」「増やさない」「残さない」を組み合わせた3つの対策が有効であり、生産者への情報提供を行い、サツマイモの安定的な生産を図ります。

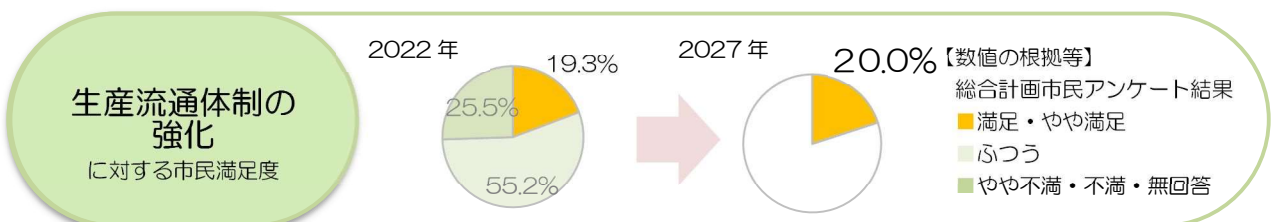
(5) 地産地消の推進

地産地消をPRし、農産加工品などの高付加価値化による消費拡大や6次産業化を促進するとともに農産物直売施設と連携を図り、地域内における流通・消費ルートを確立します。

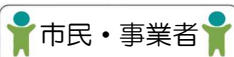
重要業績評価指標 (KPI)



市民満足度

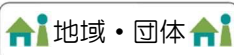


役割分担



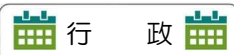
市民・事業者

生産者の顔が見える安心・安全な農産物を提供できるように努めましょう。



地域・団体

消費者に信頼される産地づくりに取り組みましょう。



行政

各種施策を積極的に導入し経営の基盤強化を図ります。

※かごしまブランド：かごしまブランド産地に指定された産地で生産され、一定基準以上の品質を持つ農畜産物。

3 茶業の振興

☑ 現状と課題

- 茶園面積・荒茶生産量ともに日本一の産地が形成され、今後、国内最大の「知覧茶」ブランド力の強化とポテンシャルを活かした産地体制を構築する必要があります。
- 緑茶（リーフ茶）の消費減少によって荒茶価格が低迷し、加えて生産資材の高騰などにより、茶業経営が厳しい状況にあることから管理作業の協業化、生産資材の共同購入、ICT技術等を導入した圃場管理（スマート農業）による作業の省力化、コスト削減を図る必要があります。
- 茶業従事者の高齢化や労働力不足に加え、荒茶加工技術者の不足により茶工場運営に支障を来していることから、労働力確保対策はもとより、茶工場の再編整備や生産から販売の一貫経営（法人化）の育成を図る必要があります。
- 市場動向に対応するため、第三者認証の取得を推進するとともに海外展開を含めた有機栽培や多種多様な茶づくりの取組など新たな生産体制を構築する必要があります。
- 降灰や霜害など、茶の品質と収量の低下を招く気象災害に対し、機械設備の老朽化対策や導入を図る必要があります。
- 「知覧茶」ブランド力の強化を図るため、消費者ニーズ等に対応した国内外への販売戦略やPR活動、さらには、観光分野との連携やお茶文化の継承等の取組を積極的に推進する必要があります。

■茶産業の現況（令和3年度）

項目	茶園面積 (ha)	生産量 (t)	生産額 (百万円)	栽培戸数 (戸)	認定農業者 (戸)
南九州市	3,421	13,332	11,484	614	387

資料：茶業課

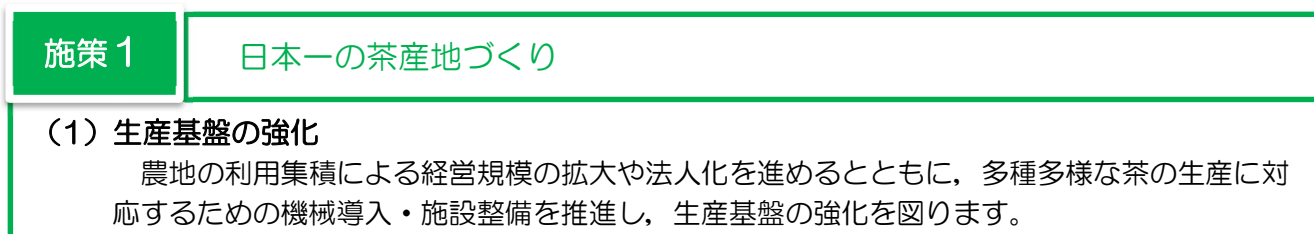
☑ 基本方向

- 農地の利用集積をはじめ、機械導入等による生産基盤の強化を進めるとともに、茶業経営の合理化を図るため、茶工場の再編整備や法人化を推進します。
- 市場流通ニーズに対応するため、各種 GAP※や有機 JAS 等第三者認証の取得による安心・安全で信頼される茶づくりや海外展開を見据えた多種多様な茶づくりを積極的に推進します。
- 市茶業振興会の活動と茶工場を中心とした生産組織の育成と活動の強化を図ります。
- 「知覧茶」ブランドの知名度を高めるため、茶業関係者が一体となり、市のウェブサイトや公式 SNS 等を活用した国内外での情報発信や販売・PR活動を積極的に推進します。

☑ 施策体系図



☑ 施策の展開



※GAP：Good Agricultural Practice の略。「農業生産工程管理」を意味し、K-GAP、J-GAP、A-GAP、G-GAP の種類がある。



(2) 安心・安全、信頼される茶づくりの推進

各種 GAP や有機 JAS 等第三者認証の取得による海外市場への展開を見据えた市場性の高い茶づくりを推進します。併せて、化学肥料や化学農薬の低減、有機栽培など環境と調和した取組を推進します。

(3) 生産組織の育成・強化

市茶業振興会の活動と茶工場を中心とした生産組織の育成・強化を図ります。

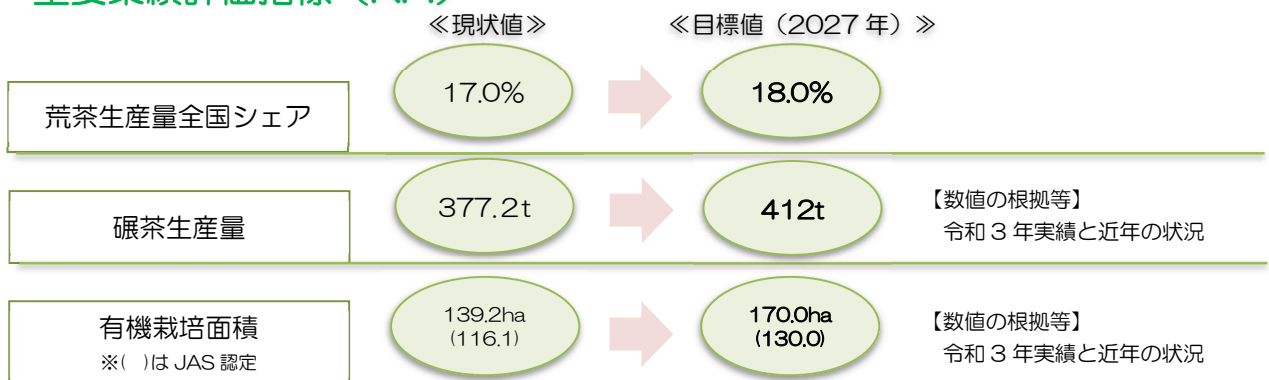
施策 2

知覧茶ブランド力の強化

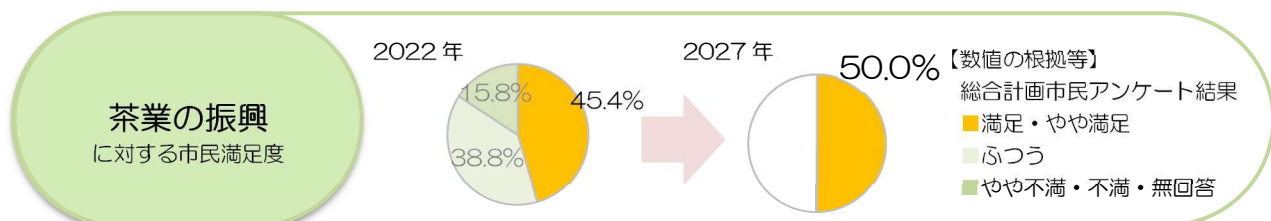
(1) 知覧茶ブランド力の強化

市のウェブサイトや公式 SNS 等を活用した国内外への「知覧茶」に関する情報発信や消費者ニーズの多様化等に対応した新たな販売戦略・PR 活動を積極的に推進するとともに、お茶文化の再構築や観光と融合した取組により「知覧茶」ブランド力の強化を図ります。

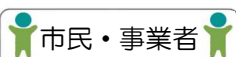
重要業績評価指標 (KPI)



市民満足度



役割分担



市民・事業者

お茶は健康維持に効果的です。健康のため、お茶を飲む習慣をつけましょう。



地域・団体

地域・団体一体となり、消費者に信頼される茶づくりに取り組みましょう。



行政

茶業振興に向けた基本施策等について関係機関等との連携・強化を図ります。

4 畜産業の振興

現状と課題

- 畜産業を取り巻く環境は、高齢化や後継者・労働力不足が深刻化しており、農家戸数は減少傾向にあります。一方、近年の社会情勢の変化により生産コストの上昇が著しくまた輸入自由化による競争激化により畜産経営は一層厳しさを増しています。このため施設整備や省力化機械の導入等、生産基盤の強化を図る必要があります。
- 安心・安全な畜産物の供給を図るため、第三者認証の取得を推進し、取得に対する支援を行う必要があります。
- 近年の飼料高騰による経営への影響を低減するため、輸入飼料への依存から自給飼料の生産基盤拡大を図る必要があります。また、甘しょ茎葉や稲わらなど地域の多様な飼料資源の積極的な活用に努める必要があります。
- 家畜伝染病による経済的損失を防止するため、各関係機関と緊密に連携を取り、地域ぐるみで口蹄疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザなどの家畜伝染病に対する侵入防止対策に取り組む必要があります。

■農業生産実績（令和3年度）

項 目	乳用牛	肉用牛	豚	採卵鶏	ブタ	合 計
飼養戸数（戸）	15	71	28	23	15	152
飼養頭羽数（頭・羽）	1,719	16,324	89,922	2,492,621	705,018	
生産額（千円）	1,164,064	9,156,385	9,377,764	10,340,848	2,450,804	32,489,865

資料：畜産課

基本方向

- 畜舎等の改修や新設により、飼養環境の改善やコスト低減を図るとともに、畜産 ICT 技術を活用し生産性の向上及び省力化に努めます。また、規模拡大や優良種畜の確保により、競争力のある産地づくりを目指します。併せて第三者認証の取得による安心・安全な畜産物の供給に努めます。
- 飼料自給率の向上を図るため、耕畜連携による飼料増産や、地域の低・未利用資源の活用、飼料生産支援組織などの育成を図ります。また、地域の実情に応じた適切な畜産環境対策を推進していきます。
- 安心・安全な畜産物の供給と家畜疾病による経済的損失を防止するため、地域ぐるみの防疫体制確立に取り組み、家畜伝染病の発生及びまん延防止に努めます。

施策体系図

畜産業の振興

施策 1

畜産振興対策の推進

施策の展開

施策 1

畜産振興対策の推進

（1）畜産経営の基盤強化

後継者の確保や畜産農家のゆとりある生活のため、ヘルパー組織の育成と利用促進に努めます。また、各種補助事業の活用により畜産経営の基盤強化を図ります。安心安全な畜産物の生産及び高付加価値化を図るため、第三者認証の取得を推進します。あわせて、産地処理場の強化及び6次産業化を推進し、経営の安定を図ります。



(2) 飼料生産基盤の確立

飼料価格が高騰し、畜産経営を圧迫していることから、自給粗飼料の生産拡大に努めます。水田を活用した稲発酵粗飼料（WC S）の生産・利用の拡大を図るとともに、耕作放棄地の有効利用により自給飼料基盤の強化を図ります。また、耕畜連携を推進し、コントラクターなどの飼料生産支援組織の育成により自給飼料増産体制の確立を図り、甘しょ茎葉などの低・未利用資源の有効活用や食品加工残さ（焼酎かす、澱粉かすなど）の飼料としての有効活用に努めます。

(3) 耕畜連携による資源循環型農業の推進

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づき、家畜排せつ物の適正処理と安全で高品質な堆肥づくりを推進し、耕種農家のニーズに合わせた堆肥を施用することにより、土壌改良及び地力向上を進め、化学肥料の使用量を低減した環境に優しい資源循環型農業の構築に努めます。

(4) 家畜自衛防疫体制の強化

家畜飼養衛生管理基準の遵守により口蹄疫・豚熱・高病原性鳥インフルエンザなどの悪性家畜伝染病の侵入防止に対する意識付けを行い、自衛防疫の強化及び地域ぐるみの防疫体制の確立に努めます。また、各種ワクチンの活用により疾病を予防し、家畜の損耗防止に努めます。

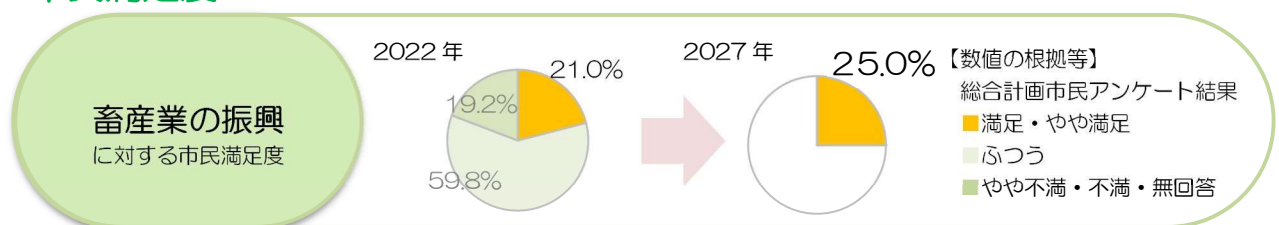
(5) スマート畜産の推進

家畜飼養管理、飼料生産においてスマート畜産を導入することにより生産性の向上や省力化、畜産経営の課題解決を図ります。

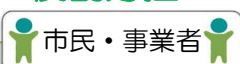
重要業績評価指標（KPI）



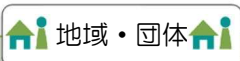
市民満足度



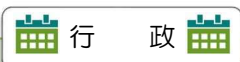
役割分担



消費者に安心・安全な畜産物を提供できるように努めましょう。



地域・団体一体となって家畜伝染病の防疫体制を構築しましょう。



農家の育成と各種施策を積極的に導入し経営の基盤強化を図ります。

5 林業の振興

現状と課題

○森林所有者の高齢化と林業の採算性の低迷に伴い、森林所有者の施業意欲が減退してきており、放置されたままの森林の増加で森林の有する多面的機能発揮の低下が懸念されています。また、森林所有形態が小規模で分散していることや森林所有者の市外転出が施業の集約化や林内路網の整備を遅らせ、効率的な施業実施の阻害要因となっています。

○森林整備を計画的に実施するためには、森林経営計画の作成を促進し、林業就業者の確保や新たな事業体の育成を図る必要があります。また、本市の人工林は本格的な利用期を迎えており、森林の間伐、主伐、再造林を効率的に推進していくため、森林環境譲与税※を活用した森林経営管理制度に取り組み、施業の団地化・集約化の取組を進めるとともに、作業路などの路網整備や機械化による効率化も進めます。あわせて、木材の生産から流通、加工の各方面の関係者と連携し、新たな用途開発など木材需要の拡大を図りながら収益を確保し、森林の有する多面的機能を維持していかねばなりません。

■森林の齢級別森林構成表（令和元年度） 単位：ha

区分	スギ・ヒノキ林の森林現況（育成単層林・育成複層林）											
	齢級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11～
面積	11,194	24	12	22	131	333	191	424	899	2,502	3,095	3,561

資料：南九州市森林整備計画 ※1 齢級＝5年

■森林面積内訳（令和元年度） 単位：ha

	林野面積	国有林	民有林									
			公有林			私有林						
			計	県有林	市有林	計	個人	公団	公社	集落	会社	その他
頤娃	4,175	496	335	19	316	3,344	2,671		54	264	129	226
知覧	6,187	774	415	42	373	4,999	3,453	84	118	81	118	1,145
川辺	8,420	773	422	15	407	7,225	4,417	49	128	77	188	2,366
合計	18,783	2,043	1,171	76	1,095	15,568	10,541	133	300	423	435	3,737

資料：南九州市森林整備計画

※森林環境譲与税：令和6年度から課税される森林環境税を財源に、国から都道府県・市町村に対して交付されるもの。それぞれの地域実情に応じて森林整備及びその促進に関する事業を幅広く弾力的に実施する財源として活用される。



基本方向

- 森林の持つ多面的機能を発揮するために、森林の基盤整備、施業の集約化、高性能林業機械の導入など、生産性を向上させる取組を進めます。
- 森林の健全性を確保するため、森林の現況や森林所有者の意向を踏まえ、長期的視点に立って目標に即した効率的な森林整備を推進します。
- 豊かな森林資源を保護するとともに特用林産物などの森林資源の活用、地材地建の推進による木材の利用拡大を図り、森林・林業の学習活動を推進します。

施策体系図



施策の展開

施策1 森林の多面的機能の発揮

(1) 林道の整備

森林整備の基礎となる路網の整備を促進し、路網率の向上による森林整備の効率化を推進します。

(2) 森林の整備

森林の多面的機能の発揮のため、造林、間伐、主伐、再造林の森林整備を推進します。

なお、スギ・ヒノキ等の人工林が本格的な利用期を迎え、また、木質バイオマス発電施設の稼働、木材輸出の拡大が進み需要が増加していることから、利用間伐を中心とした施業を推進します。

(3) 水源かん養林の保全、育成

万之瀬川流域の水源かん養林の適正な管理により貴重な水資源としての機能の維持を図ります。

(4) 森林環境譲与税の活用

森林環境譲与税を活用することにより、森林整備によって搬出された木材利用、林業担い手対策、経営管理制度による未整備森林の集約化による森林整備に取り組み、併せて不明森林所有者の解消を図ります。

(5) カーボンニュートラルの推進

市が森林整備を行うことによって得られる二酸化炭素（CO₂）吸収量を事業者等が自ら削減できないCO₂の埋め合わせとして購入する「かごしまエコファンド制度」、地域木材を使用した家づくりによる貢献度を見える化した認証量に対し交付金を交付し更なる地球温暖化対策に取り組む森林炭素マイレージ交付金制度を推進し、カーボンニュートラルの普及啓発を図ります。

(6) デジタル技術の推進

航空レーザ計測・解析情報の高度利用による伐採対象地の立木調査等の省力化やドローン等を活用した森林整備の効率化、ICTを活用した原木流通の合理化を図ります。

施策2

豊かな森林資源の保全と活用

(1) 森林の保護

森林の無断伐採、無許可・無秩序開発を防止するとともに植林などにより豊かな森林資源の保護を推進します。

(2) 治山事業の推進

森林整備や治山事業を推進し、森林の保全と市民の生命財産の保護を推進します。

(3) 特用林産の振興

林家所得向上のため、ツゲ、椎茸、干両、シキミ、タケノコなどの豊かな森林資源の活用を推進します。

(4) 地材地建の推進

地域木材工場活用を促進し、地材地建の推進を図り、林家所得の向上と環境にやさしい林業を推進します。

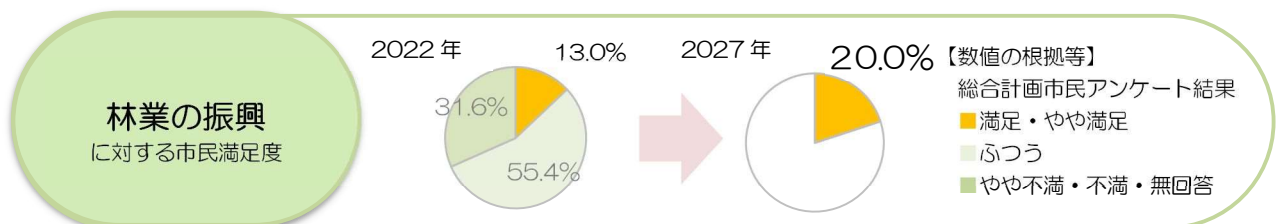
(5) 森林教育の推進

学校林などを活用した教育活動や、緑の少年団活動などを通じた森林環境教育の推進を図ります。

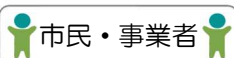
重要業績評価指標 (KPI)



市民満足度



役割分担



市民・事業者

森林の多面的機能を理解し、間伐などの施業を行い、森林保全に努めましょう。



地域・団体

森林を全ての住民で守り育てる意識の醸成を図りましょう。



行政

関係機関と連携を図り、基盤整備、間伐推進などの各種施策を進めます。



夏休み木工教室



海岸防風林のマツ植樹体験



林道整備(辨才天線)

1 商工水産業の振興

☑ 現状と課題

- 物価高騰などの様々な要因による社会経済環境の変化に伴い、事業者は経営を消費動向に適合させる必要性が生じています。
- 商工業者が時代の変化に的確に対応した経営及び魅力ある商店街形成や買い物弱者に対する取組などを支援し、経営基盤の強化を図る必要があります。
- 商工業者の高齢化や後継者不足による空き店舗の増加が課題となっています。また、人口減少化及び大型商業施設やネットショッピングの利用に伴う地元消費の減少が課題となっています。
- 中小企業の生産性向上や省力化等を図るため、企業の DX に向けた取組を推進する必要があります。
- 農林水産業との連携を図り、地域資源を活用した売れる商品やサービスの開発、販売に取り組む必要があります。
- 年間を通じて地域製品の積極的な PR 活動などを行い、国外への販路開拓も視野に入れた取組を行う必要があります。展示販売はもとより、各種商談会・セミナーなどを有効に活用し、今後も認知度向上に向けて継続的に実施する必要があります。
- 川辺仏壇産業は、平成 25 年度から国内適用された「仏壇公正競争規約」制度の運用により、店頭において原産国表示が義務付けられ、消費者の商品選択の公正さを担保する取組が行われています。しかしながら仏壇生産額の向上に至っていないのが現状です。今後も引き続き全国へ向けた販路拡大を行うとともに、ブランド力の強化を推進していく必要があります。また、仏壇製造技術を活用した日用品・調度品等の製造・販売を行うことにより新たな購買層の獲得を図り、仏壇製造販売へ結びつける必要があります。
- 本市の漁業は、一本釣り、刺網漁業などの沿岸漁業が主体ですが、魚価の低迷、水産資源の減にともなう漁獲量の減少などの課題を抱えています。
- 漁場として欠かすことのできない藻場が十分に造成されているとは言い難い状況であり、定期的に藻場造成や魚種の種苗放流事業を継続して行うことにより、漁場としての機能を向上させる必要があります。
- 漁業従事者の高齢化及び後継者不足により、担い手の減少が進んでいます。
- 水産物の消費について、幅広い世代で魚離れが進行する一方、消費者ニーズや流通形態が多様化しています。

■川辺仏壇の年度別推移

年度	H29	H30	R1	R2	R3
数量（本）	1,500	1,400	1,200	950	750
生産額（百万円）	670	625	580	420	350
事業所数 （組合加入事業所）	76 (39)	75 (37)	78 (35)	74 (34)	73 (31)
従事者 （組合員数）	228 (128)	227 (123)	223 (171)	221 (161)	219 (146)

資料：鹿児島県川辺仏壇協同組合



基本方向

- 商工業者に対する経営相談，経営改善普及事業などの商工会事業を支援することにより，市内商工業者の経営安定を図ります。また，消費者ニーズに対応する魅力ある店舗づくりへの取組，買い物に不便を感じている高齢者などの買い物弱者対策，地元購買の定着や消費者の利便性の向上を促進します。
- 基幹産業である農業と連携し，加工食品など新商品の開発を推進します。
- 地域特産品のPRを積極的に行い，国内外を含め販売の促進に努めます。
- 伝統的工芸品である川辺仏壇産業の振興を図るため，産地保全の支援などを行い「川辺仏壇」のブランド力向上を促進します。
- 漁業資源の減少，魚価の低迷，後継者不足を解消するため，放流事業の実施や魚礁の設置を推進し，作り育てる漁業の取組や地域内の優れたリーダーの養成などの人材育成により，魅力ある漁業を推進します。

施策体系図



施策の展開

施策 1 商工業の活性化と経営基盤の強化

(1) 魅力ある商店街の創出

“モノ”と“ヒト”とが交錯し活気ある商店街となるよう，商品力の強化を図り，歴史・文化の街並みや地域の祭り，心からのおもてなしなどを通じて地元店利用を促進し，DX化の取組や景観づくりなども含め，商店街が自ら課題を解決する取組を支援します。

(2) 商工業者の育成体制の充実

商工業者の多様な経営課題に的確に対応した支援と活性化を図るため，商工会を中心に経営指導体制の充実・強化に努めます。また，新規参入者を含めた人材育成や経営支援制度を確立し，地域商工業の発展を目指します。

(3) 利子補給制度などの優遇制度の充実

商工業者の育成・経営の安定向上を図るため，利子補給制度などの優遇措置を推進し，地域経済の振興に努めます。

(4) 買い物弱者対策

買い物弱者に対する取組を促進します。

(5) 後継者対策

経営者の世代交代や創業進出を促進するため、事業承継、創業の取組を支援します。

施策2

地場産品を活用した産業の育成

(1) 地場産品を活用する事業者への支援

地域の特産品については、消費者ニーズを的確にとらえ優れた観光資源を活用し、農林水産業や観光業と連携して、地場産品を活用した新商品の開発や既存商品の改良の促進に努めます。

(2) 輸出の促進

地域資源を生かした特産品の海外への販路開拓を促進するため、セミナーや商談会等を斡旋し、人口減少に対する新たな商流確保を支援します。

施策3

伝統ある川辺仏壇産業の振興

(1) 鹿児島県川辺仏壇協同組合への支援

川辺仏壇の新たな流通経路の開拓により、川辺仏壇のブランド化を推進し、組織内の活性化を図る支援を行います。

(2) 新商品開発・販売の支援

長年培われてきた伝統的工芸品「川辺仏壇」の技術を応用した新たな工芸品等の開発及び販路対策を支援します。また、修学旅行生等を対象とした工芸品ものづくり体験活動を支援します。

(3) 後継者の育成支援

組合員の高齢化が進み、組合員数も減少傾向にあることから後継者の育成支援を行います。

施策4

水産業振興対策の推進

(1) 漁港の機能保全

漁港の泊地※浚渫※などの維持管理に努め、漁港の機能保全を推進します。

(2) 漁場の造成

漁業の効率化のため、魚礁などの設置に取り組むとともに、資源管理型漁業の普及を図るため、稚魚の放流事業やイカ柴投入事業を推進し、就漁環境の整備に努めます。

(3) 養殖業などの振興

水産企業や養殖業の振興を推進します。

(4) 地産地消の推進

各種イベントなどを通じ、地魚の普及や地域特産水産物の消費拡大に努めます。

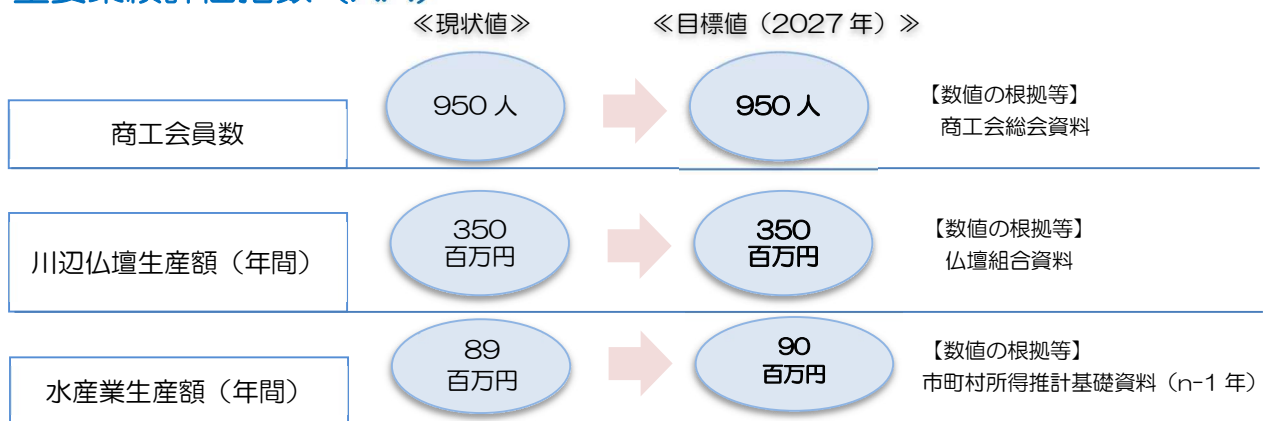
(5) 内水面漁業の育成

内水面漁業の振興を図るため、稚魚の放流事業、河川環境の保全などを推進します。

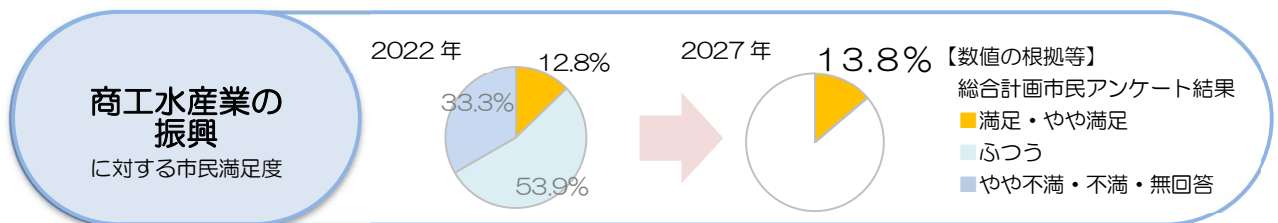
※泊地：船が停泊できる水域。

※浚渫（しゅんせつ）：水底の土砂をさらうこと。

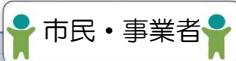
重要業績評価指数（KPI）



市民満足度



役割分担



地元産品を活用しましょう。



地元産品の魅力を積極的に発信しましょう。



各種補助制度による支援と情報提供に努めます。



【みなコレ】南九州市コレクションの商品開発



藻場回復のためのワカメ増殖

2 企業立地の推進

☑ 現状と課題

- 南薩縦貫道の全線開通によるアクセスの向上などにより、企業の投資再開へ向けた動きが活発化しつつある一方、有効求人倍率が高水準で推移している状況において、企業の求める人材の確保が困難な状況にあります。
- 市内高等学校の新卒者や市出身者等の地元企業への就職を図るとともに、新たな人材を確保できる環境づくりを目指すなど、行政と高等学校、立地企業などが互いに情報を交換し、安心して地元で働けるサポート体制を充実させていく必要があります。

☑ 基本方向

- 南薩縦貫道の全線開通により、県都・鹿児島市までのアクセスが向上しました。この地の利を生かした企業誘致並びに、立地企業が新たな投資を行える環境づくりに努めます。
- 企業誘致の推進により、新たな雇用の場を創出するとともに、市内高等学校の新卒者や市出身者等に広く地元企業の認知度を高めるとともに地元企業の適切なマッチングにより、若者が地元に残り働ける環境整備に努めます。

☑ 施策体系図

企業立地の推進

施策 1

新たな雇用の場の確保

施策 2

地元企業の人材の確保・支援

☑ 施策の展開

施策 1

新たな雇用の場の確保

(1) 企業誘致の推進

国・県及び市の優遇制度並びにサテライトオフィス※を有効に活用した企業誘致活動を推進します。

(2) 遊休地などの情報提供

遊休地や空き工場などの情報発信に努め、企業が円滑に進出できる環境を整えます。

(3) サポート体制の充実

県や関係機関などと連携して情報収集に努め、市内で操業する企業に対してのサポート体制の充実を図ります。

施策 2

地元企業の人材の確保・支援

(1) 鹿児島労働局との連携

鹿児島労働局との「雇用対策協定（平成 27 年 12 月締結）」に基づき、市内の雇用失業情勢の改善に向けた連携事業に取り組みます。

(2) 市内高等学校と企業、行政の連携

市内高等学校が職業について学び、考える機会とするとともに、地元企業が自社の魅力を伝える機会として、企業合同説明会や、事業所見学会等を開催し、新卒者と企業の適切なマッチングを目指します。また、市民や市出身者等に対する地元企業の情報提供についても連携して取り組みます。

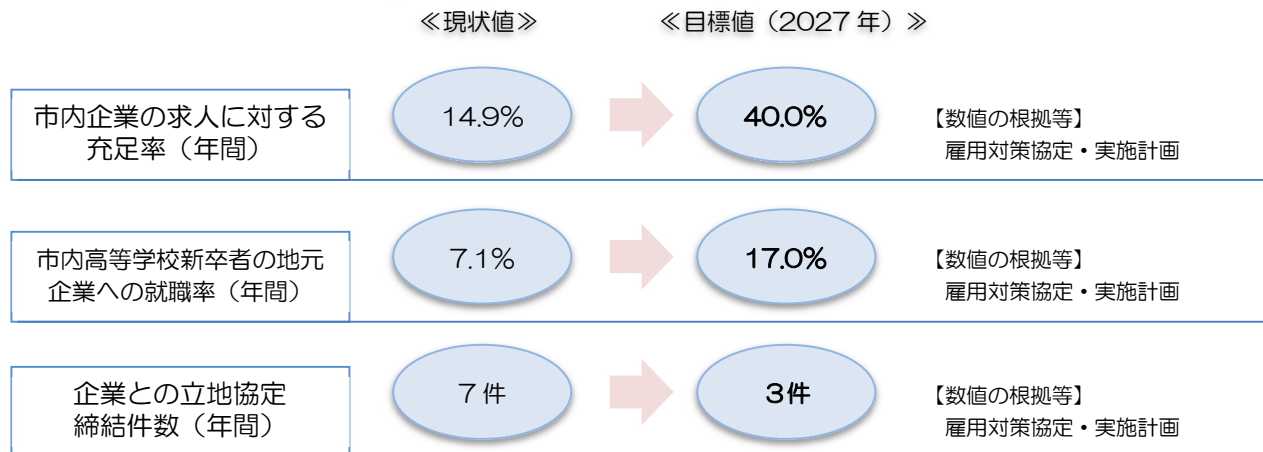
※サテライトオフィス：企業または団体の本拠から離れた場所に設置されたオフィス。



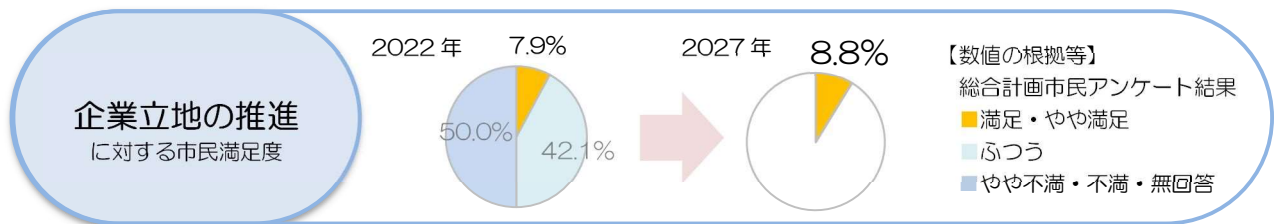
(3) 若者の地元定着に向けた支援

大学等を卒業後に南九州市に居住し、就業することを推進するため、転入に係る経費や奨学金返還など、本市への定着を希望する若者のニーズに合った支援に取り組みます。

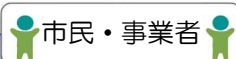
重要業績評価指標 (KPI)



市民満足度



役割分担



企業活動の理解に努め企業に関心を持ちましょう。



企業と協働し地域の調和に努めましょう。



立地企業と連携し地域経済の活性化に努めます。



企業合同説明会



高校生による地元事業所見学会

3 観光の振興

☑ 現状と課題

- 知覧特攻平和会館と知覧武家屋敷庭園群のある知覧地域には全国から多くの観光客が訪れています。近年、旅行者の志向が団体旅行から個人旅行へと、観る観光から体験する観光へと変化し、観光客のニーズも多様化しています。また、南薩縦貫道開通により移動時間が短縮されたことから、南九州市の知名度向上と更なる誘客のための働きかけが必要です。
- 今後、訪日外国人観光客の増加が見込まれていますが、観光案内板の多言語化や無料 Wi-Fi スポットのエリア拡大が課題となっています。また、観光施設のバリアフリー化や多目的トイレの設置など、障がい者をはじめとした様々な方々が観光を楽しめるようユニバーサルツーリズムの普及も必要とされています。
- 地域に滞在してその自然、生活文化を楽しむ「新しい旅行スタイル」を実現するため、サイクルーツやアウトドア関連の環境整備が求められるようになってきています。
- 体験型観光の需要が高まる中、受入民泊・民宿施設の確保が課題となっています。
- 宿泊施設が充実していないことなどから、滞在時間が短く、いわゆる通過型の観光となっています。観光による経済効果を高めるためには、農業や地元商店街との連携を強化して魅力あるお土産やグルメ、観光体験メニューを開発し、滞在時間や観光消費額の拡大、リピーター確保を図ることが重要です。
- 「平和学習」「歴史学習」「体験学習」の3テーマを中心に修学旅行先が決定している中、現在ある戦跡巡りや農業体験などのメニュー以外に、新たな体験メニューを創出し、他地域との差別化を図る必要があります。
- 観光客の受入、おもてなしに取り組んでいる地域、NPO等の自立制・継続性を支えていく必要があります。また、観光地経営の視点を持った観光地域づくりに携わる組織・人材が必要です。

■市内観光施設の入込み数 （単位：人）

H28	H29	H30	R1	R2	R3
1,214,409	1,228,844	1,250,424	1,055,659	749,769	800,691

資料：商工観光課

■市内観光施設の訪日外国人入込み数 （単位：人）

H28	H29	H30	R1	R2	R3
25,478	33,801	33,560	23,438	495	478

資料：商工観光課

■観光体験受入人数 （単位：人）

H28	H29	H30	R1	R2	R3
52	38	59	60	24	36

資料：商工観光課

■修学旅行生民泊受入数 （単位：人）

H28	H29	H30	R1	R2	R3
789	1,109	1,102	614	0	0

資料：商工観光課



基本方向

- 誘客の中心となっている「知覧特攻平和会館」と「知覧武家屋敷庭園群」の更なる魅力を発信するとともに、新たな観光資源を掘り起こし、市内全域への観光ルート拡大を推進します。
- 訪日外国人観光客や障がい者など、誰もが自由に観光が楽しめるよう言葉や設備のバリアフリー化を推進するとともに、広域的なエリアでの視点に立ち、他団体等との連携を密にし誘客に繋がります。
- 消費型から体験型、団体から個人等、旅行形態の変化に対応するため、体験メニューの掘り起こしや民泊家庭、住宅宿泊事業者*の育成・拡充を図ります。
- 多感な時期を過ごしている子どもたちに田舎体験、平和学習等を通じて、本市の魅力を知らせ、将来リピーターとして訪問していただくための素地をつくります。また、修学旅行誘致活動にも他地域と連携しながら積極的に取り組みます。
- 観光を基軸としたDMO*の設立を推進します。
- 市内農畜産物を活かした新たなお土産品や食品を開発するなど、基幹産業である農業と観光の経済的なつながりを推進します。
- イベントや広告、SNSでの情報発信による誘客を行います。
- 各種調査データ分析に基づく効果的な誘客活動を展開し、市のウェブサイトや公式SNS等を活用した情報発信を行います。

施策体系図



知覧武家屋敷庭園群



番所公園

施策の展開

施策1 観光ルートの拡大化

(1) 知覧特攻平和会館と知覧武家屋敷庭園群の誘客推進

「知覧特攻平和会館」におけるデジタル技術を活用したわかりやすい史料展示、イベント企画展や「知覧武家屋敷庭園群」におけるデジタル技術との融合による新たなコンテンツや

*住宅宿泊事業者：住宅を使って宿泊事業を行う民泊ホストのこと。

*DMO：地域の「稼ぐ力」を引き出し、地域に基盤をおき、観光地経営の視点にたったマネジメントを担う法人（Destination Management Organization）。

サービスの創設など、スマートツーリズムの取組を推進し誘客を促進します。また、知覧武家屋敷庭園群内の空き家・空き地を活用し宿泊施設、店舗等を展開することにより、滞在時間の延長を図ります。

(2) 魅力ある観光資源の発掘と活用

知覧地域の観光施設と連動した観光周遊ルートの拡大化と滞在時間の延長を図るため、薩南海岸県立自然公園をはじめ「番所公園」や「岩屋公園」など、自然を活かした魅力ある観光地の磨き上げや新たな観光資源開発を積極的行います。

また、田んぼアートや棚田などの農村景観をはじめ、戦跡や史跡も重要な観光資源として活用します。

(3) 観光案内施設、便益施設の整備

今後増加が見込まれる訪日外国人観光客に対応するため、無料 Wi-Fi スポットのエリア拡大やデジタル技術を活用した多言語での観光情報提供や観光ガイド、パンフレット配布等の取組を推進します。

また、障がい者や高齢者、妊婦など、誰もが自由に観光を楽しめるよう、観光施設等のバリアフリー化や多目的トイレを設置するなどユニバーサルツーリズムを推進します。

(4) 観光誘客活動の推進

本市観光の動向や観光消費の実態、観光ニーズの把握・分析等、マーケティングデータに基づいた戦略的かつ効果的なプロモーション活動を展開し、本市の魅力を発信することにより、国内外からの誘客促進を図ります。

市のウェブサイトや公式 SNS 等を活用した情報発信により、積極的な誘客活動を推進します。

(5) 観光に関する広域連携の強化

訪日外国人観光客をはじめとする近年の広域観光化に対応するため、近隣の観光施設や団体と連携し、誘客活動や情報発信、広域観光ルートの開発、交通基盤の整備に取り組みます。

施策 2

体験型観光の推進

(1) 農林漁業体験民宿の推進

観光の多様化に伴い体験型農家民宿の取組を推進するとともに、人材の育成に努めます。

(2) 教育旅行の受入家庭の育成・確保

修学旅行の旅行形態が変化する中、関係機関と連携しながら、教育旅行受入家庭の育成・確保・拡大に努めます。

(3) 体験メニューの充実

農業や各種工芸、史跡など多くの素材から、本市ならではの特色ある体験メニューを創出します。

(4) 着地型観光の官民連携

地域、団体等と連携した着地型観光の構築を図ります。

施策 3

新たな観光事業の推進

(1) 農業を活用した観光素材の開発

農業と連携し、新たなお土産開発や農業を観光素材とする旅行形態を推進し、経済効果に結びつくような観光素材の開発を推進します。

(2) イベントによる誘客推進

「知覧ねぶた祭」などイベントを開催することで、市内外からの観客誘導を図ります。また、地域に残る伝統的な祭りを PR することにより地域の活性化と交流人口の増加を図ります。

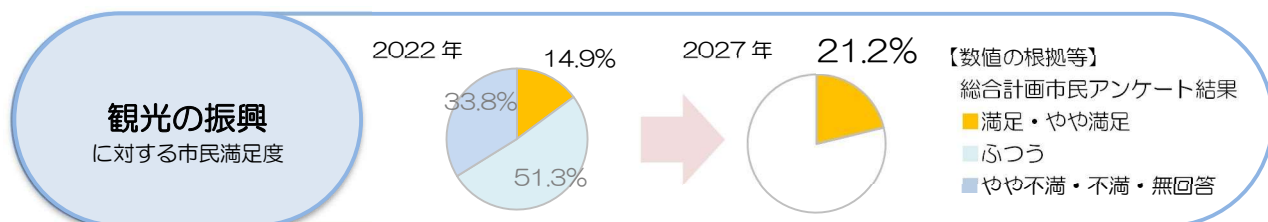
(3) 観光地域づくり法人（DMO）の設立推進

地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する地域経営の視点に立った観光地域づくりの司令塔として、多様な関係者と連携しながら、観光地域づくりを実現するための戦略を策定、実践する地域 DMO の設立を推進します。

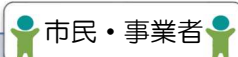
重要業績評価指標（KPI）

	《現状値》	《目標値（2027年）》	
市内観光施設の入込み数（年間）	800,691人	1,000,000人	【数値の根拠等】 市内観光施設による統計
市内観光施設訪日外国人入込み数（年間）	478人	30,000人	【数値の根拠等】 市内観光施設による統計
観光体験受入人数（年間）	36人	75人	【数値の根拠等】 市内観光体験提供事業者の受入実績
修学旅行生民泊受入数（年間）	0人	1,000人	【数値の根拠等】 市ツーリズム協議会受入数
デジタル技術を活用したコンテンツ数	2件	5件	【数値の根拠等】 音声ガイド、ARまたはVR構築、観光案内チャットボット※等の整備数

市民満足度

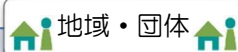


役割分担



市民・事業者

おもてなしを実践しましょう。



地域・団体

魅力ある観光地づくりに協働しましょう。



行政

観光資源の磨き上げや広域連携による誘客活動に努めます。



アドベンチャーパーク森の川辺



岩屋公園

※チャットボット：人工知能を活用した自動会話プログラムのこと。

4 交流活動の促進

現状と課題

- 合併後 15 年が経過する中、市民の一体感の更なる高揚を図ることが、地域活性化の重要な要素となっています。市民間の交流は、生涯学習や生涯スポーツなどの地域における活動を通じて行われています。市民同士が強い絆で結ばれ、市全体を“我がまち”として誇りと愛着の持てる気運を、引き続き醸成していく必要があります。
- 国内交流では「福岡県北九州市」、「青森県平川市」、「佐賀県小城市」と行政間交流、青少年交流、イベント参加、特産品PRなどを行っています。今後も交流事業の周知を図り、市民参加の意欲を高める工夫や交流の場を活用していく必要があります。
- 各種交流活動を促進する中においては、近年における生活様式の変化等に対応しながら、これら交流を継続、発展できる方策を検討し、実施していく必要があります。

■市の交流都市

福岡県北九州市	H20.7.31 交流協定
青森県平川市	H20.8.3 友好親善交流盟約
佐賀県小城市	H20.11.4 友好姉妹都市提携協定

基本方向

- 市民の一体感を醸成するため、市民が参加し交流が深まるイベント・祭り、生涯学習、ボランティア活動、スポーツ活動などとおした市民同士の交流や団体間の交流機会の充実を図ります。
- 友好交流都市などとの交流を充実させ、産業・経済・文化・教育・観光分野の連携強化を図ります。

施策体系図



施策の展開

施策 1 地域内交流の推進

(1) 行事・イベントへの参加促進

市内の各地域で行われる行事・イベントや市内全域を対象としたスポーツ大会などへの市民参加を促進し、互いの情報、人的交流を図り、市民の一体感の醸成に努めます。

(2) 各種団体の交流促進

社会教育団体やスポーツ団体など団体間の交流機会の充実を図ります。



施策2

国内・国際交流の推進

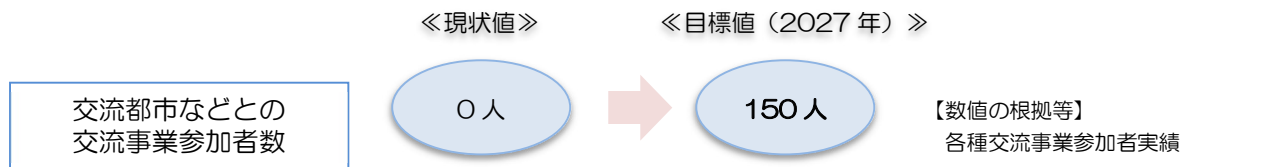
(1) 交流都市などとの事業の推進

交流している都市との青少年交流やイベント・祭りなどをとおして、産業・経済・文化・教育・観光分野などの交流推進を図ります。

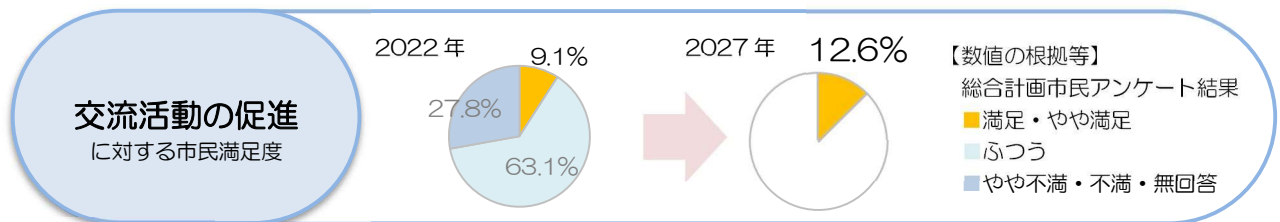
(2) 南九州市国際交流協会との連携

国際交流については、南九州市国際交流協会の活動を支援します。

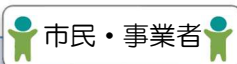
重要業績評価指標 (KPI)



市民満足度



役割分担



市民・事業者

イベントや行事、交流事業に積極的に参加し、互いの情報交換や人的交流を図りましょう。



地域・団体

社会教育団体や地域コミュニティの交流を深めましょう。



行政

社会教育団体同士の交流や交流都市との交流事業の充実に努めます。



国際交流セミナー



小京都ふるさと祭りへの出店

1 道路・交通体系の整備

☑ 現状と課題

- 国道は、川辺地域を縦貫する国道 225 号と穎娃・知覧地域の海岸線を通る国道 226 号があります。
- 県道は、防災及び交通利便性向上のため、未整備区間の早期完成が望まれています。
- 南薩縦貫道は、農畜産物の安定的な輸送支援や通勤・通学、医療、観光といった各方面において、地域活性化に大きな影響を与える道路であり、谷山インターから川辺ダム間についても整備に向けて要望していく必要があります。また、新たな広域交通体系確立のため、薩摩半島横断道路建設の実現に取り組む必要があります。
- 日常生活に最も身近な生活基盤である市道などについては、道路交通の利便性、安全性を確保しながら、道路整備計画に基づいて新設、改良、舗装修繕を進めていく必要があります。
- 橋梁については、近接目視による点検・診断を行い、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的かつ効率的に予防的な修繕、架け替えを進めていく必要があります。
- 市道は、実延長 1,203km で、主な管理としては、法面の草払い、側溝整備、路面補修であり、草払いや小規模な維持修繕については直営で、その他の整備及び補修については、請負で対応している状況です。市道の維持管理については、延長も長く管理費も多大なことから交通量が多く危険な路線を重点に維持補修を行っていく必要があります。
- 港湾などの社会基盤施設について維持管理を行っていく必要があります。

■道路整備状況（令和 2 年度）

	実延長 (m)	実延長内訳		路面別内訳		歩道設置 延長 (m)	改良率 (%)	舗装率 (%)
		改良済 (m)	未改良 (m)	舗装道 (m)	未舗装道 (m)			
国道(225 号)	24,599	24,599	0	24,599	0	21,879	100.0	100.0
国道(226 号)	17,298	17,298	0	17,298	0	15,407	100.0	100.0
主要地方道	89,916	86,078	3,838	89,916	0	59,430	95.7	100.0
一般県道	61,559	54,791	6,768	61,559	0	26,812	89.0	100.0
市道	1,202,824	1,016,668	186,156	1,187,043	15,781	58,456	84.5	98.6
合計	1,396,196	1,199,434	196,762	1,380,415	15,781	181,984	83.6	98.8

資料：道路現況調査

☑ 基本方向

- 市内を東西南北に結ぶ幹線道路や交通網の整備を進め、スムーズな交通流動による人や物の「交流」を促進するとともに、産業面や観光面での地域経済の活性化を図ります。
- 南薩地域の中心である地理的優位性を生かし、地域の中核としての役割を担っていくため、本市と周辺の市を結ぶ広域交通網の整備を促進します。
- 橋梁については、橋梁長寿命化修繕計画に基づいて、予防的な修繕・架け替えを実施します。
- 地域住民の生活道路である市道・集落道などの整備を進めるとともに、地域住民と協働し市道の維持管理を推進します。
- 港湾などの社会基盤施設については、施設の修繕等を行いながら適切な維持管理に努めます。

☑ 施策体系図

道路・交通体系の整備

施策 1

市内外の交流を促進する幹線道路の整備

施策 2

市道などの整備・管理



❑ 施策の展開

施策 1

市内外の交流を促進する幹線道路の整備

(1) 国道・県道の整備

国道・県道の整備については、未整備区間の改良、安全施設の整備、南薩縦貫道へのアクセス道路の整備及び薩摩半島横断道路建設の実現を関係機関に働きかけ、広域的な交通体系の確立を目指します。また、整備された国県道の維持管理についてはサポート制度等を活用しながら、愛護作業を実施し、市内の環境整備に努めていきます。

施策 2

市道などの整備・管理

(1) 市道の整備

市道の整備については、地域間の連絡、公共施設などへのアクセスを考慮し、道路整備計画に基づいて計画的に整備を進めます。

また、橋梁長寿命化修繕計画に基づいて、橋梁の架け替えや老朽化した橋梁の補修を優先的に進め、安全な交通環境の確保に努めます。

(2) 生活道路の整備

生活道路の整備については、地域住民と協力して整備の推進を図ります。

(3) 市道の維持・管理の推進

市道の維持管理については、地域住民と道路愛護作業などによる協働作業を行うことにより、安全で快適な道路環境の保持に努め、維持管理費の節減を図ります。

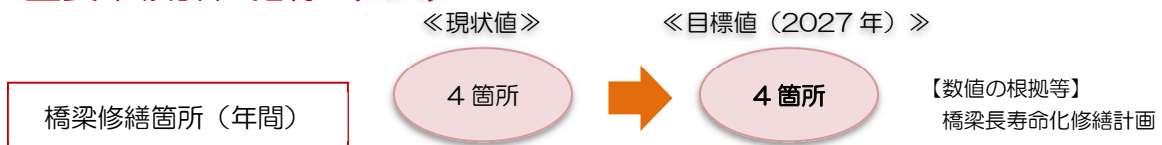
道路台帳の電子化に伴い情報の共有化や市LINE公式アカウントを活用し、市民からの維持管理に対する情報に迅速に対応します。

(4) 港湾施設などの機能保全

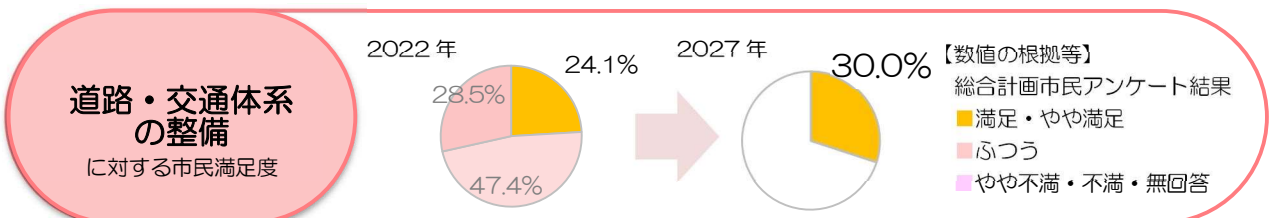
港湾維持管理計画に基づいて、日常及び定期点検を行い、機能保全に努めます。

また、河川管理樋門の老朽化した機器等について修繕を行い、洪水等に対する機能保全に努めます。

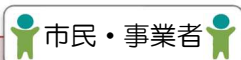
❑ 重要業績評価指標（KPI）



❑ 市民満足度



❑ 役割分担



道路の果たす役割について理解を深め、整備に協力しましょう。



道路愛護作業による快適な道路環境の保全に努めましょう。



計画的な道路整備や適正な維持管理に努めます。

2 公共交通機関の充実

☑ 現状と課題

- 南九州市コミュニティバスを平成21年度から運行していますが、運行の効率性、利用実態や利用者ニーズの把握に努め、路線やダイヤの見直しを行うとともに、令和2年度から導入している予約型乗合タクシー等への代替を進めていく必要があります。さらに、利便性や効率性を向上させるための先進的なデジタル技術の導入を検討する必要があります。
- JR指宿枕崎線の西瀬娃駅で停車する指宿、山川方面への上りは一日8本、枕崎方面への下りは7本運行されていますが、その利用状況は高校生の通学利用が大半を占めています。今後は、これらの利用促進とあわせ、観光客等の利用者拡大を図っていく施策を展開する必要があります。
- 既存のバス路線は採算的には厳しい状況ではありますが、交通弱者にとって重要な交通手段であるため、バス路線の維持ができるよう国、県の補助金を確保しながら運行する必要があります。

☑ 基本方向

- 交通弱者に対し、コミュニティバス※などを運行することにより、日常生活に必要な交通手段を確保します。
- 日常生活の交通手段の確保を図るため、JR指宿枕崎線及び路線バスの公共交通の利用促進と路線存続に努めます。
- JR指宿枕崎線、路線バス、コミュニティバス等を有機的に連結し、利便性の高い公共交通網の整備に努めます。

☑ 施策体系図



☑ 施策の展開

施策1	市民の移動手段の確保
-----	------------

(1) コミュニティバスの運行

高齢者など交通弱者の移動手段としてコミュニティバスの効率的な運行を継続するとともに、運行実績等を分析し、路線やダイヤの見直しを行いながら、予約型乗合タクシー等への代替を進めます。また、利便性や効率性を向上させるためにAIデマンドタクシー※などの先進的なデジタル技術の導入を検討します。

※コミュニティバス：一定の地域内を、その地域の交通需要に合わせて運行するバス。

※AIデマンドタクシー：AIを活用した効率的な配車により、利用者予約に対し、リアルタイムに最適配車を行う。



施策２

JR 指宿枕崎線と路線バスの維持確保

(１) JR 指宿枕崎線の路線存続

JR 九州と連携し、市内各駅的环境整備に努めるとともに、沿線自治体とも連携しながら利用促進を図り、JR 指宿枕崎線の路線存続を図ります。また、JR 西郷桂駅については、市民や高校生の利便性の確保のため、市の管理の継続に努めます。

(２) バスの既存路線の維持確保

既存バス路線については、国、県、事業者などの関係機関と連携した維持確保に努めます。また、新たな需要に対応するための調査・検討を行います。

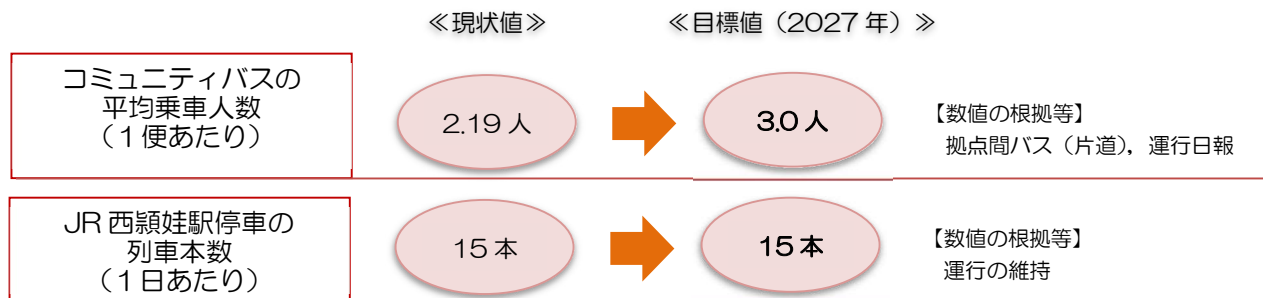
施策３

利便性の高い公共交通網の整備

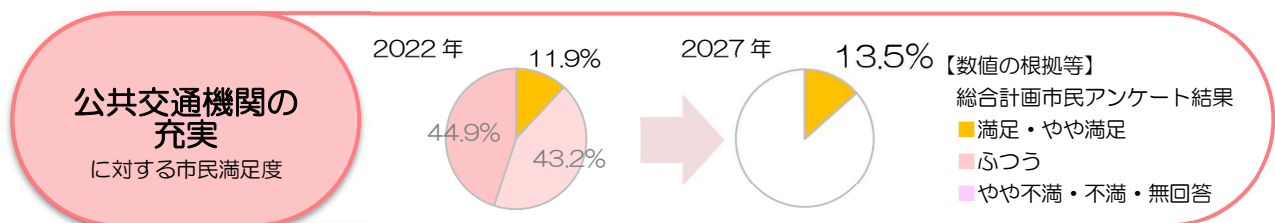
(１) 有機的連結による利便性の高い公共交通網の整備

JR 指宿枕崎線、路線バス、コミュニティバス等を有機的に連結し、利便性の高い公共交通網の整備に努め、利用促進を図ります。

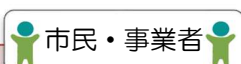
重要業績評価指標（KPI）



市民満足度



役割分担



公共交通機関の維持・存続のために積極的に利用しましょう。



利用促進に向け、啓発活動に取り組みましょう。



公共交通ネットワークの連携強化と利用促進に努めます。

3 魅力ある市街地の形成

現状と課題

- 地域の特性を踏まえた快適で魅力的なまちづくりを行うには、地域における都市づくりの課題とそれに対応した整備方針を明らかにする必要があります。
- 既存市街地においては、スプロール化※やスポンジ化※現象等により、都市機能の低下が著しくなっている状況であることから、社会情勢の変化に対応した適正な土地利用への誘導を推進し、市街地の活性化を図る必要があります。
- 市街地内の道路・公園・公共施設などは、利用者が不便を感じる段差や仕切りなどがあるため、全ての人が使いやすい施設に整備する必要があります。
- 市街地に計画されている都市計画道路については、都市基盤の重要な施設であります。整備が難しい長期未着手街路については、社会情勢の変化に対応した見直しを行う必要があります。
- 地域固有の文化・歴史・自然・景観を活かした、地域景観の保全・活用・創造する景観まちづくりを行う必要があります。
- 良好な市街地の環境の保全を図るため、街路樹木などの適正な維持・管理を行う必要があります。

■都市計画区域の状況（令和3年度）

行政区域面積 (ha)	都市計画区域 (ha)	用途地域	都市計画区域割合 (%)
		499	
35,791	14,920		41.7

資料：道路現況調査

■街路の状況（令和3年度）

路線数	計画延長 (m)	うち市道延長	整備済延長 (m)	整備率 (%)
		10,245		
21	25,520		18,360	71.9

資料：都市計画現況調査



清流溝と武家屋敷

基本方向

- 既存市街地においては、まちのにぎわい創出のため、都市機能の集積を図るとともに、景観に配慮し良好な都市空間が保たれるように、都市計画マスタープラン※を策定し、計画的な土地利用の推進に努めます。
- 市街地の安心で快適な環境向上のため、ユニバーサルデザイン※に配慮したまちづくりを目指します。
- 都市基盤の骨格である都市計画道路については、都市機能の集積、交通の利便性向上、都市基盤の充実のため、市街地周辺の環境と調和した道路網の形成に努めます。

施策体系図

魅力ある市街地の形成

施策1

魅力と活気に満ちた市街地の形成

施策2

景観に配慮した美しい都市空間の形成

※スプロール化：都心部から郊外に向けて、無秩序かつ無計画に開発が進められる状態。

※スポンジ化：都市の内部で空き地や空き家が数多く発生し、多数の小さな穴を持つスポンジのように都市の密度が低下すること。

※都市計画マスタープラン：市町村の都市計画に関する基本的な方針で、まちづくりの具体的な将来ビジョンを地区別のあるべき市街地像、地域別の整備課題に応じた整備方針や都市施設の計画等を定めたもの。

※ユニバーサルデザイン：障がいの有無に関係なく、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などをデザインすること。



☑ 施策の展開

施策１

魅力と活気に満ちた市街地の形成

(１) 都市機能の誘導・集約

都市計画マスタープランに基づき、都市機能の誘導・集約を図り、にぎわいのある利便性の高い市街地形成に向けた取組を推進します。また、社会情勢の変化に対応した都市計画の見直しを行い、住民とともに魅力あるまちづくりを行っていきます。

(２) 市街地のユニバーサルデザイン化

市街地を中心に、だれもが安心して快適に利用しやすい生活空間を確保するため、歩道の段差解消や公共施設のユニバーサルデザイン化に努めます。

(３) 都市計画道路の見直し

長期未着手街路については、社会情勢の変化に対応した適切な見直しを検討します。

施策２

景観に配慮した美しい都市空間の形成

(１) 周辺環境と調和した街並みの形成

地域固有の魅力ある景観を活用し、歴史的街なみの保全や良好な景観を保つため、地域の特性に対応した施設の整備や景観に配慮した街並みの形成に努めます。

(２) 街路樹木などの適正な維持・管理

うるおいのある街路環境や、主要な観光道路から見える眺望景観などを保全するため、街路樹木などの適正な管理に努めます。

☑ 重要業績評価指標（KPI）

《現状値》

《目標値（2027年）》

都市計画区域内の人口割合

87.6%

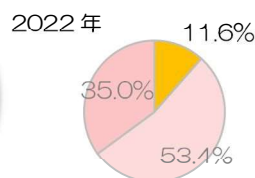


88.0%

【数値の根拠等】
現状維持

☑ 市民満足度

魅力ある市街地の
形成
に対する市民満足度

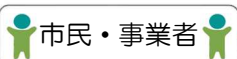


2027年



【数値の根拠等】
総合計画市民アンケート結果
■ 満足・やや満足
■ ふつう
■ やや不満・不満・無回答

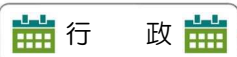
☑ 役割分担



自己所有の建築物、土地などの適正な管理に努めましょう。



法令を遵守し適正な土地利用に努めましょう。



街路樹木などの適正な維持管理に努めます。

4 住環境の整備

現状と課題

- 市営住宅は、地域の状況を踏まえ策定した公営住宅等長寿命化計画に基づき計画的に整備・改修を行っており、住環境の改善や安全の確保、また、建替え整備により入居希望者への良質な住宅供給などが図られています。今後は、住宅の長寿命化と既存住宅などの予防保全的な維持管理によるコスト縮減が必要となっています。
- 市内の木造住宅においては、耐震改修の必要なものがあり、今後これらの耐震化の促進を図り、地震に対する安全性の向上を図る必要があります。
- 市街地を流れる河川は、これまで治水を主な目的として河川整備を行ってきましたが、自然を生かした憩える場として、親水空間の整備を進める必要があります。
- 公園は、市民の憩いの場・スポーツ活動の場・レクリエーション活動の場等であり、『各施設の長寿命化』とユニバーサルデザインに基づく『安全で安心な公園づくり』を図りながら改築改修・施設更新を実施する必要があります。また、各公園の利用形態に即した維持管理を行う必要があります。
- 定住人口を増やすためには、子育て世代はもとより、各世代にわたり移住・定住を進める受け皿を作るとともに、移住相談体制の充実化を進める必要があります。
- 居住可能な空き家は、空き家バンク等を通じた情報発信による流動化を進め、有効活用を図る必要があります。

■市営住宅の管理戸数（令和3年度）

単位：戸

	穎娃	知覧	川辺	合計
公営住宅	168	231	70	469
特定公共賃貸住宅	41	18	16	75
一般住宅	7	67	10	84
地域活性化住宅	0	0	8	8
合 計	216	316	104	636

資料：都市政策課

■公園の状況（令和3年度）

	公園数 (箇所)	公園面積 (ha)
都市公園	7	87.56
普通公園	31	44.85
合 計	38	132.41

資料：都市政策現況調査

基本方向

- 多様なニーズに対応した市営住宅の計画的な建替えに努め、適正な維持管理を推進し、快適な居住空間を創造するとともに、木造住宅の耐震化の推進を図ります。
- 公園施設の改築・更新に努めるとともに、各公園の適正な維持管理体制を構築していきます。
- 関係機関、地元企業及び地域住民の協力により、移住・定住に関する情報などを共有し、関係者一体となったきめ細やかな支援体制の確立に努め、移住・定住を図ります。

施策体系図

住環境の整備

施策1

市営住宅の計画的な建替えと適正な維持管理の推進

施策2

住まいの安全・安心の確保

施策3

公園の整備

施策4

移住・定住促進対策の充実



☑ 施策の展開

施策 1

市営住宅の計画的な建替えと適正な維持管理の推進

(1) 市営住宅の整備

民間賃貸住宅を含めた市内の賃貸住宅の供給状況を見極めながら市営住宅の適正な管理戸数を把握し、老朽化した市営住宅の建替えを含め、若者や高齢者などの多様なニーズに対応した市営住宅の整備を行います。また、住宅のバリアフリー化や Wi-Fi 環境の整備を進め、入居者が安全、快適に居住できる生活空間の創造を積極的に推進します。

(2) 地域活性化住宅の整備

地域の活性化が望まれる地域の要望及び民間事業者の意向などを調査しながら、地域活性化住宅の整備を進めます。

(3) 適正な市営住宅の維持管理

公営住宅等長寿命化計画に基づいた適切な維持管理を図ります。

施策 2

住まいの安全・安心の確保

(1) 危険住宅対策の推進

建築物耐震改修促進計画に基づき、耐震診断及び耐震改修の促進を図るとともに、自然災害から市民の生命・財産を守るため、がけ地近接等危険住宅移転事業を継続します。

施策 3

公園の整備

(1) 既存公園の整備

公園については、計画的な改築・更新に努めます。また、市民のふれあいの場、身近にスポーツ・レクリエーションを楽しむ場として、来園者が安全に利用できる公園の構築に努め、利用促進を図ります。

(2) 水辺の公園の整備

リバーフロント整備事業*などにより、市内を流れる河川の河岸や水辺の親水性の向上を図り、市民の憩いや子どもたちの自然観察・学習の場として、水辺の自然とふれあう空間づくりに努めます。

(3) 公園の維持管理体制の確立

市民の交流やふれあいの場として、安全で安心して利用できる公園の維持管理を市民協働により実施しながら、定期的な施設点検により、長寿命化を図っていきます。

※リバーフロント整備事業：河川が水と緑のオープンスペースとして潤いを与え、地域におけるふれあいの場となることから、自然環境に配慮した河川の整備を行う事業。

施策４

移住・定住促進対策の充実

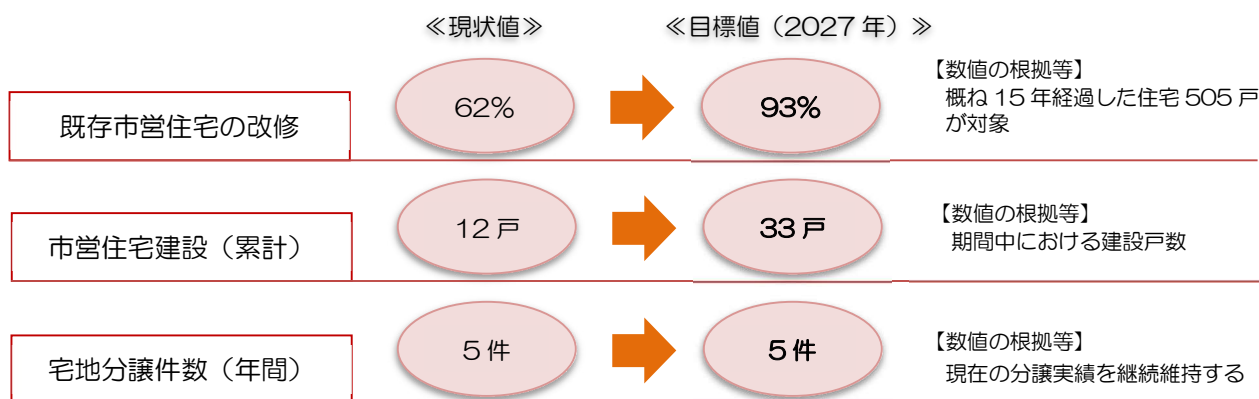
（１）移住・定住促進対策の充実

良好な宅地を供給するとともに、住宅の取得、リフォームや家賃等に対する助成を行い、若者世代などの移住・定住を促進します。また、空き家バンク制度やサテライトオフィス※環境の推進などにより移住・定住促進対策の充実を図ります。

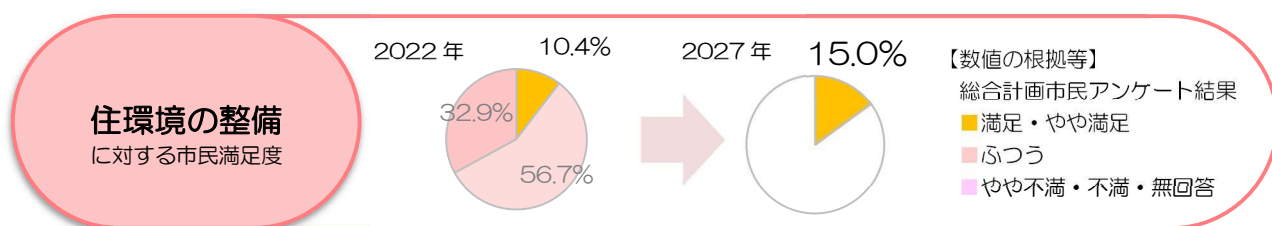
（２）移住・定住へ向けた情報発信

市の自然、観光、地域情報のほか、分譲団地、移住定住に対する助成、就業、空き家など、移住定住に必要な情報を集約し、市のウェブサイトや公式 SNS 等を通じて広く情報発信に努め、移住定住の促進を図ります。

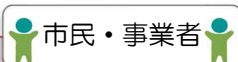
重要業績評価指標（KPI）



市民満足度



役割分担



市民・事業者

公共施設の定期的な維持管理に努めましょう。



地域・団体

地域の快適な住環境の確保に努めましょう。



行政

快適で暮らしやすい住環境の創造を推進します。

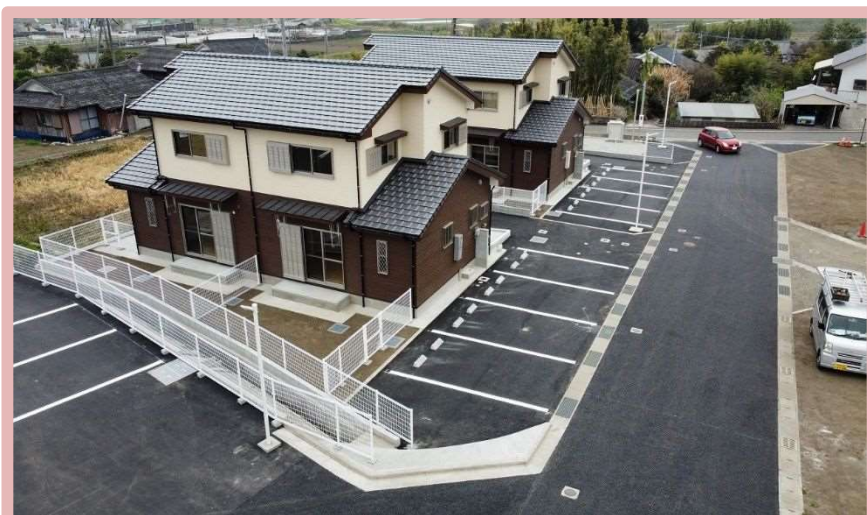
※サテライトオフィス：企業または団体の本拠から離れた所に設置されたオフィス。



テレワーク施設（379 Work Terminal PACBO）



知覧平和公園



公営住宅 牧之内団地

5 情報通信基盤の整備

現状と課題

- 光ファイバーを利用した高速インターネット接続サービスは市全体に提供されていますが、5G※を利用した超高速インターネット接続サービスは一部地域に限定されていることから、更なる提供エリアの拡大を図る必要があります。
- パソコンやスマートフォン等を利用したインターネット通信は日常生活に広く浸透し、今では必要不可欠なものとなっているため、地域間格差の解消やＩＣＴ※の利活用に向けた施策の展開を図る必要があります。

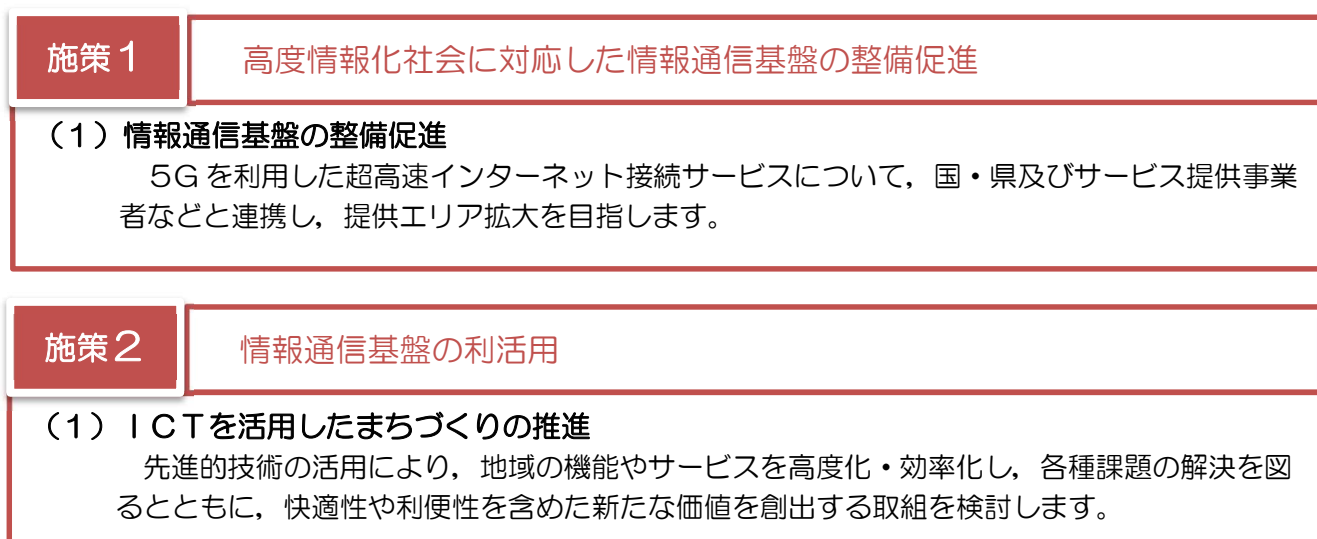
基本方向

- いつでも、どこでも、誰でもがＩＣＴの恩恵を受けられることによる利便性やサービスの向上及び行政事務の効率化を実現するため、情報セキュリティが確保された安全・安心な情報通信基盤の充実を図ります。
- 関係機関及びサービス提供事業者と連携を図りながら、年々進展するＩＣＴ及びサービスを地域格差が生じることなく利用できるような環境の充実に努めます。

施策体系図



施策の展開



※5G（5th Generation）：第5世代移動通信システムのことで「高速大容量」「多数同時接続」「低遅延通信」を生かした次世代通信規格。

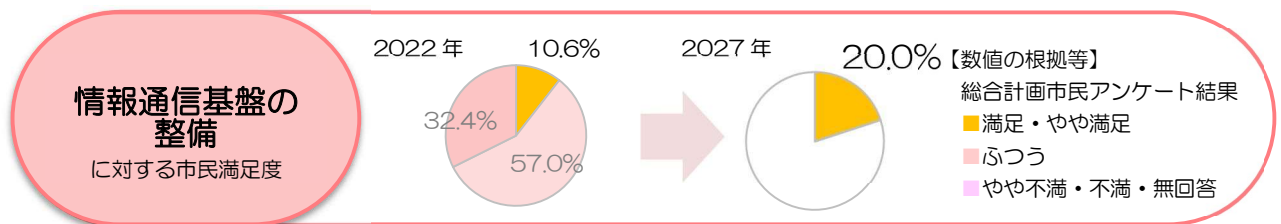
※ＩＣＴ：「Information and Communication Technology」の略語。情報通信技術のことで、通信技術を活用したコミュニティを指す。



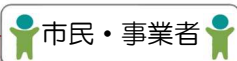
☑ 重要業績評価指標（KPI）



☑ 市民満足度



☑ 役割分担



高速インターネット接続サービスの積極的な利活用に努めましょう。



高速インターネット接続サービスへの加入促進に努めましょう。



超高速インターネット接続サービスの提供エリア拡大を促進します。



スマホ教室



子どもプログラミング教室

1 環境保全対策の推進

☑ 現状と課題

- 地球環境問題に対する市民の関心が高まる中、恵まれた豊かな自然環境を後世に引き継ぐため、温室効果ガス排出量の削減など、地球環境保全への取組が求められています。
- 地球温暖化が世界的な問題となる中、本市においても公共施設への省エネルギー対策に取り組んでいます。また、近年、再生可能エネルギーの導入や太陽光発電施設や風力発電施設が設置されています。今後の地球温暖化対策はますます重要度が高くなることから、市民・事業所・行政が一体となって再生可能エネルギーの導入や省エネルギー対策を促進していく必要があります。
- 国内各地で大規模な災害が発生している中、地球温暖化の進行に伴い、今後、気象災害の更なる頻発化・激甚化などが予測され、生存基盤を揺るがす気候変動問題に取り組む必要があります。

☑ 基本方向

- 地球温暖化対策として温室効果ガスの排出量の削減へ向けて市民への啓発に努めます。
- 公共施設、民間事業所、個人住宅等への再生可能エネルギーの導入及び省エネルギー対策を積極的に推進するとともに、市民や事業者への普及・啓発を図ります。
- 循環型社会の形成への取組を加速させ、本市の恵まれた自然環境を次の世代へつないでいくために、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指します。（ゼロカーボンシティ）

☑ 施策体系図



☑ 施策の展開

施策 1 地球温暖化対策への取組

（１）地球温暖化防止実行計画の取組の展開

南九州市地球温暖化防止実行計画に基づき、全庁的に取り組みます。二酸化炭素の排出量データなどを各施設で共有し、目標達成に努め、二酸化炭素削減に向けた取組を市民へ紹介し、市全体の意識向上を図ります。

また、南九州市全体の地球温暖化に対する地方公共団体実行計画（区域施策編）を策定し、市民・事業所・行政が一体となって、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指す、「南九州市ゼロカーボンシティ」の実現に取り組めます。

施策 2 再生可能エネルギーや省エネルギーの普及促進

（１）再生可能エネルギーの導入促進

自然環境に対する意識向上を図りながら、再生可能エネルギーの導入促進に努めます。

（２）省エネルギー対策の推進

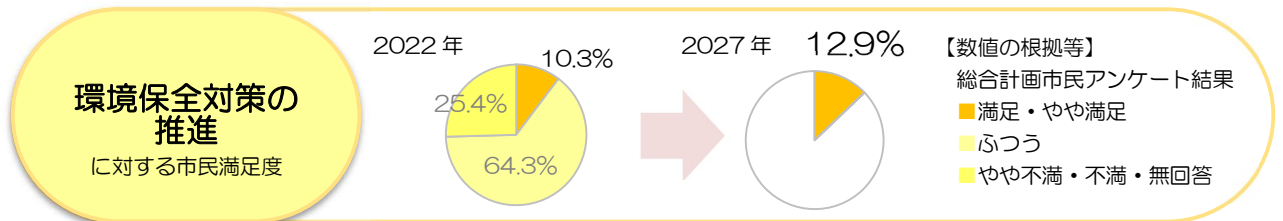
地球資源に限りがある中、現存する資源を有効活用し、地球環境へやさしいライフスタイルを確立するため、省エネルギー対策の情報提供に努めます。



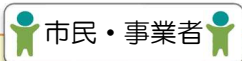
☑ 重要業績評価指標（KPI）



☑ 市民満足度



☑ 役割分担



市民・事業者

再生可能エネルギーの導入やエネルギー消費の削減に取り組みましょう。



地域・団体

再生可能エネルギーの導入や省エネルギー対策に取り組みましょう。



行政

再生可能エネルギーの導入や省エネルギー対策の推進に努めます。

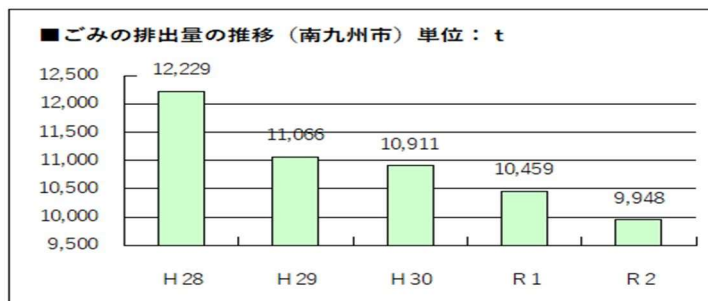


再生可能エネルギー（太陽光）

2 生活環境の向上及び公衆衛生の推進

☑ 現状と課題

- 南九州市環境基本条例及び南九州市環境基本計画に基づき、環境に対する監視体制の強化を図り、市民・事業所・行政が一体となった環境保全に取り組む必要があります。
- 絶滅危惧種に指定されている野生動植物を守るなど、自然環境の保護に取り組む必要があります。
- ごみの減量化については、生ごみ処理機等の購入補助を実施していますが、今後もさらに3R活動※・環境学習・ボランティア活動など地域との連携を図りながら推進していく必要があります。
- ごみの分別方法、収集方法・回数、処理施設への直接持込手数料など各地域で異なっています。これは本市が2つの一部事務組合に属しているためですが、南薩地区衛生管理組合に属している知覧地域・川辺地域のごみ分別方法等の統一に向けて取り組む必要があります。
- 資源循環型社会の形成に向けて、ごみの搬出抑制、減量化、資源リサイクルを推進する必要があります。
- 南薩地区新クリーンセンターの供用開始に伴い今後、川辺清掃センター焼却施設の解体、また川辺最終処分場の閉鎖に向けた方法を検討する必要があります。
- 生活排水の処理は集合処理と個別処理に大別されますが、現在、集合処理は4区域で、残りは個別処理で対応しています。厳しい財政状況の中、集合処理による整備は困難なため、合併処理浄化槽設置事業による污水处理人口普及率の向上が課題となっています。
- 農業集落排水事業(知覧2区域・川辺1区域)及び公共下水道事業(知覧1区域)においては、普及率の高いものの人口減少による下水道収益の減少・施設の老朽化に伴う修繕費の増加等が課題であり、事業運営上厳しい状況となっています。



資料：一般廃棄物処理実態調査

■ごみの排出量の状況（令和2年度）

ごみの排出量 (t/年)	1人1日当たり ごみ排出量 (g/人・日)	焼却処理率 (%)	リサイクル率 (%)
9,948	796	82.9	11.3

資料：一般廃棄物処理実態調査

■污水处理人口普及率（令和3年度）

事業名 地域	公共下水道事業		農業集落排水事業		合併浄化槽		計	
	普及人口(人)	普及率(%)	普及人口(人)	普及率(%)	普及人口(人)	普及率(%)	普及人口(人)	普及率(%)
南九州市	3,804	11.5	956	2.9	18,269	55.3	23,029	69.7

資料：浄化槽等処理人口調査



南薩地区新クリーンセンター

※3R活動：Reduce（リデュース：ごみを出さない）、Reuse（リユース：再利用）、Recycle（リサイクル：再資源化）でごみの減量化を図る活動。



基本方向

- 生活環境を保全するための施策の実現と市民自ら改善することのできる体制を整備します。
- 野生動植物を守るために、市民と一緒に自然環境の保護活動に取り組みます。
- ごみ処理については、環境保全に対する意識啓発や分別収集の徹底によるごみの減量化と資源リサイクルの推進を図ります。
- 水質・悪臭・騒音などの環境保全対策を強化し、良好な住環境の維持・向上に努めるとともに、快適な住環境維持のため、美化活動の推進を図ります。
- 南薩地区衛生管理組合及び指宿広域市町村圏組合と連携を図り、廃棄物処理に関する施策全般の統一化に向けて検討します。
- 快適な生活と河川や海域など公共用水域の水質保全のために、市街地や農村地域などの地域特性に応じた生活排水処理対策を図ります。
- 生活排水処理基本計画に基づき、農業集落排水事業及び公共下水道事業の普及率の向上と合併処理浄化槽の設置を推進し、汚水処理人口普及率の向上を図ります。

施策体系図



施策の展開

施策 1	市民との協働による生活環境の保全
(1) 環境基本条例の制定の検討と環境破壊に対する監視体制の強化 生活環境に対する監視体制の強化を図り、市民・事業所・行政が一体となった環境保全に取り組みます。 (2) 環境学習会や環境ボランティア活動の実施 環境全般に関する意識の向上を目指した環境学習会を自治会などで実施していきます。その上で、各種イベントなどでの環境ボランティア活動を実施し、市民の積極的な参加を促します。 (3) 日常生活に係る生活環境・公衆衛生の保全 水質、悪臭、騒音などの公害苦情に対する対応や環境測定を実施します。また、外来種などの環境衛生対策及び畜犬管理・墓地・火葬場管理などの公衆衛生関係の適正管理を図ります。 (4) 自然環境の保護 絶滅危惧種に指定されているウミガメなどの野生動植物を守るために、ウミガメ保護監視員など民間団体と連携を図りながら、自然環境保護に努めます。	

施策2

効率的な廃棄物処理と循環型社会構築の推進

(1) ごみの減量化・分別収集の促進

分別回収の徹底によるごみの排出量の削減に努めるとともに、再資源化を推進します。また、市民に対して、生ごみ処理機の有効な活用や食品ロスの削減、水切り等によるごみ減量化を呼びかけ、資源を有効活用する取組などの3R活動を推進し、市民意識の向上を図ります。

また、外国人居住者のごみ分別に対応するため、市ウェブサイトや市LINE公式アカウントにおいて多言語翻訳ソフトの導入に向けた検討をします。

(2) 広域的な廃棄物処理施設の推進

南薩地区衛生管理組合の南薩地区新クリーンセンターの運営については、構成市と連携しながら取り組みます。また、現有施設の解体について、組合及び構成市と協議を重ねていきます。

(3) ごみ処理の分別方法などの統一

南薩地区衛生管理組合及び指宿広域市町村圏組合に係るごみの分別方法など、ごみ処理全般の統一化に努めます。

(4) 焼却灰の適正処理の推進

川辺最終処分場の敷地造成及び未処分廃棄物の処理を行い、モニタリング期間を経て最終処分場の閉鎖に取り組みます。

施策3

生活排水処理対策の充実

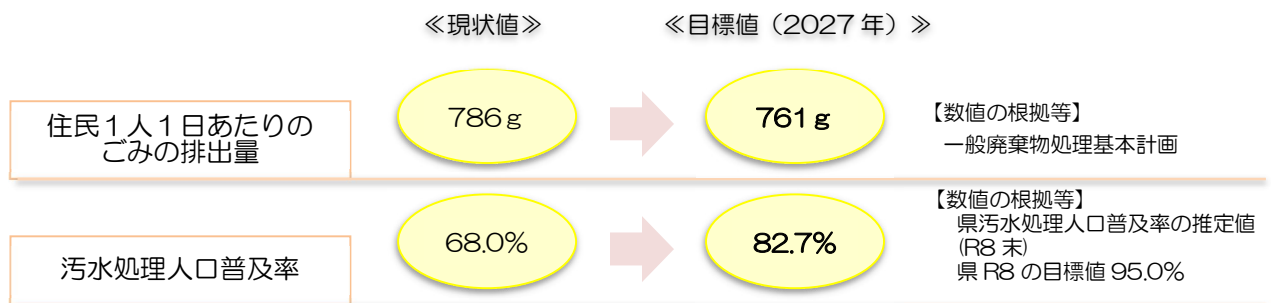
(1) 農業集落排水事業及び公共下水道事業の健全運営

農業集落排水事業及び公共下水道事業の健全運営、普及率を確保し、計画的な施設更新を行い、健全な事業運営を図ります。

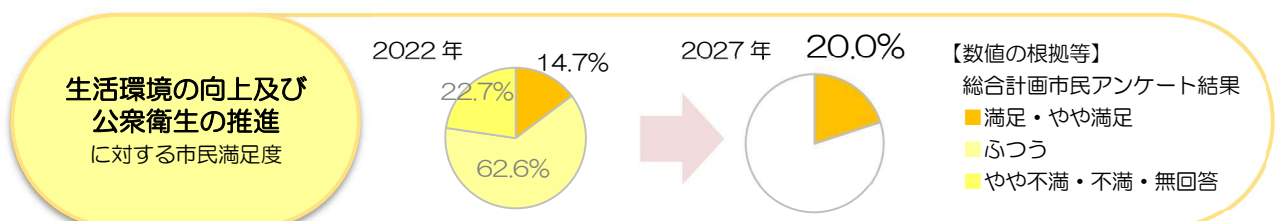
(2) 合併処理浄化槽の設置の推進

生活排水処理基本計画に基づき、合併処理浄化槽区域に合併処理浄化槽の設置を推進します。また、国・県・市の補助制度を引き続き実施し、普及率の向上に努めます。

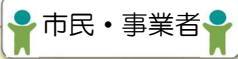
重要業績評価指標（KPI）



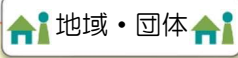
市民満足度



☑ 役割分担



ごみの減量及び分別に努めましょう。合併処理浄化槽の設置に取り組みましょう。



ごみの分別の指導に努めましょう。合併処理浄化槽の設置に向け、普及啓発に努めましょう。



ごみの分別，リサイクルの推進に努めます。合併処理浄化槽の設置を推進し，水洗化率の向上に努めます。



海岸清掃



ウミガメ放流

3

水の安定供給

☑ 現状と課題

- 人口減少による給水収益の減少，施設の老朽化に伴う故障や漏水による修繕費の増加等が課題であり，水道事業運営上厳しい状況となっています。
- 水質基準で不適な地域はないが，水質検査項目においては，数値の高い区域もあります。また，水源種別が湧水箇所においては，渇水期などの取水量の減少も見られます。
- 水道施設集中監視システムについては，40％程度の整備率であるが，未整備区域の故障対応等に苦慮しています。

■給水施設の状況（令和3年度）

地 域	区域数	普及率 (%)	監視システム 整備済	監視システム 未整備	監視体制 地区別状況
市内 全区域	29	99.5	12	17	知覧地域 全区域 川辺地域 一部区域 瀬娃地域 一部区域

資料：水道課決算統計

☑ 基本方向

- 水源調査・開発を行い，将来的な水資源の確保を図ります。
- 水道施設設置後 30 年以上経過している施設もあり，老朽化が進んでいる施設（水源施設・配水施設など）の改修・改良を行い，安全な水の安定供給に努めます。
- 各施設の集中監視体制の整備を推進します。
- 市内全域の水道事業の健全運営に努めます。

☑ 施策体系図

水の安定供給

施策 1

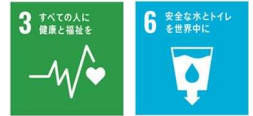
安全な水の安定供給



瀬娃中央第3水源



川辺高田水源



☑ 施策の展開

施策 1

安全な水の安定供給

(1) 水資源の調査・開発

取水量・配水量・水質変化などを注視し、状況により水資源の調査、開発を行い、水資源の確保を図ります。

(2) 老朽化の進む水道施設の改修・改良

老朽化の進んでいる区域の施設の改修・改良を計画的に行い、安全な水の安定供給を図ります。

(3) 監視体制の強化

水道施設集中監視システムの整備されていない地域（穎娃地域・川辺地域の一部）の施設整備を推進します。

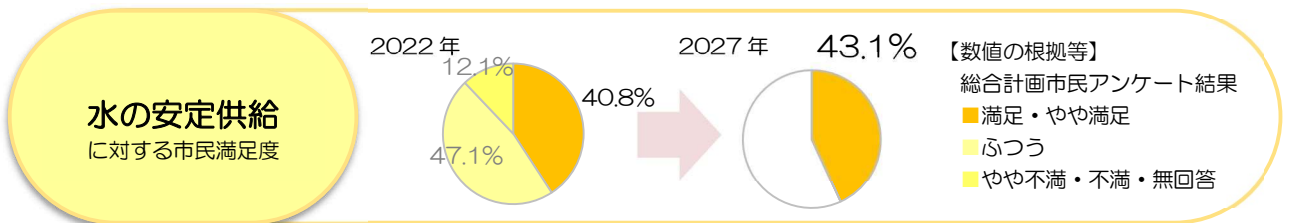
(4) 水道事業の健全運営

水道事業は、市民の日常生活に直結する事業であり、欠くことのできないライフラインであります。安全な水の安定供給を行うため、公営企業における経営状況の適切な把握・経営管理に努めます。

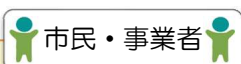
☑ 重要業績評価指標（KPI）



☑ 市民満足度



☑ 役割分担



水道水の適正な使用，給水装置の維持管理に努めましょう。



限りある水資源を有効に活用するため，引き続き，水を大切にしましょう。



安全で良質な水の安定供給に努め，限られた水資源を効率的かつ効果的に活用します。

4 総合的な消防・防災体制の充実

☑ 現状と課題

- 東日本大震災後、市民の防災意識の高まりとともに、防災や減災に関する取組が強く求められており、いつ発生するかわからない大規模な自然災害等に対して、平時に可能な対策を積み上げていくことが特に必要とされています。
- 台風の常襲地であり、シラス質の脆弱な特殊土壌を含むため、豪雨災害を受けやすい環境にあります。これまで、市内各地域の様々な災害に対する脆弱な箇所を把握した上で、地域防災計画を改定し、これに基づき関係機関との連携による砂防・急傾斜地崩壊対策事業など大規模災害に対応するための取組を実施してきましたが、引き続き優先度が高い施策からの的確な事業の実施に努めなければなりません。
- 消防・救急体制については、常備消防として指宿南九州消防組合が南九州消防署、顚娃分遣所及び川辺分遣所を設置しています。また、市においても非常備消防として消防団を設置しており、火災や捜索等に対して迅速に対応できる体制を整えています。しかし、人口減少や高齢化率の上昇により地域によっては、消防団員の確保が困難となっているため、今後消防団員の確保や組織再編の検討を進め、自然災害や特殊災害等の有事の際に対応できるよう更なる充実を図る必要があります。
- 急激に進行する少子高齢化社会のなかで、空き家に関する問題が表面化してきています。所有者等が適正な管理を行わない結果、生活環境に深刻な影響を及ぼすものについては、行政指導等の措置を講じる必要があります。

■消防団員数（令和4年4月1日現在）

組 織	消防団員数（人）
消防団本部 （うち女性消防隊）	17（12）
顚娃方面隊	166
知覧方面隊	184
川辺方面隊	187
合 計	554

資料：防災安全課



出初式

■土砂災害危険箇所（令和2年度）

	危険箇所数	整備済箇所数	未整備箇所数	整備率（%）
土石流危険渓流	146	36	110	24.7
急傾斜地危険箇所	334	124	210	37.1
合 計	480	160	320	33.3

資料：地域防災計画書 資料編、建設課



基本方向

- 災害発生時において、地域自ら迅速な対応が図られるよう、市民意識の高揚及び関係機関との連携により地域主体の訓練等を実施します。また、住民による「地区防災計画」の自発的主体的な策定の促進に努めます。
- 災害危険箇所等の把握や、各種災害による被災抑制等の防災対策事業を促進するとともに、市民及び国・県などの関係機関との緊密な連携と協力による総合的な防災体制の充実を図ります。
- 各種災害に迅速的確に対応できる消防体制の充実を図り、救命率の向上や火災の防止及び被害の軽減に努めます。
- 危険な放置空家等や良好な景観を阻害する空き家等の適正管理の促進に努めます。

施策体系図



施策の展開

施策 1	地域防災力の向上
(1) 防災意識の高揚 災害発生時において、地域自らが迅速な対応ができるように、自主防災組織の育成と支援を図るとともに、地域主体の訓練を実施します。また、地域の防災意識と防災力向上のため「地区防災計画」策定を支援します。 (2) 防災力の向上と関係機関の連携 地域防災計画の見直し、各種災害等を想定したマニュアル等の整備・訓練を実施します。	

施策 2	砂防・急傾斜地崩壊対策事業の推進
(1) 砂防・急傾斜地崩壊対策事業の推進 土砂災害の未然防止や危険箇所の防災工事の計画的な整備推進を図り、市民の生命と財産を守ります。また、土砂災害警戒区域等の周知を図り、自分の住んでいる地域の危険度を認識することで防災意識の高揚に努めます。	

施策3

消防・救急体制の充実

(1) 消防組織の広域再編の推進

消防・救急活動体制の更なる充実を図るため、施設や車両及び資機材を計画的に整備するとともに、消防組織の広域再編を推進します。

(2) 各種研修の推進

普通救命講習などを積極的に推進し、現場に居合わせた市民による救命率の向上に努めます。

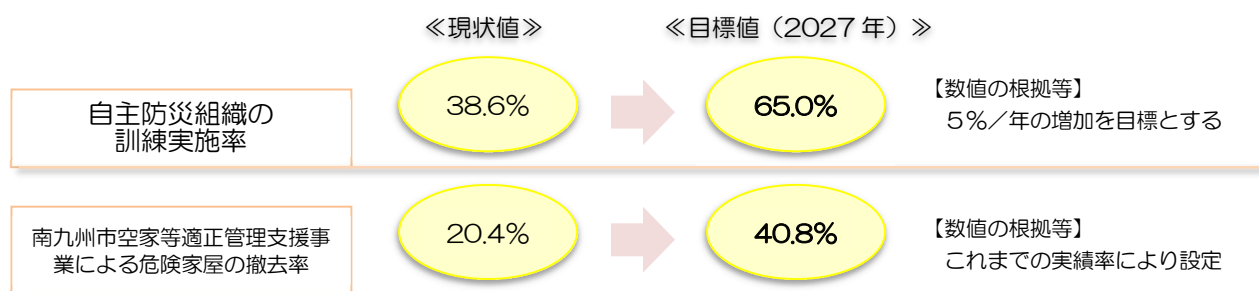
施策4

空き家対策の推進

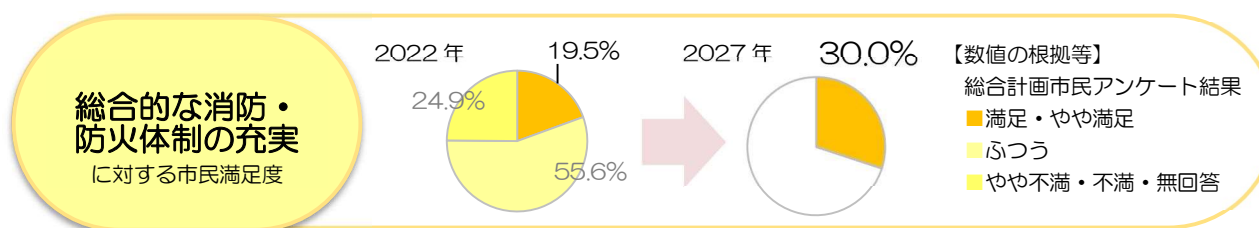
(1) 南九州市空家等適正管理支援事業の推進

老朽化した空き家の円滑な除却を図るため、南九州市空家等適正管理支援事業の推進を図り、市民の生活環境を守ります。

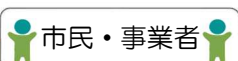
重要業績評価指標（KPI）



市民満足度



役割分担



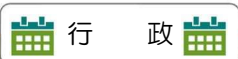
市民・事業者

地域の安全安心なまちづくりにみんなで取り組みましょう。



地域・団体

地域と協同し、安全安心なまちづくりに努めましょう。

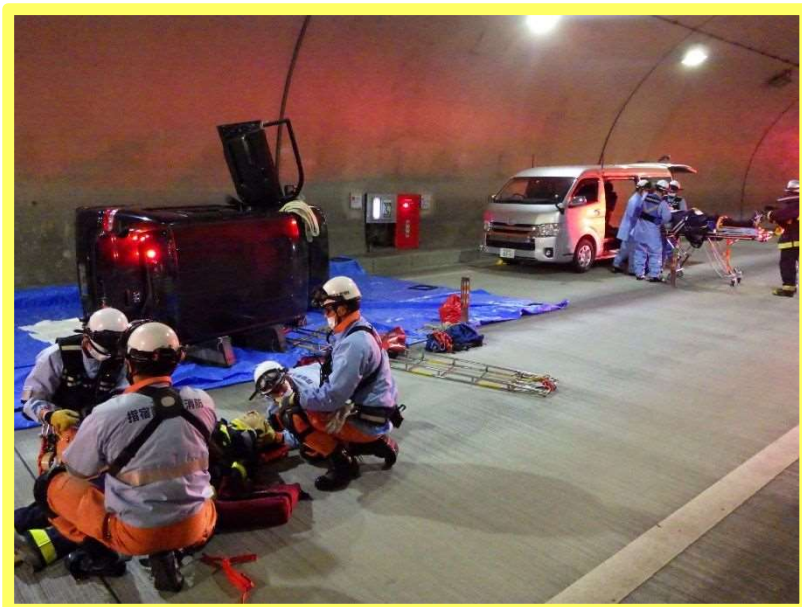


行政

関係機関とのネットワークの構築や消防・防災体制の充実に努めます。



総合防災訓練



南薩縦貫道トンネル防災訓練



急傾斜工事

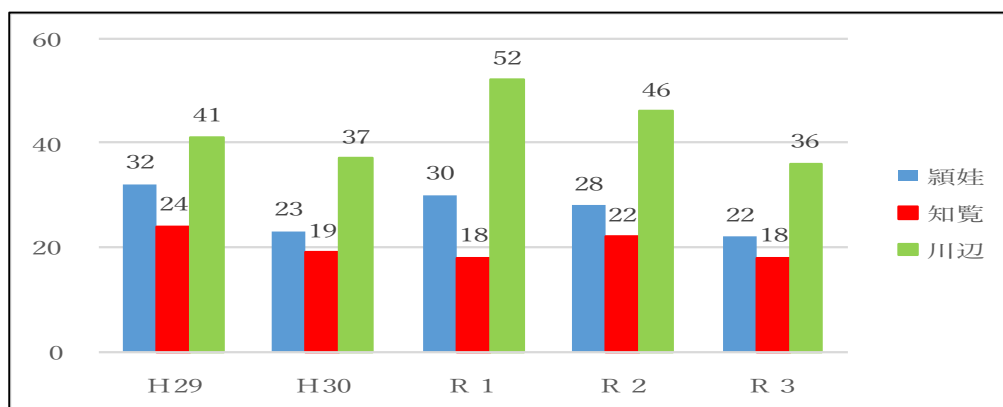
5 交通安全・防犯体制の強化

☑ 現状と課題

- 子ども・児童・生徒の通行の安全確保については、学校、こども園等の関係団体及び国・県・市道の道路管理者で構成する安全推進会議を開催し、危険箇所の点検・整備をおこなっています。
- 通学路などの道路施設整備については、歩道、路面反射鏡、防護柵、区画線などを整備していますが、道路交通環境の変化に伴い継続した整備が必要となります。また、交通事故のない社会を目指して、第11次南九州市交通安全計画を制定しました。特に高齢者など交通弱者の交通安全対策の充実・強化を図るため、南九州市交通安全市民運動推進協議会や南九州地区交通安全協会、各関係団体と連携、協力し交通事故死「ゼロ」を目標とし啓発活動を推進する必要があります。
- 自治会が防犯活動を推進しながら、防犯対策として防犯灯を整備しています。その活動が子どもの安全確保や声かけ運動につながっています。

■交通事故発生件数

(単位：件)



資料：交通統計

■歩道整備状況（令和2年度）

	道路延長 (m)	歩道設置道路延長 (m)	設置率 (%)
国道 (225 号)	24,599	21,879	88.9
国道 (226 号)	17,298	15,407	89.1
主要地方道	89,916	59,430	66.1
一般県道	61,559	26,812	43.5
市道	1,202,824	58,456	4.86
合 計	1,396,196	181,984	13.0

資料：道路現況調査



基本方向

- 通学路など安心して移動できる歩行空間の整備を進め、交通安全の確保と道路交通環境の向上を図ります。
- 交通安全運動については、南九州地区交通安全協会・各関係機関と連携して、交通安全教室などを開催し、啓発活動を行い、無事故運動を展開します。
- 社会的責任や飲酒運転の反社会性を認識し、地域と一体となって飲酒運転根絶運動を展開します。
- 地域住民が安全で安心な生活ができるよう、防犯灯設置の推進に努めます。
- 地域における防犯活動の中で自治会、南九州警察署、南九州地区防犯協会などと連携し、子どもの安全確保・声かけ運動を展開するよう促進します。
- あんしんメールの普及促進を図り、犯罪情報などの迅速な伝達により、市民の安全確保に努めます。

施策体系図



施策の展開

施策 1 交通安全対策の強化

(1) 通学路などの施設整備

通学路などの道路施設整備については、歩道、路面反射鏡、防護柵、区画線などを整備し事故防止に努めており、今後も道路交通環境の変化に応じて随時、整備を図っていきます。

(2) 交通安全運動の実施

交通事故防止の徹底を図るため、南九州警察署・南九州市交通安全市民運動推進協議会・南九州地区交通安全協会・南九州地区安全運転管理協議会などと協力して、交通事故防止運動を展開します。

(3) 交通安全教室や啓発活動の実施

保育所、認定こども園、幼稚園、小中学校の園児・児童・生徒に対し、歩行者及び自転車利用者としての基本的な交通ルールを身につけさせ、事故防止について家庭及び交通安全母の会・教育委員会などと連携・協力を図りながら交通安全教室を開催します。また、高齢者の交通事故防止対策として、高齢者学級などで交通安全教室を関係機関と連携しながら開催し、交通事故防止啓発活動を行います。

(4) 飲酒運転の根絶

地域・家庭・南九州市交通安全市民運動推進協議会などで啓発運動を行い、飲酒運転の根絶を図ります。

(5) 歩道などの整備推進

子どもや高齢者、障がい者などが安全で安心して利用できる歩道などの整備に努めます。

施策2

防犯体制の強化

(1) 防犯灯設置の推進

自治会が防犯対策として整備している防犯灯については、安全で安心な生活ができるよう整備を推進します。また、色彩などについては、道路環境・周囲の環境を考慮し整備に努めます。

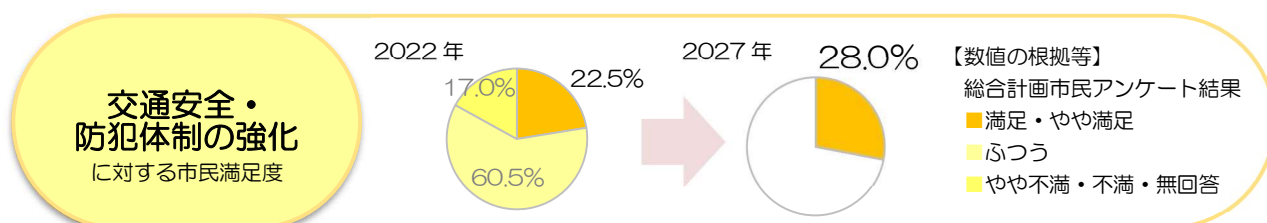
(2) 子どもの安全確保・声かけパトロールの促進

防犯活動の中で自治会、南九州警察署、南九州地区防犯協会などと連携し、子どもの安全確保や声かけパトロールを推進します。

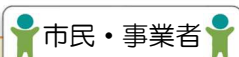
重要業績評価指標（KPI）



市民満足度



役割分担



市民・事業者

交通ルールや交通マナーを守り、交通事故防止に努めましょう。



地域・団体

交通安全に努め、地域と連携した防犯活動に取り組みましょう。



行政

交通環境の整備や、犯罪のない安全で安心なまちづくりに努めます。



全国交通安全運動キャンペーン



防犯カメラ（市役所知覧庁舎）

6 消費生活環境の充実

現状と課題

- 消費者のニーズと商品や販売に関する形態が多様化し、インターネットなどを利用した取引、通信販売、訪問販売やうそ電話詐欺などによる消費者被害が多発しているため、広報紙や市のウェブサイト、公式SNS等による情報提供や消費者教育を実施しています。今後も、被害を未然に防止するための情報提供や知識の普及を図る必要があります。
- 消費生活相談員を配置し、消費者被害の救済に努めているものの、相談内容が複雑かつ多様化しているため、消費生活相談員のスキルアップやデジタル社会への対応など体制の充実を図る必要があります。
- 生活用品などについて、適正な計量及び商品表示を確保するために、事業者への立ち入り検査を行い、適正な商品取引の推進を図っています。今後も消費生活の安全性を確保するため、適宜立ち入り検査を行う必要があります。

基本方向

- 消費者が自主的かつ合理的な判断で消費者被害を未然に防止できるようにするため、消費生活の情報提供、啓発活動を行うとともに、出前講座を通じた消費者教育や活動支援の充実を図ります。また、複雑かつ多様化する消費者被害の救済に対応するため、消費生活相談体制の充実を図ります。
- 生活用品などについて、適正な計量と商品表示の推進を図り、消費生活の安全性を確保します。

施策体系図



施策の展開

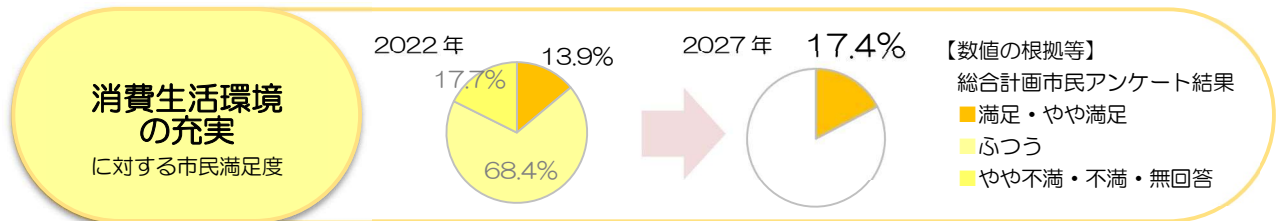
施策 1	消費生活対策の推進
(1) 情報提供と消費者教育の推進 消費者が自主的かつ合理的な判断で消費者被害を未然に防止できるようにするため、広報紙や市のウェブサイト、公式 SNS 等を活用して消費生活の情報提供、啓発活動を行うとともに、各世代に応じた出前講座などの消費者教育と活動支援の充実を図ります。 (2) 消費生活相談体制の充実 複雑かつ多様化する消費者被害を救済するため、鹿児島県消費者生活センターなどの関係機関と連携し、消費生活相談体制の充実を図るとともに、相談員のスキルアップに努めます。	
施策 2	消費生活の安全性確保
(1) 消費者取引の適正化 生活用品などの、販売店の適正表示の立ち入り検査を行い、消費者保護の充実に努めます。 (2) 計量器等の適正化の推進 計量器の定期検査の実施及び商品量目立入検査の拡充を図ることにより、適正な取引を推進し、消費生活の安全性の確保に努めます。	



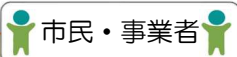
重要業績評価指標（KPI）



市民満足度



役割分担



正しい消費生活に関する情報の共有や、商品の適正な販売に努めましょう。



消費者被害を受けないよう地域で情報の共有に努めましょう。



消費生活の情報について、広報・啓発に努めます。相談体制の充実に努めます。



消費出前講座



民法改正による若者の消費者トラブル未然防止の啓発活動

1

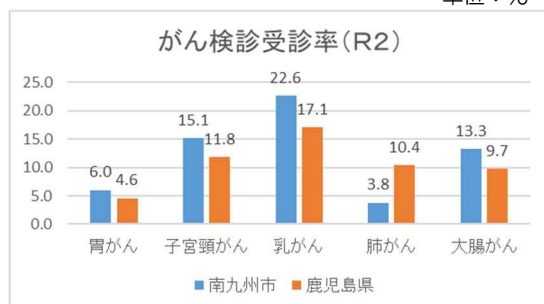
地域保健・医療の充実

☑ 現状と課題

- 各種がん検診受診率は、すべて県平均を上回っています。精密検査受診率については、乳がんと子宮頸がんが県平均より低い状況です。受診率向上には、デジタル技術も活用しながら、検診の実施方法の見直しや未受診者対策に取り組んでいく必要があります。
- 地域の健康づくりの推進を担う保健推進員については、今後も市民主体の健康なまちづくりに取り組めるように、研修の機会を確保し質の向上を図る必要があります。
- 健診や医療費データを基に、地域の健康状態や特性を十分に分析した上での効果的な健康づくりの推進が重要であり、デジタル技術の活用も含め、医療機関との連携による重症化予防対策の充実を図る必要があります。また、DXを推進し業務の効率化や利用者の利便性の向上を図り、公式SNS等を活用した健康情報発信を行う必要があります。
- 自殺死亡率が、全国、県平均よりわずかに下回っており、性・年代別でみると、男性・高齢者の割合が高い状況です。こころの健康づくりに努めるとともに、相談窓口の周知や相談体制の充実が必要となります。
- 新型の感染症対策として、新たな感染症が発生した場合は、新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、オンラインを活用しながら、国や医師会等と連携をとり迅速な対応をとる必要があります。
- 国民健康保険の1人当たりの医療費は、全国平均や県平均を上回っています。高医療費の要因は、「精神障害」「循環器系疾患」「新生物」などの疾病の重症化により入院の頻度及び1人当たりの診療費が高いことと、医療内容の高度化、被保険者の年齢構成が高いことによるものと考えられます。
- 市内の医療機関は、令和4年4月現在、病院6か所、診療所29か所、歯科医療機関16か所あります。診療科目によっては近隣市の医療機関に依存している状況です。人口減少の中にあって、近年では二次医療圏としての南薩地域の枠組みで医療体制を整えていく必要性が高まっています。
- 休日は、医師会の協力を得て、在宅当番医制を設けているほか、夜間・休日等の二次救急医療体制を整えています。
- 平成28年に策定された鹿児島県地域医療構想では、今後、将来の病床の機能ごとの必要量など地域の医療提供体制の基本的な方向性が示されています。南薩地域では、病床必要数のうち急性期及び慢性期は大きく減少し、高度急性期及び回復期病床は増加する内容となっています。今後の地域医療を充実させる対策として、一次から三次に至る体系的できめ細かな救急医療体制を整備する必要がありますとともに、地域包括ケアシステムの構築を推進し、在宅医療を充実することが重要となっています。
- 各温泉センター施設の老朽化に伴い、改修経費が増大し、施設の維持が難しくなっています。今後は公共施設等総合管理計画等に沿って、長寿命化や民間移管等を検討していく必要があります。また現在、市営温泉施設のみで実施している高齢者等の温泉利用料割引事業についてデジタル技術を活用した温泉割引システムを導入し、民営温泉施設にも適用することにより、温泉利用者の拡大と市民の健康増進に取り組む必要があります。

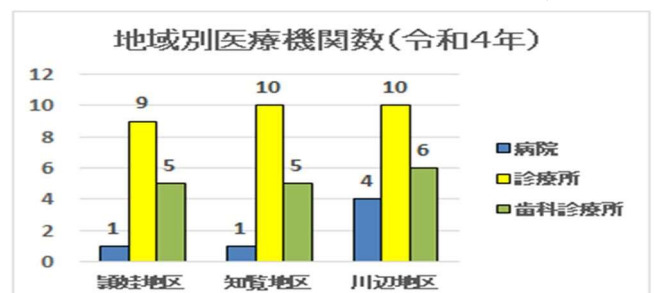
■各種がん検診受診率（令和2年度）

単位：％



■地域別医療機関数（令和4年度）

単位：力所



資料：鹿児島県、南九州市健康増進課

資料：南薩地域振興局



■国民健康保険の被保険者1人当たり医療費の推移（単位：円）

区 分		H29	H30	R1	R2	R3	R2（県）
診療費	入 院	209,633	212,805	217,875	220,843	220,027	206,319
	入院外	147,714	149,795	155,644	150,154	162,994	144,718
	歯 科	20,980	21,388	22,365	22,179	22,931	22,931
	計	378,327	383,988	395,884	393,176	405,952	373,968
調 剤		62,740	61,022	65,059	65,483	68,906	65,076
そ の 他		19,790	20,064	20,419	20,526	20,840	19,339
合 計		460,857	465,274	481,362	479,185	495,698	458,383
平均加入者数		10,825 人	10,395 人	9,958 人	9,737 人	9,527 人	

基本方向

- 市民の自主的な健康づくり活動を支援し、市民とともに健康なまちづくりに取り組んでいきます。各種健（検）診の受診率の向上を図り、疾病の予防・早期発見に努めるとともに、健康相談、健康教育など、年齢や個別に応じた保健予防活動を推進し、こころとからだの健康づくりを推進します。
- 医療費の適正化、保健事業を計画的に推進し、デジタル技術を活用した国民健康保険事業の運営の安定化を図ります。
- 子どもから高齢者まですべての人が安心して快適な生活を住み慣れた地域で送れるように、医療体制の確保と充実を図ります。また、医師会と連携を図りながら突発的な事態にもすぐに対応できる当番医制や救急医療体制の充実を図ります。

施策体系図



施策の展開

施策 1	健康づくりの推進
(1) 健康増進計画の推進 日常生活習慣の改善により健康を増進し、疾病を予防する一次予防に重点を置いた健康づくりを支援するため、関係団体との連携のもと、「南九州市健康増進計画」を推進します。 (2) 地域住民自ら取り組む健康づくりの推進 地域の健康づくりのリーダーとして、保健推進員の育成、資質の向上に努めます。ヘルスプロモーション※の理念に基づき、自らの健康をコントロールし改善することができるように各種健（検）診や健康教育の場を活用し、支援していきます。	

※ヘルスプロモーション：自らの健康をコントロールし改善することができるようにするプロセスであり、これを通して豊かな人生に至るものであると、1986年にWHO（世界保健機関）によって提唱された。

(3) こころの健康づくりの推進

こころの健康に関する知識の普及と専門家による個別相談体制の充実・相談窓口の普及を図ります。

(4) 「食」からはじまる健康づくりの推進

市民それぞれが自らのライフスタイルに合わせた健康的な食生活を実践できるよう、食生活改善推進員を養成するとともに、公式SNS等を活用した情報発信など、「食」に関する知識を持つ機会を増やし、市民が自ら食生活の改善を実践できるよう支援します。

(5) 健（検）診サービスの充実や予防接種の推進

医療機関やその他の健（検）診機関などと、デジタル技術も活用しながら連携を図り、受診しやすい体制づくりに努めます。

また受診後のフォローを適切に行い、精密検査受診率の向上、早期治療へつなげます。安全な予防接種の実施と接種率の向上に向けた取組を強化します。

(6) 感染症対策について

新型感染症等に対応するため関係機関等との連携や情報交換等を行い、危機管理体制の確立に努めます。

施策2

国民健康保険事業運営の安定化

(1) 医療費適正化の推進

レセプト点検及びジェネリック医薬品の使用促進、被保険者資格の適正化を図り、国民健康保険事業の安定化に努めます。また、国民健康保険の財政状況や医療費の動向などを周知するとともに、制度の趣旨普及と相互扶助意識の高揚を図り、国民健康保険の健全な運営に努めます。

(2) 保健事業の推進

メタボリックシンドローム※解消対策として、特定健診・特定保健指導を推進し、生活習慣病の予防、改善に努めます。また、糖尿病性腎症の悪化による人工透析や、脳血管疾患等の市の重点課題になっている疾患について、健診やレセプトデータを活用し、医療機関と連携した重症化予防に取り組みます。

施策3

医療体制の充実

(1) 救急医療体制の充実

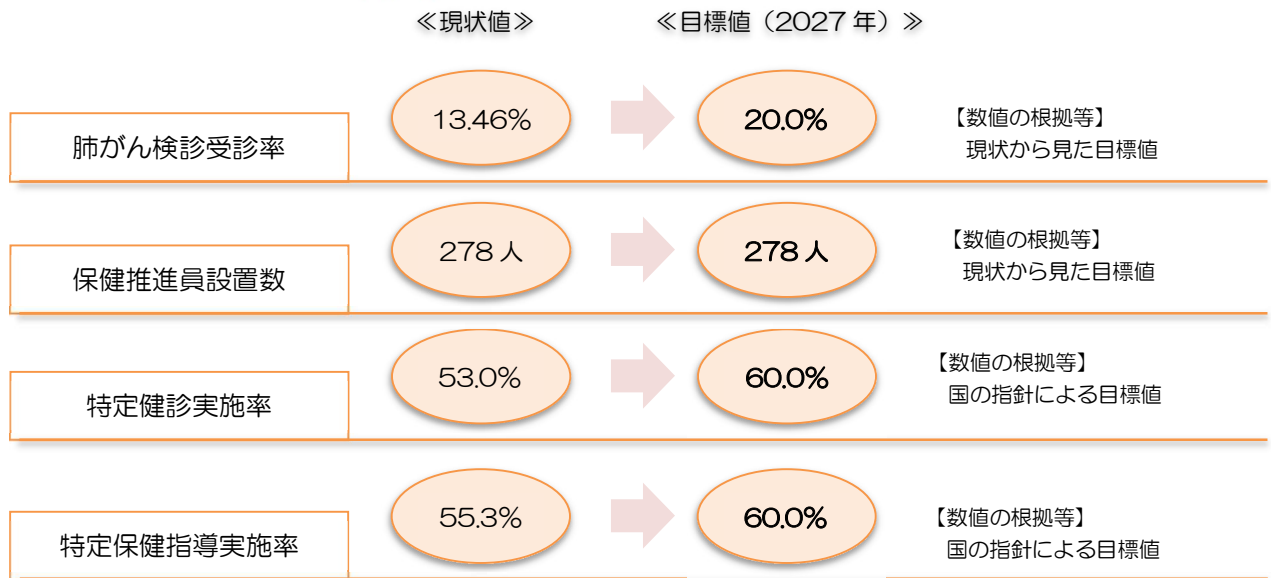
休日や夜間における救急医療に対しては、在宅当番医制や病院群輪番制病院運営事業に継続的に取り組むとともに、いつでも安心して医療が受けられるよう効率的な救急医療体制の確保に努めます。また、医療に必要な血液や血液製剤の確保に協力するため、地域や企業、各種団体の協力を得ながら献血事業を推進します。

(2) 地域の医療体制の確保、充実

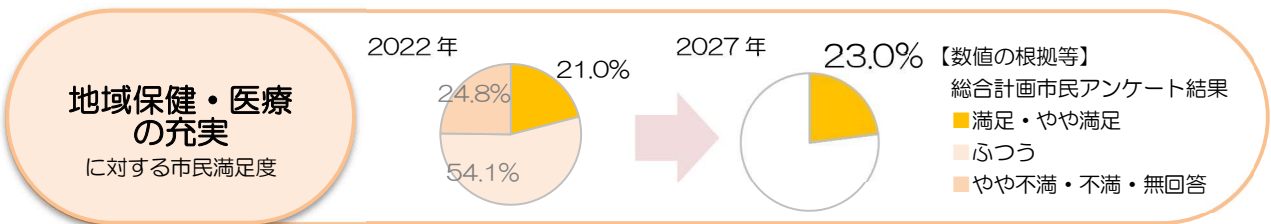
産科医療をはじめ地域の医療体制については、南薩地域二次医療圏（南薩4市）での提供体制が十分確保されるよう、医師会をはじめ鹿児島県や構成市、医療機関等と連携しながら地域医療の充実を図ります。

※メタボリックシンドローム：内臓脂肪型肥満によって、様々な病気が引き起こされやすくなった状態。

重要業績評価指標（KPI）



市民満足度



役割分担

市民・事業者

こころとからだの健康づくりに自ら積極的に取り組みましょう。

地域・団体

健康への意識を高め、その普及啓発に努めましょう。

行政

健康課題を明らかにし、関係機関と連携しながら効果的な保健事業を実施します。



保健推進員研修会



食生活改善推進員研修会

2 子育て支援体制の強化

☑ 現状と課題

- 本市においても、少子化傾向が続き、各家庭における家族形態の多様化により、家庭での子育て力の低下や地域とのつながりの希薄化が懸念されています。特に子育ての不安や孤立感を感じる家庭が増加するとともに、経済的な不安を抱えた家庭が増えています。こうした中で、育児放棄など児童虐待を未然に防ぐため、地域での仲間づくりや子育て相談が気軽にできる環境の整備、家庭児童相談など児童を健全に育成するための取組も重要になってきています。
- さまざまな社会環境の変化に伴い、子育て家庭の現状に即した「ワーク・ライフ・バランス」の支援として、多様な保育サービスの充実が必要であるとともに、保育所等以外の子育て施設の整備も求められています。さらに、デジタル技術を活用し、保育所等も含め業務の効率化や利用者の利便性の向上が必要となります。
- 子育て世代包括支援センターを拠点として、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を実施しています。また、乳幼児期の健診や公式SNS等を使った子育て情報発信等により、健やかな成長を見守るとともに子育てに関する不安の軽減に努めています。多様化するニーズに対応していくため、健診に心理職などの専門職を配置しています。今後も、疾病や異常の早期発見に加え、相談機能や療育機関等関係機関との連携を充実させ個々の発達に応じた切れ目ない支援が必要となります。加えて、デジタル技術を推進することで業務の効率化や利用者の利便性の向上が必要となります。
- 親子が地域で孤立することを防ぐために、地域の母子保健推進員をはじめ、子育てに関わる人・関係機関が連携し、地域全体で親子を支える体制を築く必要があります。

■保育所入所定員及び入所児童数（単位：人）

	H29	H30	R1	R2	R3
入所定員	980	980	1,000	1,016	1,135
入所児童数	1,161	1,152	1,162	1,156	1,108

※3月初日在籍者

■出生数（単位：人）

年次	H29	H30	R1	R2	R3
出生数	219	225	201	194	178

資料：統計南九州

☑ 基本方向

- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実を図り、子育て家庭が安心していきいきと子育てが行えるよう、地域社会が共に支え合い、子どもたちが健やかに育つ環境づくりに努めます。
- 育児放棄などの児童虐待に対して、家庭相談員を中心に関係機関及び地域と連携を図り、適切な対応に努めます。
- 母子・父子家庭に対して、手当及び助成などの経済的支援を実施し、自立への一助に努めます。



☑ 施策体系図



☑ 施策の展開

施策 1	子ども・子育て環境の充実
(1) 子育て支援の充実 子どもの出生を祝福して出生祝金を支給し、「南九州市地域子育て交流館」や「地域子育て支援センター」、「ファミリー・サポート・センター」を中心に、育児相談・支援体制を整え、保護者同士・子ども同士の交流や情報交換のための環境整備の充実を図り、子育ての不安感や孤立感等を緩和し、子どもの健やかな成長を支援します。 (2) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実 子育て世代包括支援センターを効果的に運営し、母子保健施策と子育て支援施策の一体的な提供を通じて、主に妊産婦及び乳幼児の健康の保持増進を包括的に支援します。 (3) 子育てに係る経済的負担の軽減 安心して子育てができるように、子ども医療費助成制度の維持に努め、子どもの健康保持及び福祉の増進を図るとともに、ひとり親家庭の経済的負担を軽減するため、ひとり親家庭等医療費支給事業、児童扶養手当支給事業、母子家庭自立支援給付金等支援事業を実施し、安定した生活や自立への支援に努めます。 (4) 要保護児童等への対応 児童虐待やヤングケアラー、子どもの貧困等の問題に対し、家庭相談員の充実を図り、支援体制の強化を図るとともに、発生の防止、発見から適切な対応まで関係機関と連携して速やかな対応に努めます。	

施策 2	母子保健サービスの充実
(1) 母子保健サービスの充実 妊産婦健診、乳幼児健診、育児相談、健康教育、家庭訪問などの保健事業を、公式SNS等を活用した情報発信も行い充実します。また、転入者、健診未受診者などの状況確認や支援を行い、保健センターが「市民に身近な相談窓口」として活用されるよう周知に努めるとともに、関係機関と連携し、発育発達の課題や育児不安を抱える親子に適時関わり、継続的に支援します。 また、より市民に身近な場で子育ての見守り・支援を行う母子保健推進員による声かけ活動を通じ、母子の孤立化を防ぎ安心して子育てが行える地域づくりを進めます。加えて、DXを推進することで業務の効率化や利用者の利便性の向上を図ります。	

施策3

保育サービスの充実

(1) 多様な保育サービスの提供

多くの利用者の保育ニーズに応えるため、延長保育や一時預かり保育、障がい児保育などの特別保育の充実を図るとともに、関係機関と協議し、新たな保育事業も推進します。

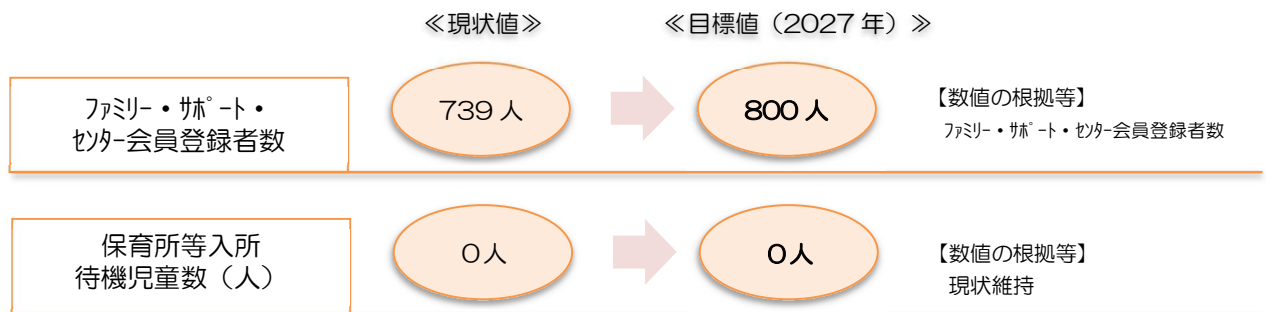
(2) 放課後児童クラブの充実

保護者が労働等で昼間いない小学校の児童に対し、放課後等に適切な遊び及び生活の場を提供することで、保護者の子育てと仕事の両立を支援するとともに、放課後児童クラブの充実と利用児童の健全な育成を図ります。

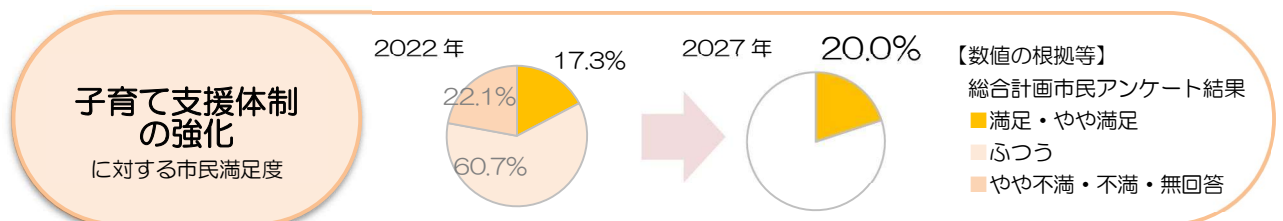
(3) 保育施設の整備

保育内容や方法の充実とともに、多様なニーズに対応できる機能を備えた施設整備を推進します。

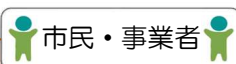
重要業績評価指標（KPI）



市民満足度



役割分担



市民・事業者

子育て、育児情報を収集し積極的に活用しましょう。



地域・団体

子育て家庭が地域で交流し共に活動できる機会を増やしましょう。

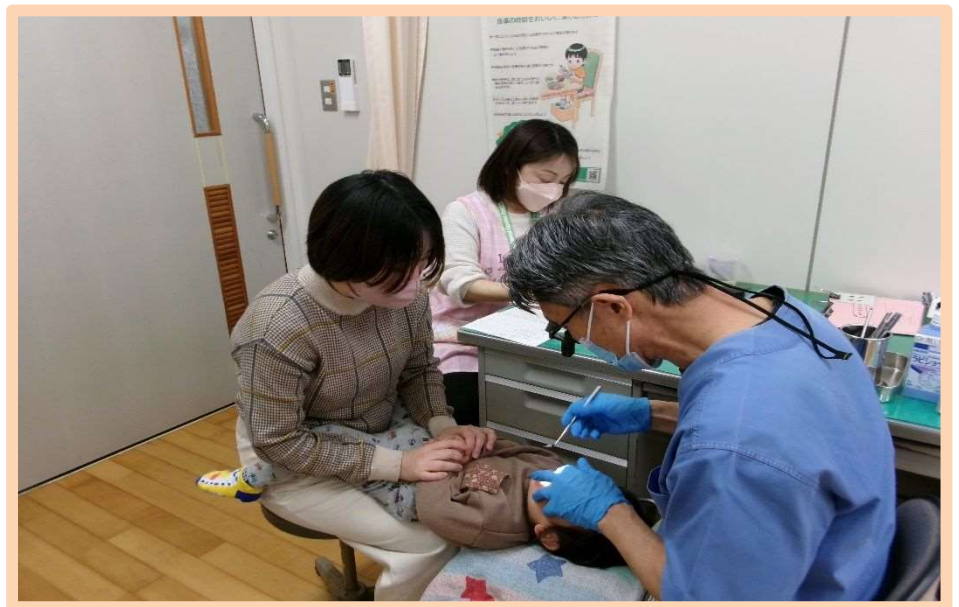


行政

子育て環境の充実に努めます。



育児相談



母子健診

3

高齢者福祉の充実

☑ 現状と課題

- 平均寿命の伸びなどによって高齢化が進み、令和4年3月末には高齢化率が41.14%、75歳以上の後期高齢者の占める割合は22.03%となっています。
- 高齢者自身が、長年培った経験や豊富な知識及び技術を活用し、活躍することで、生きがいづくりや地域の活性化が促進され、また、地域での支え合い・互助活動が推進され、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる社会を実現することが重要となります。
- 高齢化や疾病構造の変化、家族形態の縮小化（独居・老老世帯）、高齢者と障がい者のみの世帯などにより、支援を必要とする方が増えている状況です。また、認知症に関する相談が増加しており、消費者被害など問題が複雑で対応が困難なケースも多くなっています。今後は、権利擁護や成年後見に関する相談も増えることが考えられ、問題の早期把握、関係機関との連携による対応が更に必要となります。
- 介護老人福祉施設等への待機者は依然として解消できないものの、令和2年度に高齢者人口のピークを迎えている本市にとって、過度な介護サービス基盤整備は抑制する必要がある、介護サービスの質的向上やより良いサービスの提供等により、高齢者の在宅での生活を支援していく必要があります。
- 元気な高齢者が介護状態とならないよう、また、要支援及び要介護状態となった高齢者等の介護度の改善や重度化防止のため介護予防に力を入れる必要があります。
- 今後も住み慣れた地域ですっと暮らし続けたいと望む声が多いため、医師会をはじめ関係団体等多職種との連携に取り組み、包括的なサポートができるよう医療と介護のネットワークを構築する必要があります。
- 高齢化や家族形態の縮小化（独居・老老世帯）、認知症の増加などにより、対応に苦慮するケースが増加している状況です。介護支援専門員は、高齢者にとってより良いケアマネジメントが実施できるよう、医師等多職種間の連携を図るとともに、研修などの受講により資質の向上を図ることが必要です。
- 認知症の方が孤立することなく、意思や尊厳を保ちながら、住み慣れた地域で、自分らしく暮らし続けられるよう地域づくりを推進していく必要があります。
- これら高齢者福祉に関する課題について、高齢者支援の充実や業務の効率化を図るため、デジタルなど先端技術を活用した支援を推進していく必要があります。

■介護認定状況（単位：人）

	H29	H30	R1	R2	R3
第1号被保険者	13,462	13,507	13,525	13,520	13,566
認定者数	3,031	3,055	3,101	3,077	2,965
要支援1	374	342	343	358	331
要支援2	304	345	363	359	324
要介護1	630	628	655	625	619
要介護2	476	496	460	437	467
要介護3	429	408	430	422	376
要介護4	378	406	439	482	472
要介護5	440	430	411	394	376
認定率	22.5%	22.6%	22.9%	22.8%	21.9%

資料：介護保険事業状況報告書



■総合相談実施状況

単位：件

	H29	H30	R1	R2	R3
介護・医療・日常生活に相談等	1,010	563	458	534	818
介護保険（サービス）に関する相談	413	210	247	275	272
合計	1,423	773	705	809	1,090

資料：長寿介護課

■介護予防支援・介護予防ケアマネジメント事業

単位：件

	H29	H30	R1	R2	R3
新規	317	224	226	197	168
継続	7,729	7,505	7,140	6,930	6,530
合計	8,046	7,729	7,366	7,127	6,698

資料：長寿介護課

■在宅福祉アドバイザーの状況

	H29	H30	R1	R2	R3
アドバイザー数（人）	311	299	297	296	295
見守り対象者数（人）	1,014	907	731	739	739
見守り回数（回）	31,681	29,916	28,734	29,480	27,889

資料：長寿介護課

☑ 基本方向

- 高齢者が可能な限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活を継続でき、いきいきと安心して暮らせるよう、高齢者の生きがいづくりや社会参加を促進するとともに、高齢者福祉事業の充実や介護保険事業の基盤整備や円滑な運営に努めます。
- 高齢者の心身の健康保持や自立支援、要介護状態の重度化防止のため、介護予防の取組、認知症施策、地域での互助活動を強化するとともに、医療、介護、予防、生活支援、住まいを包括的かつ継続的に提供する地域包括ケアシステム※を深化・推進します。
- 高齢者支援の充実や業務の効率化を図るため、デジタル技術を活用した支援を推進します。

☑ 施策体系図



※地域包括ケアシステム：地域に生活する高齢者の住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供するためのケアシステム。

施策の展開

施策 1 生きがいづくりや社会参加の促進

(1) 生きがい対策の推進

各種団体が取り組む文化・学習・趣味・創作活動，スポーツ・レクリエーション活動，高齢者の経験や知識を生かしたボランティア活動などを支援します。

(2) 社会参加のための環境づくり

高齢者の希望や能力・体力に応じた就労機会の確保に努めるとともに，ボランティア等や互助活動を通じて高齢者の健康づくりや社会参加を促進します。

施策 2 高齢者福祉・介護サービスの充実

(1) 高齢者福祉サービスの提供

訪問給食サービスや介護用品の支給，同居介護者への支援など高齢者福祉サービスの提供に努めます。

(2) 介護保険サービスの充実

介護保険サービスの質的向上と適正化に取り組むとともに，介護サービス事業所と連携し，介護保険事業の円滑な運営を行います。また，介護人材確保やデジタル技術の活用により生産性の向上を図りながら，適切な介護保険サービスの提供に努めます。

施策 3 介護予防・地域包括ケアの推進

(1) 介護予防の推進及び介護予防支援等の提供

介護予防に関する運動を中心とした自主的な取組や活動が広がるようデジタル技術の活用を含めた知識の普及・啓発や地域活動の育成・支援を進めるとともに，介護予防対象者への介護予防支援等を実施します。

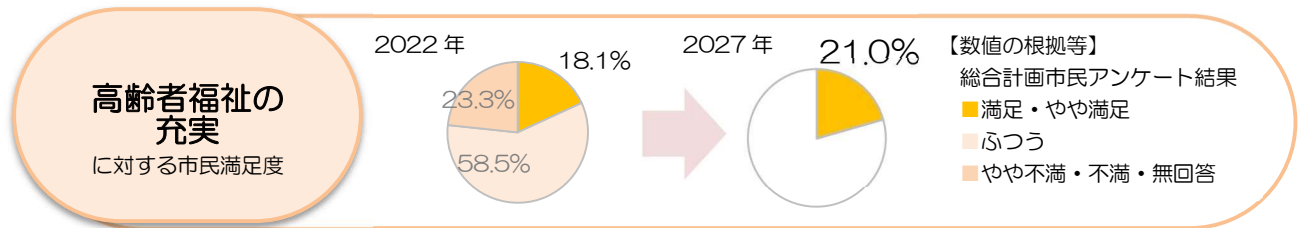
(2) 地域包括ケアシステムの推進

地域包括支援センターの機能強化を図りながら，地域ケア会議やデジタル技術を活用した多職種連携によるネットワーク化，地域での支え合い体制の強化・充実，医療と介護の連携，認知症施策等の実施により，地域包括ケアシステムを推進します。

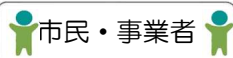
重要業績評価指標（KPI）



☑ 市民満足度



☑ 役割分担



市民・事業者

ボランティア等や互助活動、介護予防事業等へ積極的に参加しましょう。



地域・団体

高齢者の見守りや支え合い活動に取り組みましょう。また、災害、感染症等、非常時に備えた安全・安心な地域づくりに取り組みましょう。



行政

高齢者の自立支援や尊厳保持に努めます。また、災害、感染症等、非常時に備えた安全・安心な地域づくりに取り組みます。



高齢者サロン



認知症優導訓練

4 障がい者（児）福祉の充実

☑ 現状と課題

- 障がい者の高齢化・重度化が進行する状況にあるとともに、障がい者と暮らす家族も高齢化しており、「親亡き後」が課題となってきます。
- 障がいのある人が自立して暮らしていくためには、就労の促進を図る必要があります。福祉的就労の充実、あるいは企業の雇用や職場への定着を推進していくことが求められています。
- 障がい者やその世帯等が抱える複合的な課題を把握し、適切な保健、医療、福祉サービス利用ができるようにデジタル技術の活用も含めた環境の整備に努めるとともに、地域で支え合い住み慣れた所で安心して暮らしていけるよう、地域福祉の充実を図ることが必要となっています。
- 障害者基本法の基本的な理念にのっとり障害者総合支援法が施行されました。また、障害者虐待防止法や障害者差別解消法など、障がい者の権利擁護のための法整備が進められています。障がいの特性や障がいのある人への理解を進めるとともに、法律の内容等を市民へ周知していくことが求められます。
- 障がい者福祉団体の高齢化や新規の会員の減少などにより、障がい者福祉団体の活動や継続が課題となっています。

■ 障害者手帳の交付状況（単位：人）

年度	身体障害者手帳						
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
H29	756	401	376	540	165	161	2,399
H30	744	380	365	525	159	158	2,331
R1	742	351	360	520	152	150	2,275
R2	737	340	335	518	140	152	2,222
R3	683	334	324	523	137	139	2,140

資料：福祉課

年度	療育手帳					精神障害者保健福祉手帳			
	A1	A2	B1	B2	計	1 級	2 級	3 級	計
H29	96	104	149	98	447	8	187	35	230
H30	90	104	151	109	454	10	193	39	242
R1	89	105	144	117	455	12	202	46	260
R2	89	109	141	121	460	12	218	44	274
R3	88	110	142	119	459	15	221	46	282

資料：福祉課

☑ 基本方向

- 障がいの有無に関係なく差別解消等、人権と人格を尊重し、障がい者が必要な支援を受けながら住み慣れた地域で安心して生活を営めるように関係機関と連携しながら生活環境のバリアフリー化に努めます。
- 自分らしく暮らしていくためにいつでも相談できる体制を構築するとともに、障がいの特性やライフステージの各段階に応じた保健・医療・福祉サービスの充実に努めます。
- 障がい者が就労や社会活動を通して、地域で働きがいや生きがいのある生活を送ることができるよう、関係機関等と連携し、個々に応じた多様な働き方への支援や社会活動を通じた地域共生社会の実現にデジタル技術も活用し進めます。

☑ 施策体系図



☑ 施策の展開

施策 1 生活しやすい環境づくり

（１）啓発・広報

障がい特性に配慮した支援を行うとともに、周囲の理解の促進に向け「ヘルプマーク」・「ヘルプカード」の周知など啓発・広報に努めます。また、関係者の情報交換を行う機会を設けることにより、地域社会においてお互いを支え合う意識の高揚に努めます。

（２）生活環境の整備

障がい者が安心して快適に生活できるように、住宅や公共施設等のバリアフリー化の普及啓発を進め、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らしていける生活環境の整備推進に努めます。

施策 2 日常生活支援の充実

（１）相談支援体制の充実

より身近な場所で適切な支援を受けられるように、関係機関との連携強化を図り、必要な情報が的確に届くよう障がい者福祉施策の周知に努め、地域の相談支援体制の充実に努めます。

（２）障がい福祉サービスなどの充実

障がい者とその家族が必要とする障がい福祉サービスの充実に努め、地域で支え合い住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、障がい福祉サービスの利用促進や日常生活用具の給付などを実施します。また、相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりなど、総合的な支援について取り組みます。

（３）障がい児支援の充実

何らかの支援を必要とする児童・生徒及びその家族が、安心して日常生活できるよう、保健・医療・教育・福祉の関係機関の連携を図りながら、障がいの早期発見、早期治療に努めるとともに成長段階に応じた切れ目のない支援体制の整備を行います。

施策3

社会参加の促進

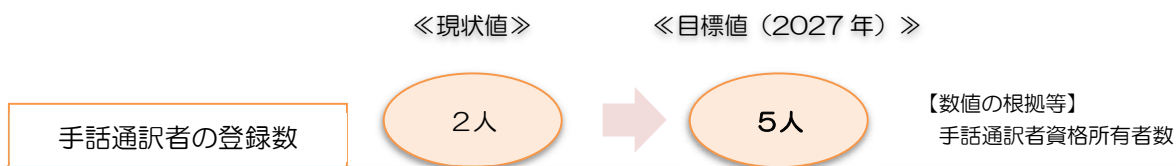
（1）就労支援体制の充実

障がい者の地域生活への移行を支援するため、入所・通所施設における就労支援や生活訓練などの充実を図るとともに、障がい者雇用のための助成制度の利用促進など、関係機関と連携しながら就労機会の拡大に努めます。

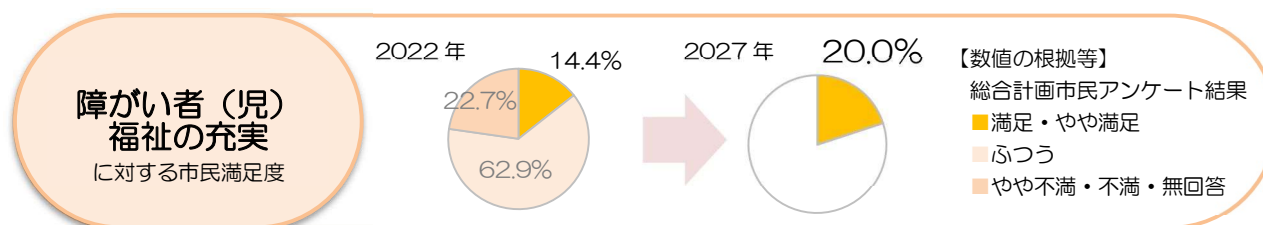
（2）社会参加の支援

障がいの状況に対応した情報の提供や意思疎通手段の確保、移動支援などにより、グループ活動や地域活動への積極的な社会参加を促進するとともに、障がい者福祉団体の支援を行います。

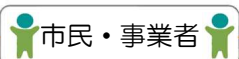
重要業績評価指標（KPI）



市民満足度



役割分担



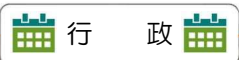
市民・事業者

障がいに対する理解を深め、社会活動へ参加しましょう。



地域・団体

地域で障がい者を支える取組を進めましょう。



行政

障がい者の自立に向けた支援の充実に努めます。



グランドゴルフ大会



スポーツ大会練習（フライングディスク）



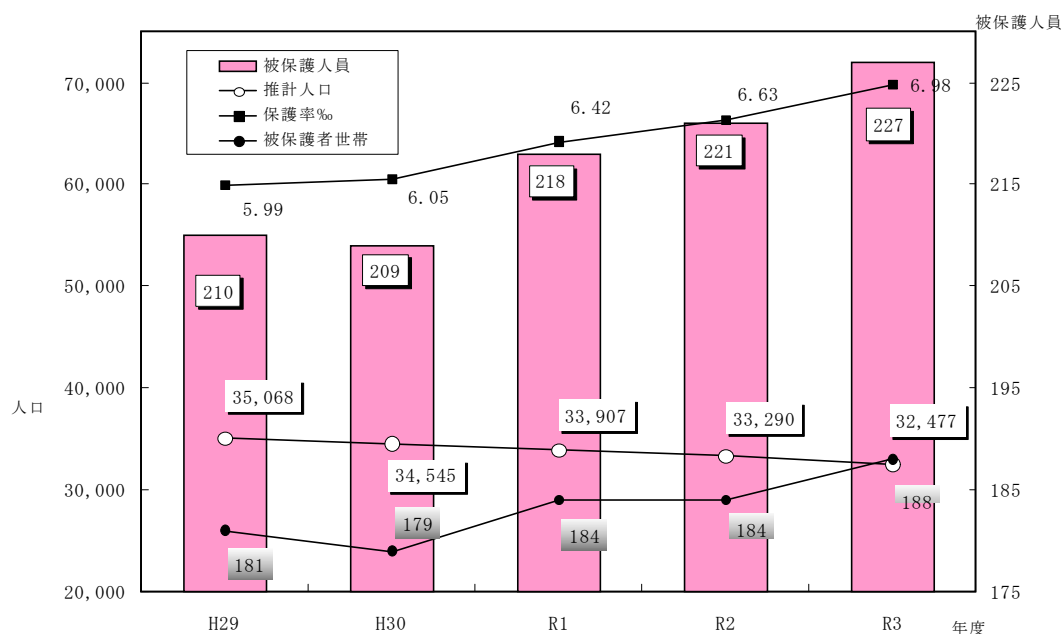
スポーツ大会練習（ボッチャ）

5 地域福祉社会の充実

☑ 現状と課題

- 少子高齢化社会の進展とともに、地域社会への関心や連帯感が希薄となっています。
- だれもが住み慣れた地域で安心して暮らし、主体的に交流参加ができる、ぬくもりのある地域福祉を目指していくために、その中核的役割を担う社会福祉協議会との連携を図るとともに、民生委員・児童委員やその他の社会福祉団体などとの協働を進めていくことが必要です。
- 災害時に、障がい者や高齢者などの避難支援等に備えるため、関係機関と自主防災組織、民生委員・児童委員等が連携し情報共有するため、デジタル技術を活用した情報基盤の整備と体制づくりを進めていくことが必要です。
- ひきこもりに関する支援や 8050 問題※など、障がい者や高齢者及びその世帯等が抱える複合的な課題を把握し、適切な保健、医療、福祉サービス利用ができるような環境整備に努めるとともに、地域で支え合い住み慣れた所で安心して暮らしていけるよう、地域福祉の充実を図ることが必要となっています。
- 急速な少子高齢化の進行、経済構造の変化、家庭機能の変化などに伴い、生活困窮者・障がい者・高齢者など市民が自立した生活を営む上で生じる様々な課題に対して、行政のみでなく地域社会と連携した支援を行うことが求められています。
- 福祉に関する情報を積極的に市民に提供し、市民の福祉意識の高揚を図り、市民が福祉機関・団体や社会福祉施設などと協働しながら、地域福祉の担い手となれるような環境づくりを推進していくことが求められています。
- 本市の生活保護状況は、平成 29 年度 181 世帯、210 人、保護率※5.99‰※、令和 3 年度、188 世帯、227 人、保護率 6.98‰と、平成 29 年度から微増傾向にあり、令和 3 年度においては高齢者世帯の占める割合が 53.4%、扶助費においては医療扶助の占める割合が 73.0%と最も

■生活保護世帯・保護率の推移



資料：福祉事務所

※8050 問題：高齢者と中年のひきこもりに関する社会問題。80 歳代の親が 50 歳代の子どもの生活を支える精神的にも経済的にも行き詰まってしまう状態。

※保護率：人口千人当たりの生活保護受給者数。

※‰ (パーミル)：1000 分の 1 を 1 とする単位。



☑ 基本方向

- 市民主体の地域福祉を積極的に推進し、地域資源を活用するための仕組みづくりを支援しながら、互いに支え合う地域社会の実現を図ります。
- 民生委員・児童委員やその他の社会福祉団体と連携しながら、ボランティアの育成・支援を行い、福祉関係機関や団体の活動体制の充実を図り、社会福祉施設や市民との協働による地域ネットワークづくりを目指します。またデジタル技術を活用した要配慮者等の情報共有を行い、地域における支援体制づくりを図ります。
- 生活に困窮する者が、健康で文化的な生活が維持できるように、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに自立を助長します。
- 生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護受給の前の段階で、生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講じ、生活困窮者の自立の促進を図ります。

☑ 施策体系図



☑ 施策の展開

施策 1	地域福祉活動の推進
(1) 地域福祉活動を担う民生委員・児童委員の活動支援 民生委員・児童委員は、地域福祉を推進する中心的な役割を担っていることから、地域住民との信頼関係を深め、生活実態、福祉課題及びニーズを把握できるよう、活動を支援します。 (2) ボランティアの育成・支援 地域福祉を積極的に推進していくため、ボランティアの育成を図り、その活動を支援します。	

施策2

低所得者福祉の充実

(1) 生活保護制度の適正な運用

生活実態の的確な把握に努め、適切な指導を行い、制度の適正な運用を進めるとともに、関係機関との連携を図り、個々の生活保護受給者に応じた自立の促進に努めます。

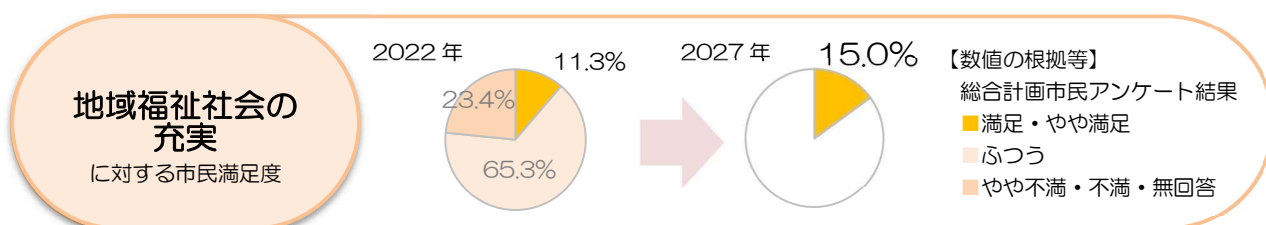
(2) 生活困窮者の自立の促進

生活困窮者自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ります。

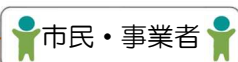
重要業績評価指標（KPI）



市民満足度



役割分担



積極的に地域福祉活動へ参加しましょう。



だれもが参加できる地域活動の機会をつくりましょう。



互いに支え合う地域福祉社会づくりに努めます。



民生委員活動

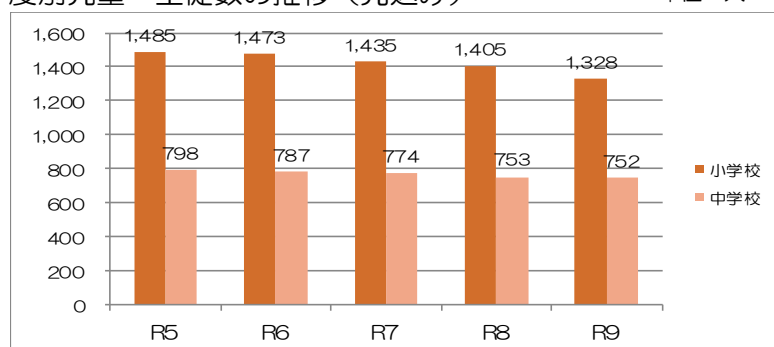
1 学校教育の充実

☑ 現状と課題

- 基礎的・基本的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力を育み、主体的に学習に取り組む態度を養うことが求められています。
- 児童生徒一人一人の状況に配慮した指導と、一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援を行う特別支援教育の児童生徒・保護者・地域への啓発を図る必要があります。
- 技術革新の進展により、超スマート社会（Society 5.0[※]）の到来が予想される将来に向けて、技術革新に対応できる人材を育成するとともに、最先端の情報技術を生み出し、それを実践的に活用できる素地を身に付ける教育を推進する必要があります。
- 人権教育の視点に立った教育の充実とともに、道徳の授業の中で道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育て、道徳的实践につなげていく必要があります。
- 郷土で学び、郷土を学ぶ郷土教育を重視し、地域の人材などを活用した体験活動を充実し、地域に開かれた特色ある学校づくりを推進する必要があります。
- 安心・安全で安定した給食提供のためには、食中毒等への危機管理体制の強化、献立や食育指導の工夫及び調理施設等の適正管理を図る必要があります。
- 環境教育やキャリア教育など社会の変化に対応した教育の推進が求められています。また、キャリア教育の視点に立ち、校種間の一層の連携と学校教育の充実を図る必要があります。
- グローバル化が進む国際社会の中で、日本人としての自覚をもち、主体的に生きていくために必要な豊かな語学力やコミュニケーション能力、異文化理解、国際協調の精神等を身に付ける教育の推進を図る必要があります。
- 子供たちが家庭で充実した時間を過ごせるように、読書をとおして親子の絆を深めたり、人生をよりよく生きるための読書習慣を身に付けたりする必要があります。
- 学校施設については、これまで耐震化を最優先に実施してきましたが、一方で建築年度が古く、施設として安全面・機能面において施設の老朽化が進行していることから、安全管理を徹底し、施設の適時適切な維持管理を行うことが求められています。大規模災害などから児童生徒、教職員の生命を守る安全・安心な学校づくりと施設の大規模な改修が課題となっています。
- 児童生徒数は、令和4年度現在、3町合併以前の平成15年度と比較すると小学校で約1,000人、中学校で約700人減少しており、今後も少子化による減少傾向は続いていくことが予測されます。児童生徒一人一人の力を伸長させ、将来の社会に適應できる確かな人格形成を行うためには、一定規模の集団の中での教育活動を行うことが、より効果的で望ましいと考えられます。
- 教員の働き方改革に関する国の動向を踏まえ、中学校部活動の地域移行について検討する必要があります。

■年度別児童・生徒数の推移（見込み）

単位：人



令和4年5月1日現在で推計

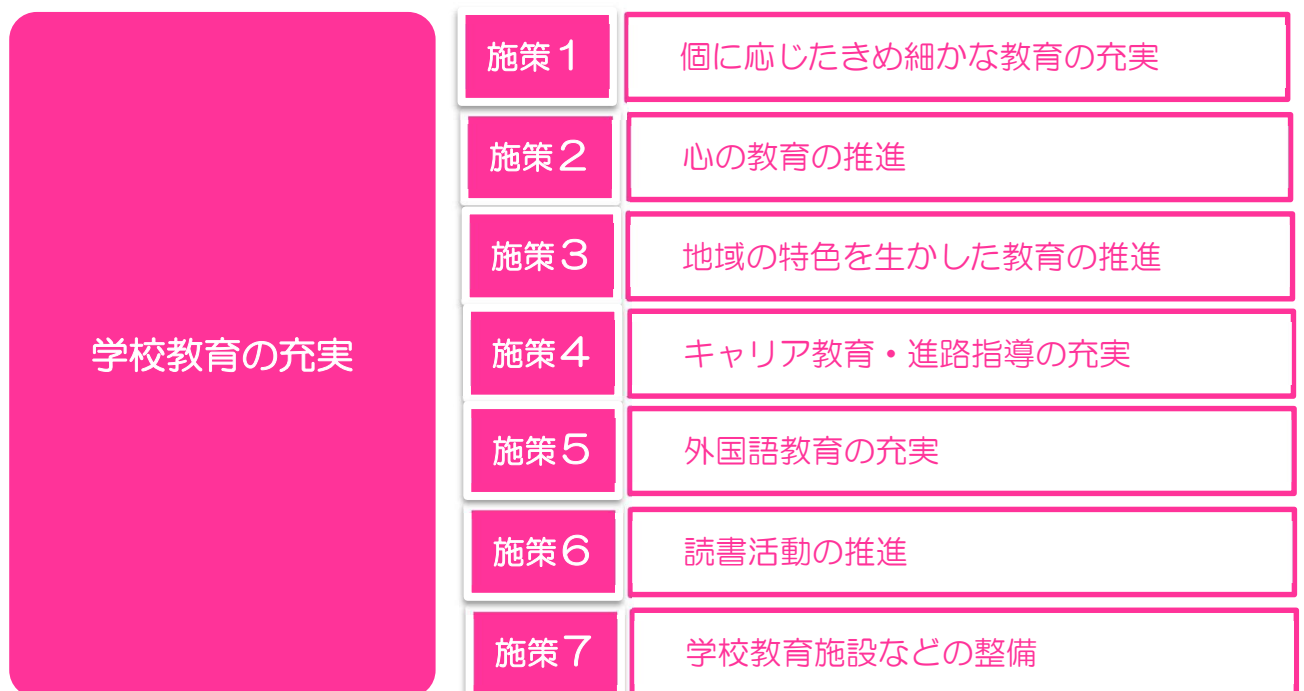
※Society5.0：新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿。



基本方向

- 基礎・基本を身に付けるとともに、自ら学び、考え、主体的に判断、行動し、よりよく問題を解決する能力を育みます。また、個に応じたきめ細かな指導と、一人一人の教育的ニーズに応じて適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育を推進します。
- 情報活用能力の育成や情報モラル教育の充実を図るとともに、1人1台端末を活用した個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図ります。
- 道徳教育を中心とした心の教育を推進するとともに、人権教育や一人一人の心に届く生徒指導を推進します。
- 郷土（県・市）のよさを生かした学習活動を重視し、地域に開かれた特色ある学校づくりを進めます。
- 学校給食の安定した提供と児童生徒の食育指導を推進します。
- キャリア教育、進路指導を充実し、幼・小・中・高の連携を図ります。
- 国際社会の中で、日本人としての自覚をもち、主体的に生きていくために語学力やコミュニケーション能力の育成を図ります。
- 児童生徒が、自主的に読書活動を行い、生涯にわたる読書習慣を身に付けることができるよう、読書活動を推進します。
- 南九州市学校施設長寿命化計画等により学校施設の計画的な整備を進めます。
- 南九州市立小学校のあり方に関する基本方針に基づき、適正な学校規模・配置による教育活動を推進します。

施策体系図



☑ 施策の展開

施策1

個に応じたきめ細かな教育の充実

- (1) 知識及び技能の確実な習得と思考力、判断力、表現力等の育成及び学びに向かう力、人間性の涵養
学校の実状を踏まえ、1人1台端末を活用しながら習熟に応じたきめ細かな指導が展開できるよう教育環境を整え、確かな学力の定着を図ります。
- (2) 体力・運動能力の向上
生涯にわたる心身の健康の保持増進や豊かなスポーツライフの実現を重視し、家庭や地域と連携した体力・運動能力の向上を推進します。
- (3) 特別支援教育の充実
一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援及び啓発を推進するとともに、児童生徒・保護者、地域の方々にも特別支援教育についての理解を促進します。
- (4) 教育の情報化の推進
授業支援ツールや学習者用デジタル教科書、オンラインドリル等の整備を推進し、1人1台端末を活用した授業改善を図ります。また、各教科等の特質に応じた適切な学習場面で、学習の基盤となる情報活用能力（情報モラルを含む）の育成を図ります。

施策2

心の教育の推進

- (1) 道徳教育の充実
人権教育推進の観点から、道徳の時間を中心に道徳的心情や道徳的判断力を高め、生活の中で実践化を促し、よりよい人間関係づくりを推進します。
- (2) 積極的な生徒指導の推進
1人1台端末での「学校生活アンケート」等を活用しながら、不登校・いじめ問題解消に組織的・計画的に取り組み、保護者・地域と一体となった生徒指導を推進します。
- (3) スクールカウンセラーなどによる相談活動の充実
スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどによる、児童生徒の心情や家庭環境への関わりを密にし、心身の安定を図ります。

施策3

地域の特色を生かした教育の推進

- (1) 郷土教育の充実・振興
郷土を愛し、郷土に貢献しようとする心を育み、国を敬う心を醸成します。
- (2) 地域に開かれた特色ある学校教育の推進
豊かな自然や地域の人材を生かした体験活動を充実します。
- (3) 学校給食センター運営の充実
安心・安全な給食の提供に努め、特産品であるお茶の飲用と地場産物を活用した献立の充実及び食育の推進を図ります。また、施設・機器などについては、学校給食衛生管理基準に適合した維持管理に努めます。

施策4

キャリア教育・進路指導の充実

(1) キャリア教育の充実

進路指導を充実させ、主体的に進路を選択する能力・態度を育みます。

(2) 啓発的な体験学習の推進

将来の生き方につながる職場体験学習などの啓発的な体験学習を推進します。

施策5

外国語教育の充実

(1) グローバル化に対応した人材の育成

これからの国際社会において、自ら思考し、判断し、行動することのできる国際感覚をもった児童生徒を育成します。

(2) 国際共通語としての英語力の向上

グローバル化に対応するために、中学校においては、ALTを配置したり、英語検定を公費で受検できるようにしたりして、英語によるコミュニケーション能力を高めることができる環境を整えます。

施策6

読書活動の推進

(1) 読書習慣の形成

「夢 ひろがる」※の活用をとおして、児童生徒が良書に触れる機会を充実させ、主体的に読書に親しもうとする態度を育みます。

(2) 家庭・地域との連携

ノーメディア時間の設定や「1日20分読書」、「朝読み・夕読み」等の活動を推進し、家庭・地域と連携しながら望ましい読書環境の構築に努めます。

施策7

学校教育施設などの整備

(1) 校舎・屋内運動場などの整備

学校の施設においては、建設年度の古い施設も多く、老朽化も進行していることから、各種計画をベースに、学校現場の要望も参考にしながら年次的・計画的な整備を進めます。

(2) 屋外運動場などの整備

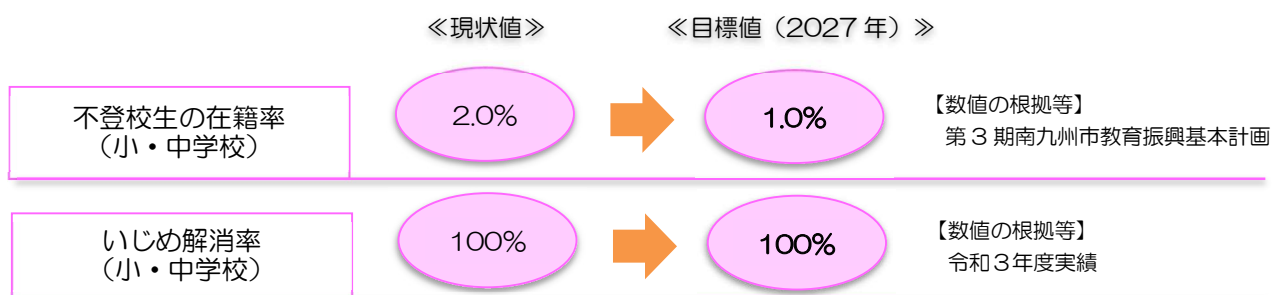
屋外運動場やプールは、児童生徒の体育教育に加え、運動や遊びを通じた教育の場となる極めて重要な施設ですが、プールは老朽化が進行し、屋外運動場では排水不良による水溜りやフィールドとトラック部分に段差が生じるなど、使用に支障を来していることから、安全面に考慮しながら計画的に整備改修します。

(3) 適正な学校規模による教育活動の支援

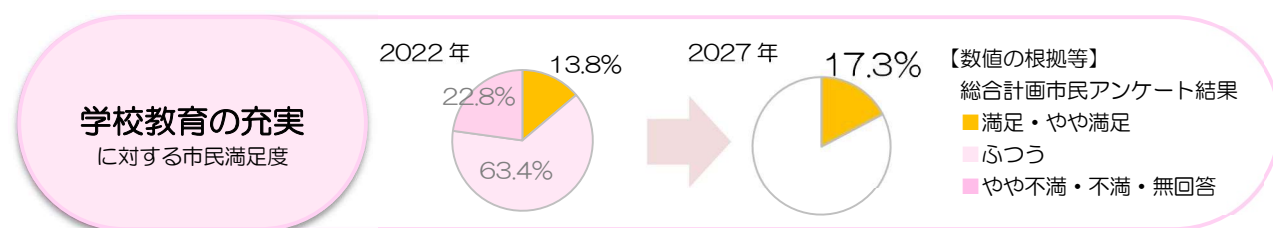
南九州市立小学校のあり方に関する基本方針に基づき、魅力と活力ある学校づくりを目的とした市立学校の再編について検討する地域への支援を行います。

※「夢 ひろがる」：市内の小・中学校の校長先生方の推薦図書をまとめた小冊子

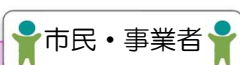
重要業績評価指標（KPI）



市民満足度



役割分担



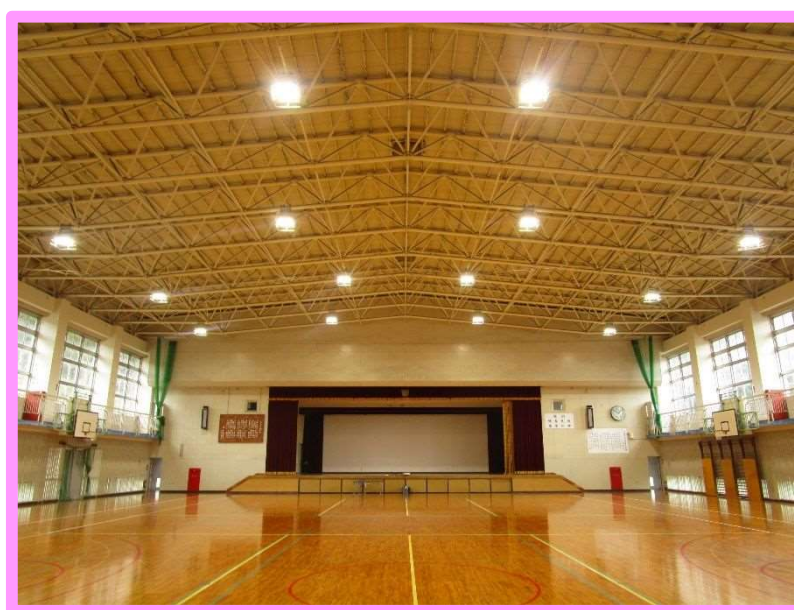
家庭で子供の基本的な生活習慣や学習習慣づくりに努めましょう。



地域活動を通して、子供たちを見守る環境づくりに努めましょう。



未来を担う子供たちに、生きる力を育む教育を推進します。



体育館 LED 照明



学びのグレードアップ 九玉小太鼓



食育授業



英語授業

2 社会教育の充実

☑ 現状と課題

- 社会教育行政に対し多種多様化する市民の期待に応えるため、社会教育委員の会議などの提言に基づいた施策の見直しや、学校や行政機関、社会教育関係団体などと連携した事業の推進を図る必要があります。
- 少子高齢化が進み、共働き家庭が増えている中で、家庭の教育力の向上を目指した家庭教育について学ぶ機会の拡充や地域社会全体で家庭教育を支援することが求められています。そのため、市のウェブサイトや公式SNS等を活用した情報発信により情報が広く行き渡るようにする必要があります。また、イベント開催時の電子申請による、利便性の向上を図る必要があります。
- 全国各地で発生する事件・事故を教訓に、子供の安全対策に力を入れる必要があります。また、SNS等の利用に関する問題も顕在化しており、正しい活用について年代に応じた学習の機会を提供する必要があります。
- 南九州市青少年育成市民会議を中核に、家庭・地域・学校が連携して地域ぐるみで子供たちを見守り、育てていくとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指す「地域学校協働活動」の体制整備が求められています。
- 市民の人権意識の高揚を図るために、人権問題を身近な課題としてとらえるよう、いろいろな場において学習活動を展開していく必要があります。そのために、人権問題や情報モラル教育を正しく理解するための積極的な取組や啓発、広報活動を行う必要があります。
- 図書館は、多種多様な市民の学習要望に応えられるよう対応していく必要があります。

■子ども会加入者数（令和4年5月1日現在）

	団体数（単位子ども会数）	加入者数（人）					
		幼児	小学生	中学生	高校生	育成者指導者	計
南九州市	115	298	1,318 (86.1%)	683 (89.1%)	76	2,321	4,696
子ども会員数			2,001 (87.1%)				

■各種団体加入者数（令和4年5月1日現在）

団体名	加入者数（人）
地域女性団体連絡協議会	91
市連合青年団	20
PTA連絡協議会	2,318
高校生クラブ	167
ジュニア・リーダークラブ	12



基本方向

- 社会教育委員の会議の充実と、社会教育関係団体の育成及び連携、職員の資質向上に努め、効率的、効果的な社会教育行政の推進を図ります。
- 教育の原点である家庭教育力の向上を目指して、様々な機会を活用した家庭教育に関する講座の実施など、家庭教育を支援する総合的な取組を行います。
- 心豊かでたくましい青少年の育成を図るために、家庭・地域・学校及び行政が連携を密にして、様々な体験活動や文化活動、伝統芸能継承活動などを支援していきます。
- 同和問題をはじめとするあらゆる人権問題への市民の正しい理解のもと、全ての人々の人権が尊重される社会の実現を目指します。
- 市民への学習支援を図るために、図書館サービスの充実に努めます。

施策体系図



施策の展開

施策 1 社会教育推進体制の充実

(1) 社会教育委員の会議の充実

多種多様化する市民の期待に応えるため、家庭の教育力の向上及び確かな学力と心豊かでたくましい心と体を持つ青少年の育成を柱に、社会教育行政全般について協議し、施策推進に生かします。

(2) 社会教育関係団体の育成・連携

子ども会育成連絡協議会、PTA 連絡協議会、地域女性団体連絡協議会、連合青年団などの各団体との連携を図り、それぞれが充実した活動がなされるよう、支援します。

(3) ボランティア活動の推進

生涯学習ボランティアや社会教育関係団体の育成・支援をとおして、人づくり、まちづくりを推進する人材の育成に努めます。

施策2

家庭教育の充実

(1) 家庭教育講座の実施

小学校、中学校において、それぞれが家庭教育学級を開設し、保護者の子育てにかかる課題や情報モラル教育等に関する学習をすることで、家庭教育の充実を図ります。

(2) 保護者の教育力の向上

地域や学校との連携を進めながら、PTA や青少年育成市民会議、保護者向けの各種研修会などにより、子どもの基本的生活習慣の確立や家庭学習の定着が図られるよう、保護者の教育力の向上を目指します。

施策3

心豊かな青少年の育成

(1) 世代間交流の推進

子どもたちが高齢者、壮年、青年層など、世代間の交流を深めることにより、心豊かな青少年が育つ地域づくりを進め、子どもたちの生きる力を育てていきます。

(2) 地域ぐるみの青少年育成の推進

青少年育成地区民会議を核として、家庭・地域・学校が一体となって、地域ぐるみで子供を育てる体制づくりに努めるとともに、各種事業をとおして、心身共にたくましい青少年の育成を図ります。

(3) 青少年交流事業の推進

青少年交流事業をとおして、感受性豊かな時期の子供たちに、他の地域の人・物・文化に触れさせることで、ふるさとの良さを見つめ直し、広い視野を持った新しい時代に対応できる人材の育成を図ります。

施策4

人権教育の推進

(1) 啓発活動の推進

人権週間や人権啓発月間などの機会を捉えて、人権にかかる内容の資料提示や話題提供を行い、市民の人権に対する意識の高揚を図ります。

(2) 人権に関する学習の充実

学校教育と社会教育の両面で人権に関する学習機会の確保と学習内容の充実に努め、市民が人権問題を正しく理解できるように努めます。

施策5

図書館サービスの充実

(1) 図書館サービスの充実

利用者のニーズや時代に即応した図書資料の収集、市民への学習支援、図書館の利用促進に努めます。

施策6

地域学校協働活動の充実

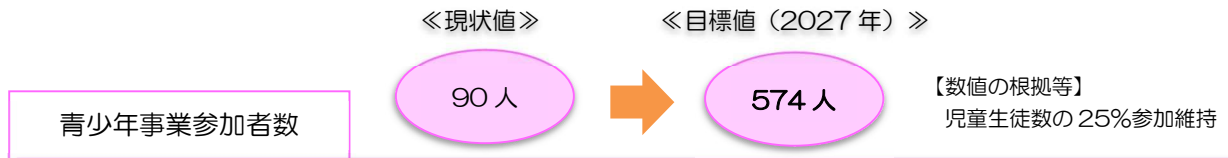
(1)「学校を核とした地域づくり」の推進

地域と学校が相互にパートナーとなり、連携しながらより交流が深まる活動や行事を永続的に行っていけるように支援します。

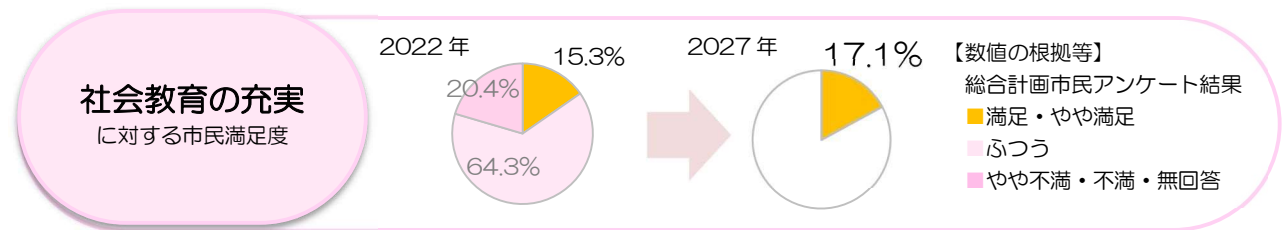
(2) 魅力ある地域づくりの推進

住民同士の絆がより一層深まり、子供たちがより良く学び成長していくことができるように、地域住民の交流する機会づくりに努めます。

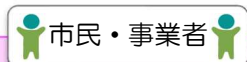
重要業績評価指標 (KPI)



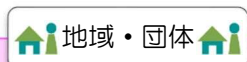
市民満足度



役割分担



様々な自然体験、文化体験活動等に参加しましょう。



各種団体が行う活動への参加率の向上、活動内容の工夫・充実を図りましょう。



各種団体との連携を深めるとともに、指導・支援のあり方を工夫します。



3 生涯学習の推進

現状と課題

- 生涯学習に対する市民のニーズが多様化しているため、そのニーズを的確に把握した事業の展開を進める組織づくりや、関係団体との連携の必要があります。
- 中央公民館や地区公民館による生涯学習講座を充実することにより、市民へ学習機会を提供していますが、受講者の固定化や高齢化が進んでいます。幅広い年齢層に対応できる身近な講座、時代のニーズに合致した講座等を企画するなどして、より多くの市民へ学習機会の提供を図っていく必要があります。
- 生涯学習講座など修了者の学習成果の評価・活用が求められ、新たな講師やリーダーの育成の機会や活用制度など環境整備の必要があります。
- 生涯学習講座の新たな取組の推進を進めていくうえでも施設の整備を図っていく必要があります。

■生涯学習講座等開催状況（令和3年度）

地 域	講 座 名	講座数	受講生延人数(人)
穎 娃	中央公民館講座	6 講座	369
	地区公民館講座	17 講座	554
知 覧	中央公民館講座	8 講座	249
	校区公民館講座	23 講座	931
川 辺	中央公民館講座	13 講座	608
	校区公民館講座	21 講座	725

資料：中央公民館



中央公民館講座「子ども絵画教室」

基本方向

- 生涯学習講座メニューの充実、指導者の育成・確保などを図り、充実した生涯学習推進体制の構築を図ります。
- 市民が身近に参加できるように、地域と連携し、公民館活動の充実を図ります。

施策体系図



施策の展開

施策 1	生涯学習推進体制の構築
(1) 生涯学習講座メニューの充実 市民のニーズ及び社会的課題に対応した講座の開設や学習情報の提供を行います。 (2) 指導者の人材確保・育成 各種指導者研修会を実施するとともに、指導者データベースの整備を行うなど、地域ボランティアによる活動・活用ができる人材確保・育成に努めます。 (3) 自主講座グループの育成・支援 講座終了後の自主グループへの移行を支援します。また、文化協会への加入促進などにより関係団体の連携を図ります。	



(4) 文化祭の実施

学習活動の発表・評価の場として、文化祭を文化協会と共催して開催します。

施策2

公民館活動の充実

(1) 公民館生涯学習講座による地域づくり

各地域に応じた講座を開設するとともに、地域リーダーを育成し、講座や体験学習を軸とした地域おこしを展開します。

(2) 地域関係団体との連携

関係団体と連携することで、地域の特色を生かした学習活動の推進と市のウェブサイトや公式SNS等を活用した周知や、二次元コード等を活用した電子申請による申込の環境等を整えることなどにより、参加者の増加を図ります。また、技能や知識に秀でた高齢者やボランティア団体などと連携を図り、市民に身近な学習機会を提供する体制づくりを促進します。

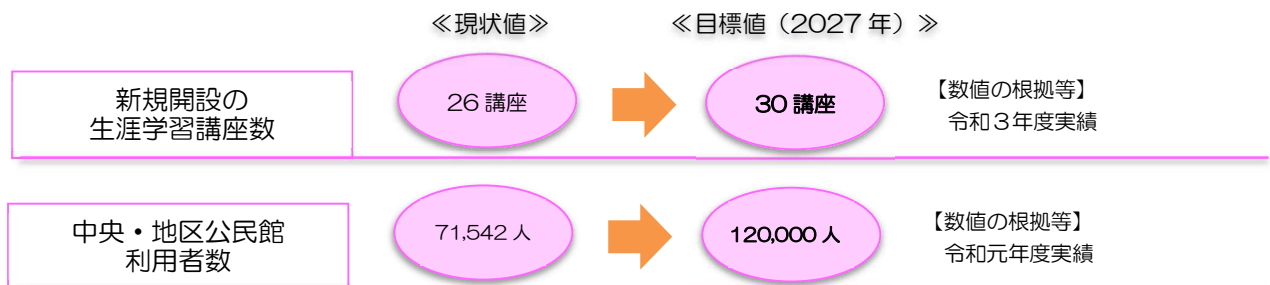
(3) 学習発表会などの実施

公民館講座や自主グループの活動発表・評価の場として、公民館での学習発表会を企画します。

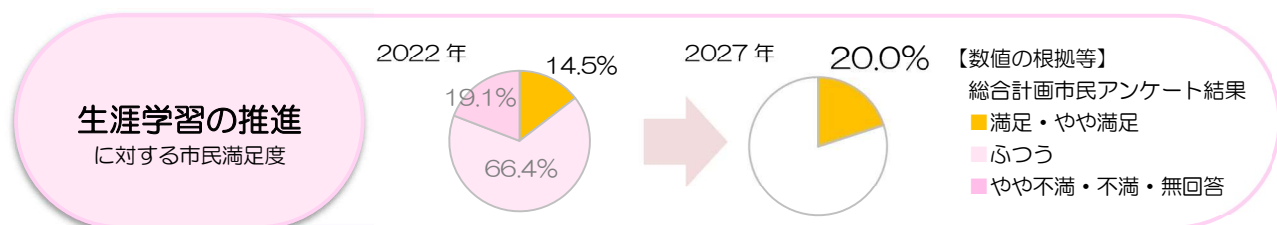
(4) 地区公民館の機能充実

地域住民の多様なニーズに応じた学習の場としての機能拡充を図ります。

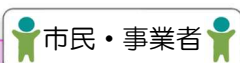
重要業績評価指標 (KPI)



市民満足度

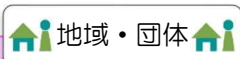


役割分担



市民・事業者

各地域の公民館行事等へ積極的に参加・協力しましょう。



地域・団体

誰もが気軽に集うコミュニティ拠点施設としての公民館づくりを推進しましょう。



行政

円滑な地区公民館運営への支援、市民のニーズに対応した公民館講座の開設に努めます。

4 生涯体育の推進

☑ 現状と課題

- 近年の生活様式の多様化に伴い、スポーツへの関わり方、スポーツを行う時間など様々に選択されるようになっていきます。また、少子高齢化は今後ますます進み、必然的に競技団体の弱体化、各種大会の縮小が懸念されます。市民それぞれの価値観に応じて、継続的にスポーツに取り組むことができる環境の整備と市のウェブサイトや公式SNS等を活用した啓発を推進する必要があります。
- スポーツ推進委員は市民のニーズに合わせた様々な種目の指導、普及を展開しています。これらの活動を市内全域へ市のウェブサイトや公式SNS等を活用した周知や運営充実を図るためには、行政と連携しつつ組織として企画力を発揮し、スポーツの推進を行う必要があります。また、南九州スポーツクラブは、市民が生涯にわたり、それぞれの年齢や体力、興味に応じたスポーツ活動を行うことができる場を提供しています。
- 既存の各種体育施設は経年劣化などにより、維持補修に要する経費も増加していますが、体育施設は市民が気軽に利用しやすい施設として今後も維持していく必要があります。
- 令和5年に開催が決定した特別国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」及び特別全国障害者スポーツ大会「燃ゆる感動かごしま大会」のソフトボール等の競技会開催に向けて、市民、関係機関、競技団体、行政等が相互の連帯感のもと広く市民運動を展開し、市民総参加による大会を目指す必要があります。
- 市内の体育施設について、市のウェブサイトを利用した予約やクレジットカードなどでの支払いを推進し、市民の利便性向上を図る必要があります。

■ 体育行事の参加者状況（平成31（令和元）年度） 単位：人

体 育 行 事 名	参加者数	体 育 行 事 名	参加者数
新茶・大野岳マラソン in えい大会	1,907	ふれあい球技大会	約 1,300
市駅伝競走大会	約 300	市民体育大会	約 4,000

☑ 基本方向

- スポーツ基本法に基づき、スポーツを通じて次代を担う青少年の体力を向上させ、市民が自発的にスポーツに親しむ機会を確保し、地域の活性化を図りながら、生涯体育の定着を目指します。
- 市民それぞれの関心や適性に応じて主体的・継続的にスポーツ・レクリエーション活動に親しめるよう、各種スポーツ教室やニュースポーツ等の普及・定着を市のウェブサイトや公式SNS等を活用した情報発信により図ります。
- 社会体育施設の整備・機能充実に努めるとともに、指導者・競技団体組織の育成・強化を推進し、国体出場と県民体育大会の上位入賞を目指して競技力向上を図ります。



☑ 施策体系図



☑ 施策の展開

施策 1 各種スポーツ大会、スポーツ・レクリエーション教室の実施、充実

(1) 市統一大会の充実

少子高齢化などが要因となり、種目によっては参加できない地域もあることを考慮した競技内容と種目の検討を行います。

(2) 各種スポーツ・レクリエーション教室などの開催

市のウェブサイトや公式SNS等を活用し、市民のニーズに合ったスポーツの情報収集・発信に努めます。また、市民が自発性をもって日常的にスポーツに親しみ、楽しむことのできる教室等を推進します。

(3) 総合型地域スポーツクラブ活動の展開

南九州スポーツクラブの組織・機能充実と市内全域へ市のウェブサイトや公式SNS等を活用した情報発信を行い、いつでも、どこでも、だれでも参加できるように支援します。

施策 2 各種競技団体などとの連携・支援、指導者育成

(1) 体育協会及び各種競技団体のサポート

市体育協会の組織・機能充実と加盟団体との連携や指導者の育成・強化の支援を行います。

(2) スポーツ少年団活動の支援

健全な青少年育成の活動を支援します。

施策3

競技スポーツの充実

(1) 競技スポーツ団体・選手・指導者の支援

スポーツ団体・選手・指導者の支援や育成に努め、競技力の向上を図ります。

施策4

社会体育施設の整備

(1) 社会体育施設の整備・機能充実

生涯スポーツ推進の拠点として施設の機能充実と長寿命化を図り、有効活用に努めるとともに、経年劣化などの理由で利用が難しい施設については、統廃合等を含めて検討します。また、市内の体育施設について、ウェブサイトを利用した予約やクレジットカードなどでの支払いを推進し、市民の利便性向上に努めます。

施策5

国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の推進

(1) 市民総ぐるみのスポーツによるまちづくりの推進

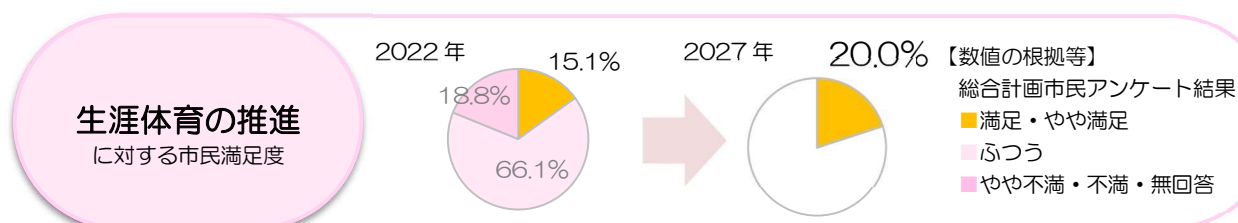
国民スポーツ大会を通して、スポーツを活かした地域づくりを推進します。

また、障害者スポーツの普及と社会参加を推進します。

重要業績評価指標（KPI）



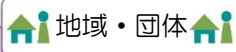
市民満足度



☑ 役割分担



生活の中に日々スポーツを取り入れて活動する習慣を身につけましょう。



各種団体の加入率の向上，活動内容の充実を図りましょう。



各種団体との連携を密にし，市民のニーズに対応したスポーツを情報発信します。



ニュースポーツ体験

5 地域文化の振興

☑ 現状と課題

- 南九州市文化財保存活用地域計画の策定及びそれに基づく国指定史跡知覧城跡など文化財の保存・活用と、県指定史跡清水磨崖仏の国指定に向けた取組を推進する必要があります。また、各種開発行為に伴う埋蔵文化財調査により、埋蔵文化財の保護と事業の円滑化を図る必要があります。
- 南九州市知覧町重要伝統的建造物群保存地区においては、後継者不足や、高齢化による維持管理及び事業費負担の問題を考慮した事業の推進が必要になります。地区内の空き地・空き家の活用などに取り組む必要があります。
- ミュージアム知覧をはじめ、文化財施設の老朽化への対応と一本化を進める中で展示内容及び学習機会の充実に向けて計画的に取り組むとともに、入館者への快適な観覧環境を提供していく必要があります。また、学芸員の資質の向上のため調査・研究活動の充実・強化を図る必要があります。
- 多様な文化芸術に触れる機会の提供や参加体験できる文化活動の充実・強化を図るよう企画してきましたが、今後も計画的な自主文化事業等を開催する必要があります。併せて、市民のニーズに合わせた多様な芸術鑑賞の場を確保する必要があります。
- 老朽化してきた各文化会館については、施設の長寿命化を図る必要があることから、年次的な改修を行う必要があります。

■文化財の指定状況（令和3年度現在） 単位：件

種 別	内 訳	鰺 娃	知 覧	川 辺	計
国指定文化財（3件）	無形民俗文化財		1		1
	記念物		2		2
国選定文化財（1件）	伝統的建造物群		1		1
国選択文化財（1件）	無形民俗文化財		1		1
国登録文化財（13件）	有形文化財		12	1	13
県指定文化財（17件）	有形文化財		3		3
	有形民俗文化財		1		1
	無形民俗文化財		1	1	2
	記念物	4	2	5	11
市指定文化財（156件）	有形文化財	8	44	9	61
	有形民俗文化財	10	13	24	47
	無形民俗文化財		3	6	9
	記念物	5	9	25	39
計		27	93	71	191

資料：文化財課

■コミュニティセンター文化会館利用者数（令和3年度） 単位：人

鰺 娃文化会館	知 覧文化会館	川 辺文化会館
12,087	23,220	15,179

資料：社会教育課



❑ 基本方向

- 南九州市文化財保存活用地域計画に基づき、市内の文化財を次代へ引継ぎ、特色ある豊かな文化の創造に役立てるために、歴史的文化遺産や伝統文化の調査、記録、指定などを適切に行いながらその保存活用を図ります。
- ミュージアム知覧をはじめとする文化財施設の適切な管理運営に努めるとともに、文化財の展示や「南九州市 LINE ミュージアム」等のデジタル技術を活用した情報発信などを通して、文化財に親しむ機会の拡充や文化財保護の普及・啓発活動を推進します。
- 多様な文化芸術に触れる機会の提供や文化活動への参画・支援を行うとともに、文化活動の推進を図ります。

❑ 施策体系図



❑ 施策の展開

施策1 文化財の保存・活用

(1) 文化財の保存・伝承活動への支援強化

市内の文化財の保存と活用を図るため、各種文化財の調査を進め、地域の宝である文化財を解りやすく身近に感じる取組として、説明板や案内板、文化財標柱などの環境整備を行い活用に努めます。

後継者不足により存続が危ぶまれている民俗行事、伝統芸能などの映像等による記録保存に努めます。

(2) 重要史跡などの整備

国指定史跡知覧城跡、県指定史跡の清水磨崖仏及び額娃城跡など重要史跡の整備と活用を図るとともに、日常の管理作業による安全に配慮した公開と保存活用に努めます。

(3) 重要伝統的建造物群保存地区の保存・整備の推進

重要伝統的建造物群保存地区の保存・整備のため修理事業などを継続的に推進し、保存地区の歴史的景観の保護を図ります。また、後継者不足や高齢化による事業費負担の問題などを考慮した事業内容を検討し、重要な文化財の保存・整備を推進します。

(4) 資料館などの展示内容・学習機会の充実

ミュージアム知覧を中心に、市の歴史文化を紹介する企画展や講演会等を実施し、入館者増へ向けて取り組みます。また、各文化財施設の将来的な方向性を決定し、収蔵環境の維持と展示資料のメンテナンスを実施するとともに、市内小中学生への学習・発表の場として積極的に提供します。

(5) 文化財保護の普及・啓発活動の推進

講演会や講座などの充実を図り、文化財の大切さを次世代に伝える場を提供するとともに、市指定文化財の状況把握や文化財修理に伴う管理者の負担軽減に努め、文化財保護の普及・啓発活動を推進します。

施策2

文化活動の推進

(1) 個性的な創る文化活動の推進

多様な文化芸術に触れる機会や参加体験できる文化活動などの充実を図ります。

(2) 自主文化事業の実施と推進

世代に応じた各芸術部門の鑑賞及び講演会等を実施するとともに関連団体が開催する自主文化事業を支援し、市民の文化意識の高揚を図ります。文化事業を支援し、市民の文化意識の高揚を図ります。

(3) 文化関連団体への活動支援

文化協会の育成を中心に関連団体との連携を図り、各団体の活性化と文化協会への加入を促します。

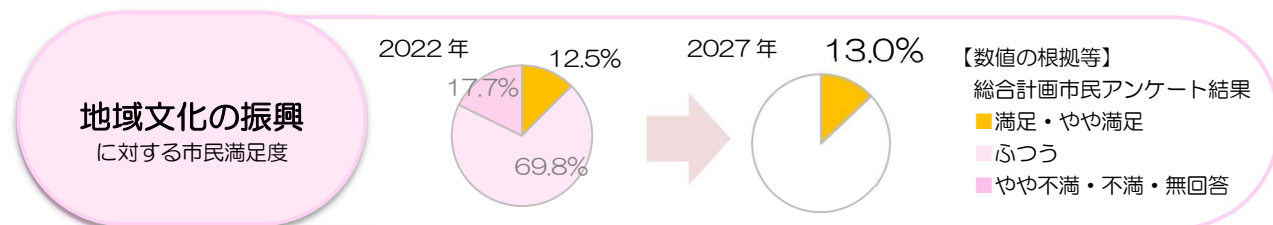
(4) 文化施設などの機能充実

各文化会館を長寿命化計画に基づき計画的な施設改修を実施します。

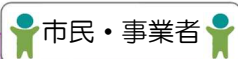
重要業績評価指標 (KPI)



市民満足度



役割分担



市民・事業者

多様な文化芸術、貴重な文化財に触れる機会を増やしましょう。



地域・団体

文化関係団体の活動の充実と相互の交流や、各地域の文化財の保護と活用に努めましょう。



行政

多様な文化芸術、文化財等に触れる機会の提供や文化活動への参画・支援に努めます。



上山田太鼓踊り



水車からくり



自衛隊演奏会

6 高等学校の活性化支援

現状と課題

- 穎娃高等学校、薩南工業高等学校、川辺高等学校の3県立高等学校は、近年の少子化の影響等もあり、生徒数・学級数が減少し、生徒数の確保が喫緊の課題となっています。
- 近年、南九州市内の中学校から、南九州市外の高等学校へ進学する生徒が増加してきており、3県立高等学校は定数を大きく割り込む状況が続いています。今後、3県立高等学校の存続を図るとともに活性化のための継続的な支援を充実させることが必要となります。

基本方向

- 社会の変化や時代のニーズに応える特色ある教育を実施し、生徒数の確保に努めている3県立高等学校の取組を支援するとともに、進学者の選択肢を確保していくために、3県立高等学校の存続や活性化に努めます。
- 3県立高等学校への進学を促進するために必要な小・中・高等学校間の情報の共有や連携した取組を推進します。

施策体系図

高等学校の活性化支援

施策 1

高等学校の活性化支援

施策の展開

施策 1

高等学校の活性化支援

(1) 小学校・中学校・高等学校の連携

3県立高等学校への進学を促進するため、市内小学校・中学校・高等学校の連携を強化する体制づくりに取り組みます。

(2) PR活動などの支援

各高等学校の活性化協議会等を通じた特色ある活動、地域ボランティア活動など3県立高等学校の魅力について都市部での説明会やオンライン等で情報を発信するなど、生徒募集のPR活動などを支援します。

重要業績評価指標（KPI）

《現状値》

《目標値（2027年）》

市内企業合同説明会
開催数（年間）

1回

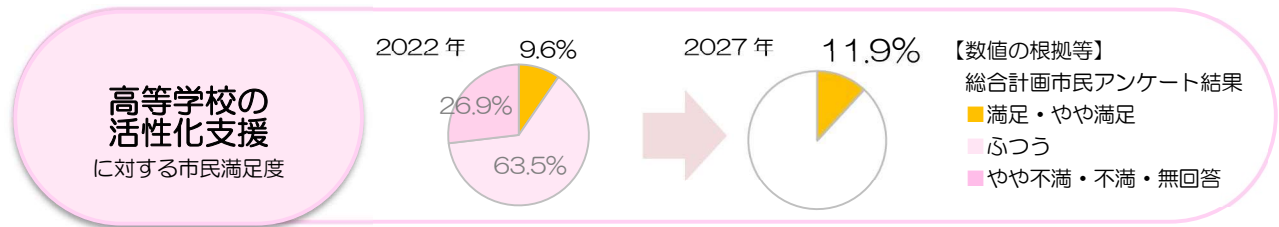


1回

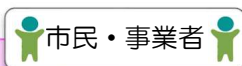
【数値の根拠等】
企画課実績



☑ 市民満足度



☑ 役割分担



地域の学校として学校生活等に関心を持ちましょう。



学校、地域等が一体となり、学生を育てる環境をつくりましょう。



学校の生徒確保、活性化支援に努めます。

7 「平和を語り継ぐ都市」の実践

現状と課題

- 本市は、太平洋戦争末期、陸軍の特攻基地の置かれた地であったことから、知覧特攻平和会館が建設され、特攻隊員の遺品や関係資料を収集・保存・展示しており、特攻の史実を後世に正しく残す必要があります。
- 特攻作戦という人類史上類のない体験から本市に残された資料等をもとに、平和と命の尊さや二度と悲惨な戦争を起こしてはならないことを語り継いでいく必要があります。
- 平成 20 年 8 月には「平和を語り継ぐ都市」宣言を行い、世界に平和情報を発信し続けています。
- 戦後 75 年以上が経過し、戦争体験者が少なくなり、平和を語り継ぐ人材の育成が急務となっています。また、当時の体験者を取材した証言映像等を整理して公開するとともに、各地に残っている特攻関係資料の収集に取り組むことで、貴重な資料の散逸防止に努める必要があります。
- 知覧特攻平和会館には多くの来館者が訪れており、修学旅行生など若い世代の入館者が増えているため、資料の展示、公開方法を改善する必要があります。
- 本市内には多くの戦跡が残っているが、各地に点在し場所も中心地から離れており、訪れるお客様は少ない状況です。

基本方向

- 知覧特攻平和会館を核として、平和と命の尊さを語り継ぎながら平和情報を発信し続け、世界の恒久平和へ寄与していきます。
- 知覧特攻平和会館の所蔵資料の保存・調査研究・広報活動を継続するとともに、二度と悲惨な戦争を繰り返さないことを後世に語り継いでいきます。
- 本市内に残っている戦跡を適正に保存・管理し、戦跡マップの活用や案内ガイドによる説明を行い、多くの人に知ってもらうことで戦争の歴史を風化させないよう努めます。

施策体系図



施策の展開

施策 1 平和事業の推進

- (1) 平和を語り継ぐ人材の育成、活用
特攻の史実を検証し、平和と命の尊さを語り継ぐ人材を育成し、平和学習等における語り部講話の実施や来館者への説明を行います。
- (2) 戦争体験者への取材と記録、資料の収集、保存及び展示
戦争体験者が少なくなっている中で、今後も幅広い取材や資料収集、保存を行い、知覧特攻平和会館などでの理解しやすい展示公開に努めます。
- (3) スピーチコンテストの開催
いのちの尊さ、平和の大切さをテーマとしたスピーチコンテスト「平和へのメッセージ from 知覧」を開催し、戦時中に特攻基地が置かれた知覧から平和のメッセージを世界に発信します。

施策2

「世界の記憶」事業の推進

(1) 調査研究と広報活動の充実

太平洋戦争末期の特攻隊員と知覧基地周辺の人々の実情を通じて、平和と命の尊さを学び、二度と悲惨な戦争を繰り返さないため、知覧特攻平和会館の所蔵資料の保存・調査研究に取り組み、国内外に広く情報発信します。

(2) 遺書などの保存

貴重な遺書・手紙などの資料が劣化しつつあり、これらを永久的に保存していくために年次的に劣化状態を調査するカルテの作成を行うとともに、劣化防止対策を行います。

施策3

施設などの充実

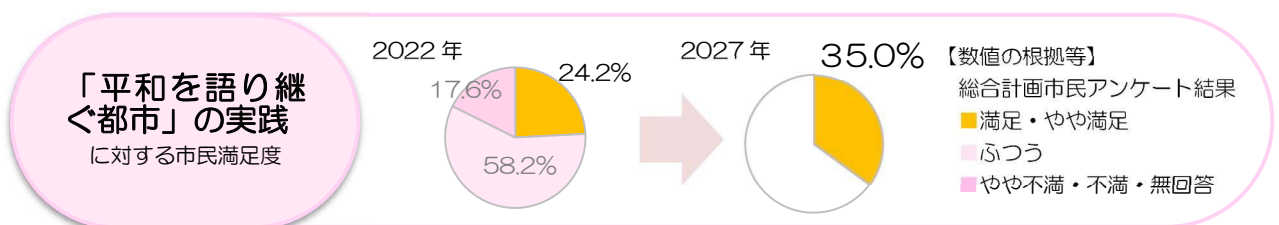
(1) 知覧特攻平和会館などの整備・充実

平和学習の場として、施設などの整備を行い、平和と命の尊さを語り継ぐ説明や資料の展示と保存環境の充実を図り、平和情報の発信に努めます。

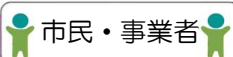
重要業績評価指標（KPI）



市民満足度



役割分担



市民・事業者

知覧特攻平和会館を訪れる機会を増やし、戦争の悲惨さ、平和の大切さ、命の尊さを考えてみましょう。



地域・団体

知覧特攻平和会館を訪れる機会を増やし、戦争の悲惨さ、平和の大切さ、命の尊さを考えてみましょう。



行政

貴重な資料を見せる・読ませるための展示方法等を工夫します。

1 地域コミュニティの充実

現状と課題

- 自治会単位の地域コミュニティ組織は、自主的に活発な活動が行われているところがある反面、連帯意識の希薄化による相互扶助機能の低下、また少子高齢化や過疎化の進行、担い手不足等により自治運営活動に支障を来すところもみられます。地域コミュニティ組織は、まちづくりの基盤として重要な役割を担うことから、その活性化を図っていく必要があります。
- 地域自治組織の基本となる自治会に対し、市が活性化を促すためにコミュニティ活動交付金を交付していますが、少子高齢化等により、運営に支障を来している自治会は年々増加しています。
- 集会所は老朽化が進み、建て替えや改修などの必要な施設が増えることが考えられます。
- 今後は地域コミュニティ組織の中心的役割を、自治会単位から地区公民館単位へ段階的に移行し、地区公民館が新たなまちづくり基盤として重要な役割を担えるように、活性化を図っていく必要があります。
- 地区コミュニティ・プラットフォーム※の構築を推進するため、まちづくりへの参加の必要性が高まっています。

基本方向

- 行政と地区公民館、自治会などとの連携を強化し、共生・協働による地域づくりとして地域コミュニティ活動を推進します。
- 自治会などの地域コミュニティ組織の活動や施設の整備、人材育成に対し助成を行い、地域の活性化を図ります。
- 地区公民館を中心とした、地区コミュニティ・プラットフォームの構築に向け、誰でも参加できる体制づくりに努めます。

施策体系図



施策の展開

施策 1	地区公民館と自治会の連携
(1) 地区公民館と自治会の連携 地区公民館の活動については、公民館活動の充実を図りながら、独自に地域コミュニティ活動を行っている自治会組織とこれを連携させ、更なる地域自治活動の活性化を図ります。 (2) 行政、地区公民館及び自治会の協働の推進 地域の住民がお互いに助け合う地域共生社会の実現のために、行政と連携しながら、地区公民館及び自治会など多様な主体の協働による地域づくりを推進します。 (3) 地域コミュニティ活動を先導する人材の発掘、育成 地域コミュニティ活性化の推進的役割を担うリーダーや主体的・積極的に地域活動に参加する地域住民の発掘、育成に努めます。 (4) 地区コミュニティ・プラットフォームの構築を推進 今後、地区コミュニティ・プラットフォームは、まちづくりの基盤として重要な役割を担うことから、その活性化を図ります。	

※コミュニティ・プラットフォーム：主に小学校区などの範囲において、自治会、NPO、子ども会、青年団など多様な主体が協働して、地域課題の解決に向けて自主的に取り組むための基盤となるような組織



施策2

地域自治組織の機能強化

(1) 地域自治組織の活性化

自主的なコミュニティ活動に対し、コミュニティ活動交付金、まちづくり事業、コミュニティ助成事業、集会施設等整備事業等で支援し、組織の活性化を図ります。

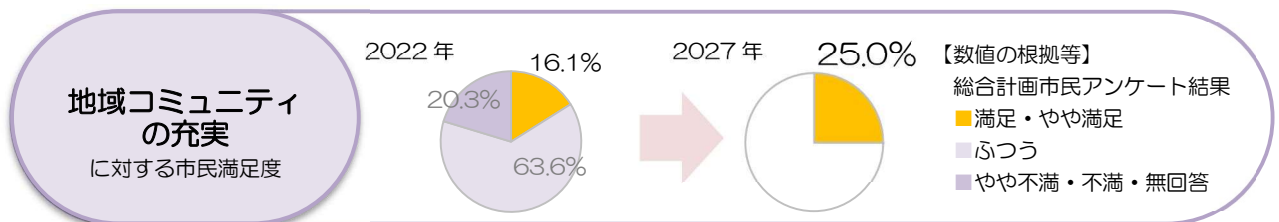
(2) 自治会の存続

自治会の主体的な取組により自立した住民自治が存続し、地域活動の充実が図られるよう、存続の困難な自治会や統合を希望する自治会に対し統合・再編への助言、支援を行います。

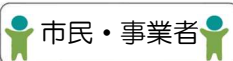
重要業績評価指標（KPI）



市民満足度



役割分担



市民・事業者

積極的に地域コミュニティ活動に協力しましょう。



地域・団体

住みやすい地域づくりを話し合い、地域コミュニティ活動を実践しましょう。

行政

地域コミュニティの活性化を担うリーダーの育成等に努めます。



自治会長，地区公民館長合同事務説明会



宝くじ助成事業

2 情報共有による住民参加体制の確立

現状と課題

- 地区単位の行事等については、地区公民館長会議等を基に、それぞれの地区で各自治会長と協議のうえ、運営されています。
- 市政情報は、市民生活の向上や市政への理解促進と市民参加を推進する上で、必要不可欠なものとなっています。市政情報の公開にあたっては、積極的な情報提供姿勢と同時に、個人情報保護に対する配慮が必要です。
- 行政と市民が双方向に情報・意見交換ができる環境を充実させるために開かれた市政を目指していくことが望まれています。
- これまで、市民生活や教育、文化、まちづくりなどの事業については、行政が主体となって行ってきました。しかし、近年の地方分権や少子高齢化などの社会情勢の変化により、従来の「行政主導」でのまちづくりから、市民と行政が一体となって「協働」するまちづくりへの転換が不可欠となっています。そのため、市民と行政とのパートナーシップを築く必要があります。
- 自治会サポーター制度については、制度の充実、またはより良い新たな制度等について市民とともに探っていく必要があります。

■情報公開制度の運用状況（単位：件）

年度	請求 件数	決 定 内 容 な ど				審査請求 件数
		開 示	部分開示	不開示	取り下げ	
H29 年度	13	11	3	0	0	1
H30 年度	21	8	9	4	0	0
R 元年度	19	9	8	2	0	0
R2 年度	16	8	6	2	0	0
R3 年度	39	10	20	9	0	0

※1件の請求で異なる開示措置を行った案件があるため決定内容などの合計が請求件数と合致しない場合があります。

資料：総務課

■個人情報保護制度の運用状況（単位：件）

年度	請求 件数	決 定 内 容 な ど					審査請求 件数
		開 示	部分開示	不開示	取り下げ	簡易開示	
H29 年度	3	1	0	0	0	2	0
H30 年度	8	0	0	0	0	8	0
R 元年度	9	0	3	1	0	5	0
R2 年度	19	0	1	0	0	18	0
R3 年度	6	0	1	0	0	5	0

※1件の請求で異なる開示措置を行った案件があるため決定内容などの合計が請求件数と合致しない場合があります。

資料：総務課

基本方向

- 市民の意見を行政に十分に伝えられるような環境整備を図ります。
- 市民の市政への参画が促進されるような情報提供を行います。
- 自治会長、地区公民館長合同行政事務説明会を開催し、行政の各種行事と施策などの周知や協力依頼をはじめ、地域住民の声を聞き、行政施策への反映に努めます。
- 透明度の高い行政運営を推進するため、情報公開制度及び個人情報保護制度の適正な運用に努めます。
- 市民と行政が互いの果たすべき役割と責任を認識するとともに、適正な行政情報の公開・共有化を推進し、市民活動の充実を図ります。
- 市民、民間団体、NPO 法人（特定非営利活動法人）などと行政との協働により、地域の課題を解決していきます。

施策体系図





☑ 施策の展開

施策 1

情報共有の推進

(1) 広聴活動の充実

市長へのメッセージ、意見箱などの制度を活用し、市民の意見、要望、提案などが行政に十分に伝えられるような環境整備に努めます。また、地域懇談会については、適宜、開催します。

(2) 広報活動の充実

市政に関する情報を迅速かつわかりやすく市民に伝えるため、広報紙や市のウェブサイトや公式 SNS 等の多様な媒体を活用して、市政広報活動の充実・強化を図るとともに、市民の市政への参画の促進につながるような情報提供に努めます。

(3) 自治会長、地区公民館長合同行政事務説明会の開催

自治会長、地区公民館長合同行政事務説明会を開催し、市政の概要や各課等からの連絡、周知及び質疑応答などを行い、各地域からの要望事項についても適切に対応します。

(4) 情報公開・個人情報保護制度の適正な運用

市が行う事業などの情報を積極的に市民へ公表、提供できるよう情報公開制度の適正な運用を図り、透明度の高い行政を実現します。また、個人情報保護の重要性や個人情報の取扱いに関する意識啓発に努め、個人情報保護対策を徹底するとともに、個人情報保護制度の適正な運用を図ります。

(5) 市民のデジタルを活用する能力の向上

デジタル化の推進による市民への情報発信や手続等の利便性向上のために、市民がデジタルを活用する能力の向上が重要となるため、市民向けのスマホ教室などを充実させることで、デジタル化に向けた取り組みの推進を図ります。

施策 2

市民参加によるまちづくりの推進

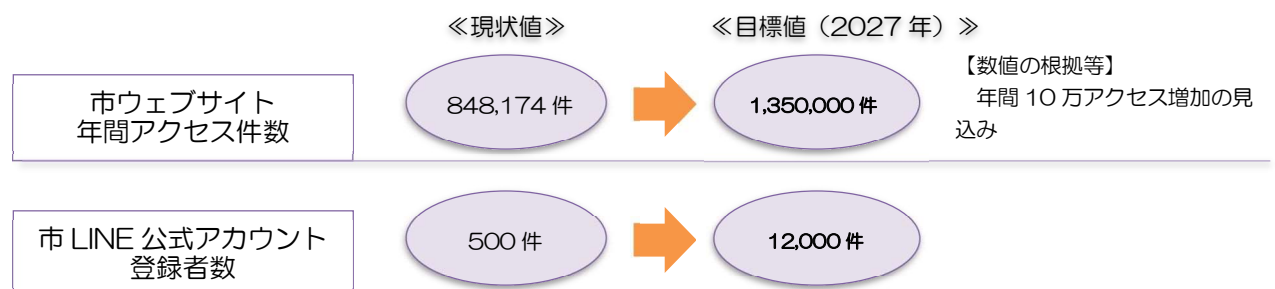
(1) 市民の市政参加の推進

まちづくりの主役は市民であるという意識の醸成を図り、南九州市みんなのまちづくり参加条例に基づいて、パブリックコメントや市民会議など市民が自発的に参加し、市民の意見が市政へ反映されるように努めます。

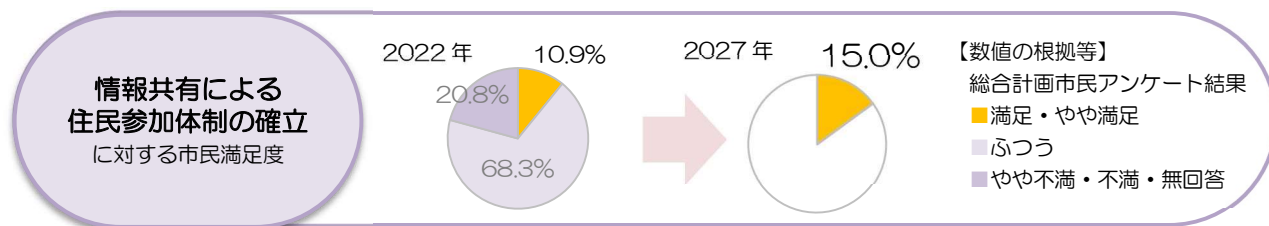
(2) ボランティア団体・NPO 法人等への支援

ボランティア団体や NPO 法人、地域づくり団体などの育成を図り、活動に必要な支援を行い、積極的に連携を図ります。

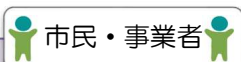
☑ 重要業績評価指標（KPI）



☑ 市民満足度

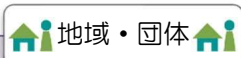


☑ 役割分担



市民・事業者

行政からの情報を積極的に取得し、まちづくりに参加しましょう。



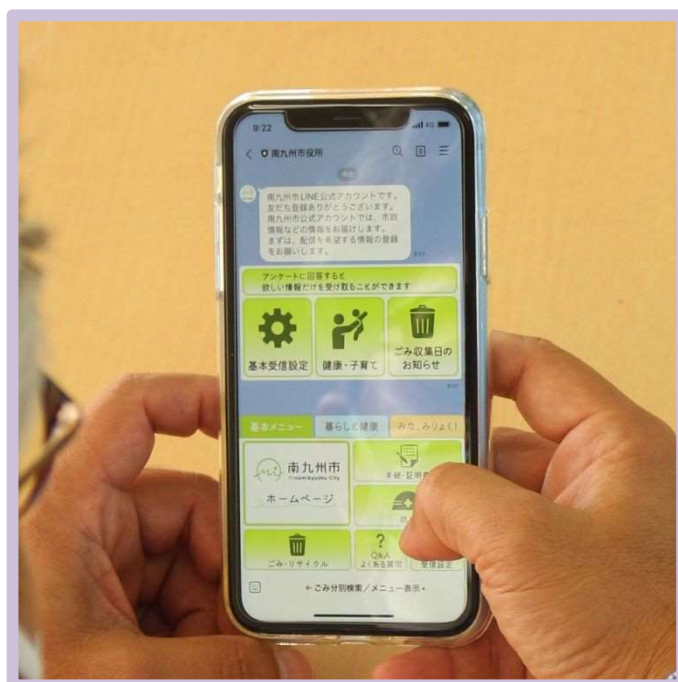
地域・団体

市民に行政からの情報取得と活用を呼びかけ、積極的なまちづくりへの参加を呼びかけましょう。



行政

情報を共有することにより、まちづくりに参加しやすい環境づくりを推進します。



南九州市公式 LINE



市民参加推進会議



自治会サポーター意見交換会

3 男女共同参画社会の実現

☑ 現状と課題

- 少子高齢化の進行、情報化・国際化の進展など社会経済環境が大きく変化している中で、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、ともにまちづくりへ参画できる社会の実現が求められています。しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく社会通念や慣習が依然として根強く残っています。
- 市内の様々な分野の発展のためには、各分野の政策・方針決定等にすべての人々の意見が反映されることが望ましく、そのためには、職場や地域ですべての人が活躍できる環境づくりが大切です。
- 南九州市男女共同参画基本計画に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて、すべての人の人権が尊重され、あらゆる分野で一人ひとりの個性と能力を十分に発揮できる社会を目指し、様々な分野において男女共同参画の啓発に努めていく必要があります。
- 女性活躍推進法※に基づき、女性が自らの意思によってその個性と能力を十分に発揮し、女性の職業生活において活躍できる社会の実現に向けての環境整備が求められています。

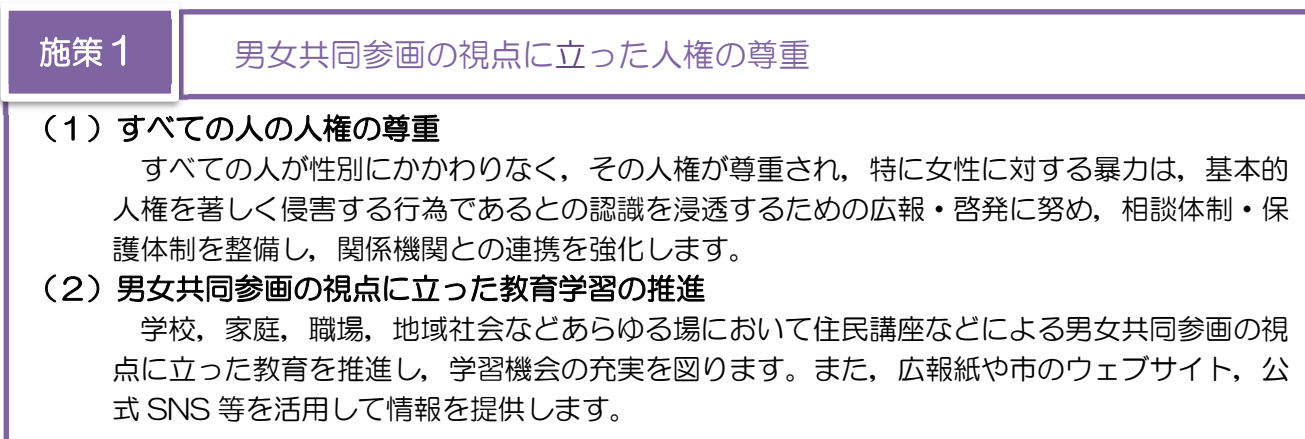
☑ 基本方向

- すべての人が性別にかかわらず、その人権が尊重され、家庭、地域、職場、学校その他の社会の様々な分野で平等に参画し、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ活力ある社会の実現を目指します。
- 南九州市男女共同参画基本計画に基づき、市民と一体となった取組を推進します。

☑ 施策体系図



☑ 施策の展開



※女性活躍推進法：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律。女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、活躍推進に向けた行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主に義務付けられた。



施策2

すべての人が個性と能力を発揮できる機会の提供

(1) 性別による固定的な役割分担意識などの解消

男女が差別を受けることなく個性と能力を発揮できる社会をつくるため、社会的・文化的に作られた性別による固定的な役割分担意識の解消に向けて啓発を行います。

(2) 家庭生活と地域活動など他の活動との両立

多様な生き方を認め合う意識の醸成を図り、男女を問わず、仕事と子育てや家族の介護などの両立ができるよう法律・制度などの周知、定着に努めます。

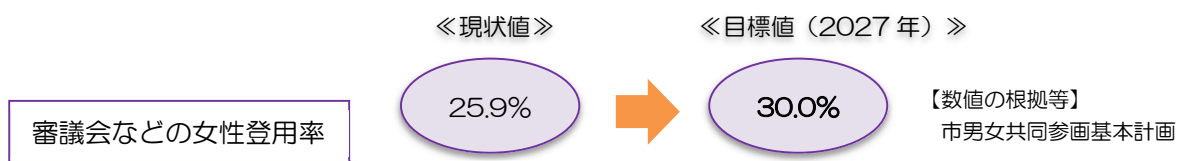
(3) 政策、方針の立案及び決定への共同参画の促進

すべての人の人権が尊重され、あらゆる分野で一人ひとりの個性と能力を十分に発揮し、男女等が社会の対等なパートナーとして、政策、方針の立案及び決定に参画できる多様性に富んだ活力あるまちづくりを目指します。

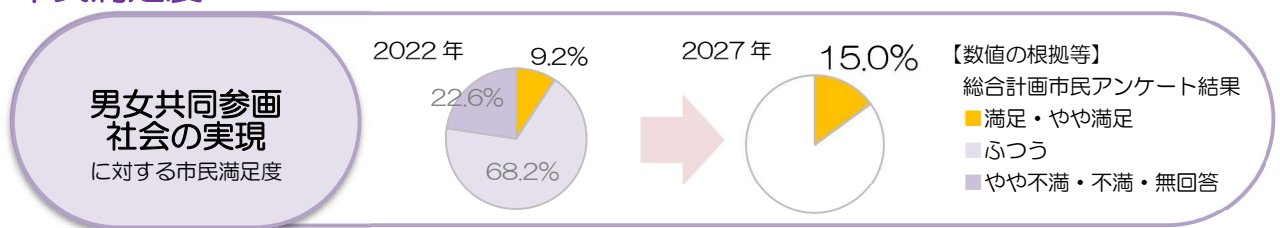
(4) 女性活躍の推進

女性が自らの意思によってその個性と能力を十分に発揮し、女性の職業生活において活躍できる社会の実現に向けての啓発を行うとともにその環境整備に努めます。

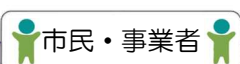
重要業績評価指標（KPI）



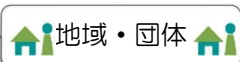
市民満足度



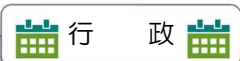
役割分担



男女共同参画社会の実現に向けた講座等へ積極的に参加し実践しましょう。



男女共同参画の視点を取り入れた地域コミュニティ活動や団体活動を実践しましょう。



すべての人が活躍できる職場や地域環境づくりを推進します。

4 効率的な行政運営の推進

現状と課題

- 少子高齢化の急速な進行、高度情報化の進展など社会情勢の変化に伴い、行政に対する市民の要望はより高度化しており、地方公共団体である市の果たす役割はますます大きくなっています。
- 本市の職員数については、合併時（H19.12.1）505人でしたが、令和4年4月1日の職員数は378人となっています。今後も簡素で効率的な組織を構築し、職員数の適正化を図る必要があります。
- 市民サービスの向上を図るため、各種研修会への積極的な参加と係間の自主研修・研究・連絡会を定期的に実施し、「親切丁寧をモットーに、どの窓口でも同じサービスを受けられる」体制を構築する必要があります。
- 魅力ある南九州市の実現にあたっては、職員一人ひとりが持っている能力を最大限に発揮し、市民と協働して行政課題を解決できる人材を育成することが重要な課題となっています。
- 新庁舎建設基本構想・基本計画に基づき、庁舎整備を進めていく必要があります。
- 新庁舎の完成に合わせ、本庁方式に移行し、効率的な行政サービスを提供していく必要があります。
- 行政事務の効率化・迅速化と市民サービスの向上のため、自治体DXの推進により、デジタル自治体の構築を図る必要があります。
- 公の施設において、民間事業者が管理、運営することで住民サービスが向上し、経費においても縮減が見込まれる施設については、積極的に民間移管、指定管理者制度の導入を図っていく必要があります。
- 市単独で全ての行政課題に対応するには限界があります。広域化により効率的・効果的なものとなる事務事業については、近隣の関係市と一体となって地域の発展に努めていく必要があります。

基本方向

- 高度化・多様化する行政ニーズ、地方分権の進展に対応するとともに、限られた人材・財源を有効に活用するため、行政組織の効率化、公共施設の適正配置計画に基づく移行及び管理運営の見直し、電子自治体の構築、広域圏での連携の強化を図ります。
- 市民の負託に応えるべき人材を育成するため、常に問題意識を持って行政成果を上げることができるよう職員研修を充実させ職員の資質向上、市民サービスの向上を目指します。

施策体系図





☑ 施策の展開

施策 1

行政組織の効率化及び行政サービスの充実

(1) 効率的な組織機構の再編・構築

行政課題や市民ニーズに的確に対応するため、組織機構再編計画に基づき、簡素で効率的な組織の構築に努めます。

(2) 効率的な組織と職員の資質向上

健全で効率的な行財政運営を推進していくため、第3次定員適正化計画に基づき、職員数の削減と計画的な採用に努め、更なる定員適正化を図ります。また、人材育成基本方針に基づき、職員の意識改革・資質の向上を図るとともに、職員の能力を開発し、意欲を引き出すことにより、効率的かつ効果的な行政運営に努めます。

(3) 新庁舎の整備

まちづくりを担う市民や議会、行政がお互いに情報を共有・発信でき、また、市民の利便性が高く、非常時にも安心・安全な市民生活を支えられるとともに、南九州市のシンボルとして誇れる施設の整備を進めます。

(4) 窓口サービスの充実

デジタル技術も活用しながら、利用者の視点に立った満足度の高い窓口サービスの充実を図ります。また、各種研修会などへ参加し、職員のマナーアップに努め、市民サービスの向上を図ります。

(5) 多様な納税方法の導入

市税の納付書に印刷された二次元バーコードなどの電子コードを利用したスマートフォンやパソコンでの支払いや、市窓口での電子マネー、クレジットカードでの支払いを今後も推進するとともに、新たな支払いサービスの導入を推進し、市税納税者の利便性向上を図ります。

施策 2

電子自治体の構築

(1) 電子申請システムの活用

電子決済が利用できる電子申請システムを活用し、市民の利便性の向上を図ります。

(2) 情報提供システムの構築運用

市 LINE 公式アカウントにより、市民が必要としている情報のみを配信する配信型の情報提供を行います。

(3) デジタル市役所の構築

デジタル技術の活用により、「行かない」、「書かない」、「待たない」窓口を実現することで、市民サービスの向上を図ります。

(4) マイナンバーカード利活用の推進

マイナンバーカードを利用した市独自のサービスを展開し、カードの多目的利用を推進します。

(5) 情報セキュリティ対策

情報セキュリティポリシーを遵守し、情報資産の適正な運用に努めるとともに、情報セキュリティ対策を充実させます。

(6) 電子申告の推進

地方税の申告、申請、納税などの各種手続きをインターネットを利用して電子的に行うシステム e-tax（地方税ポータルシステム）の利用を推進します。

施策3

公共施設の適正配置及び管理・運営

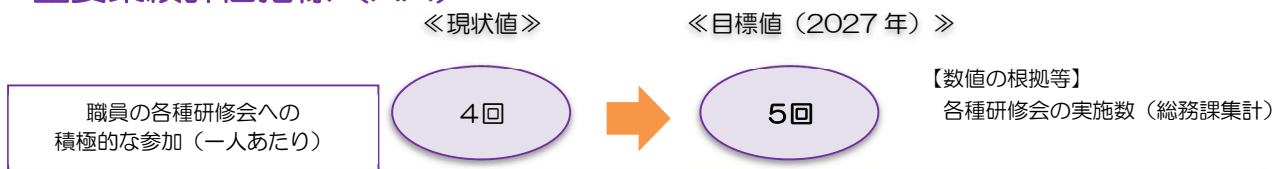
- (1) 公共施設等総合管理計画及び公共施設適正配置計画に沿った公共施設の効率的運営の実施
公共施設の更新や改修，長寿命化を計画的に行うことにより，財政負担の軽減と公共施設の適正な配置に努めます。
- (2) 指定管理者制度の推進
直営の公の施設に対して，施設のあり方を検証し，管理運営に民間の能力を活用しつつ，住民サービスの向上と管理経費の縮減を図ります。
- (3) 民間移管の検討
直営の公の施設に対して，施設のあり方を検証し，民間移管することにより，民間の持つ柔軟性や効率性を生かして，住民サービスの向上と管理経費の縮減を図ります。

施策4

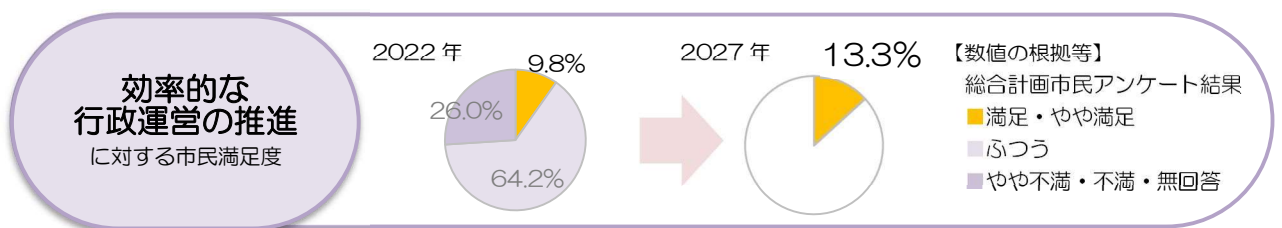
広域連携の推進

- (1) 広域連携による事業の推進
一部事務組合方式で取り組んでいるごみ処理，し尿処理，消防，介護保険業務などについて，効率的・効果的に対応できるものについては，新たな再編を視野に入れ，より広域的な連携を図ります。

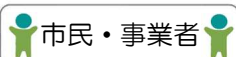
重要業績評価指標（KPI）



市民満足度



役割分担



各種制度やシステムの利用と積極的な改善意見の提言をしましょう。



各種制度やシステムの利用と積極的な改善意見の提言をしましょう。



スリムで便利な行政のシステムを構築し，効率的な行政運営を推進します。



申請システム

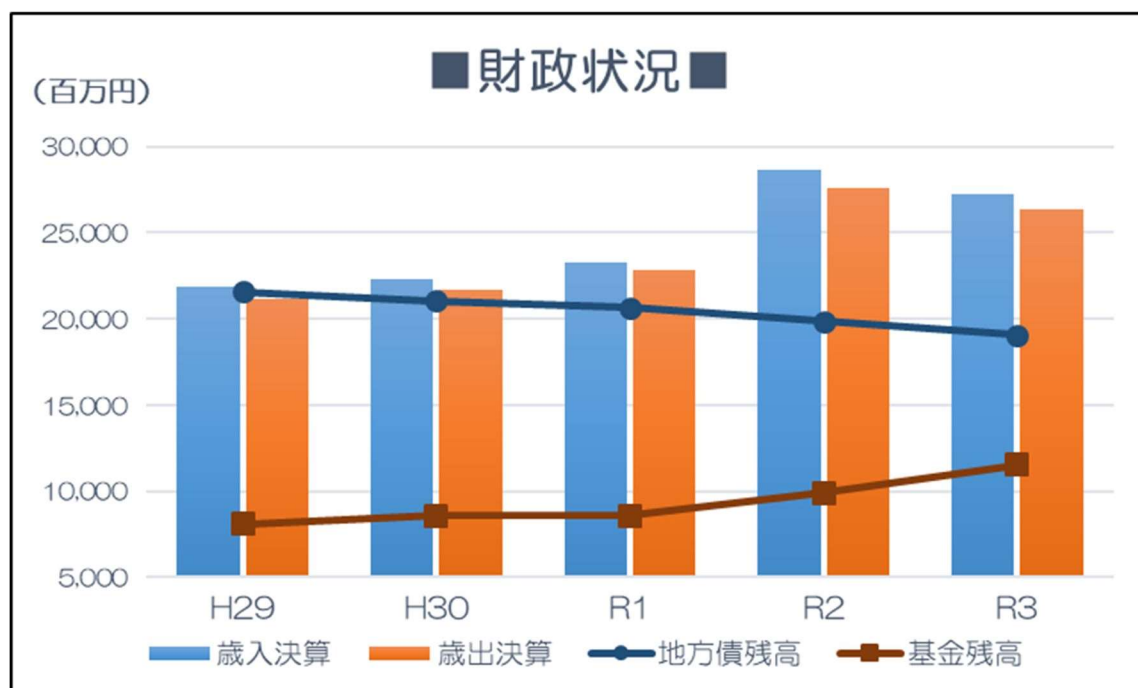


南薩介護保険事務組合

5 健全な財政運営の推進

☑ 現状と課題

- 本市の財政状況は、地方交付税及び国・県支出金などに依存したものとなっており、基金からの繰入や地方債の借入などにより財源不足を補うなど厳しいものとなっています。
- 普通交付税については、令和2年度から合併算定から一本算定へと移行し、さらには人口減少の影響などにより、市税や地方交付税が年々減少することが懸念され、財政運営はますます厳しさを増すことが予想されます。
- 歳入の確保を図るため、市税などの未収債権・滞納整理対策に努めるとともに、使用料及び手数料などの適正化、未利用財産の処分、ふるさと寄附金事業への取り組みをさらに強化する必要があります。
- 財政計画に基づき、歳出全体の削減に努め、財源に見合った予算規模の適正化が喫緊の課題となっていることから、職員定数の適正化などによる人件費の削減や組織機構のスリム化、事務的経常経費の削減、補助金の見直し、施設の指定管理者制度の導入・民営化などに取り組む必要があります。
- 市が保有している普通財産には、山林や原野、公共事業用地として保有している財産、施設などの移転廃止などにより行政目的を喪失した財産のほか、事業用地の残地などがあり、その多くが利用計画のない状況にあります。
- 財産管理については、未利用財産の修繕や草払いなど維持管理経費が年々増加していることから、未利用財産の積極的な利活用を図るため、他の公益的・公共的団体や民間との連携に加え、企業誘致・移住定住促進事業と関連付けた利活用方策を県内外に向けて情報発信する必要があります。
- 公共施設を総合的かつ計画的に維持管理していくための基本的方針である公共施設等総合管理計画や各施設等の個別計画に基づき、今後の公共施設の在り方、適正配置等について市民と一体となって進めていくことが必要です。



❑ 基本方向

- 中・長期的な視点に立った財政計画の策定や財政状況の公表など、より透明性が高く、効率的な財政運営に努めます。
- 地域性や市内の均衡ある発展に十分考慮し、財政運営の健全化を図りながら、施策の効果や市民の満足度などを反映した行財政運営を目指します。

❑ 施策体系図

健全な財政運営の推進

施策 1

財政運営の健全化

❑ 施策の展開

施策 1

財政運営の健全化

(1) 財政収支計画に基づいた財政運営

長期財政収支計画に基づいて歳入に見合った適正な予算規模を堅持し、健全な財政運営を図ります。

(2) 基金の効率的運用

基金については、財源状況を考慮しながら、効率的な運用に努めます。

(3) 地方債の適正な活用

地方債については、後年の財政負担を考慮しながら、総合計画・過疎計画などに基づいた真に必要な事業について、交付税措置のある有利な地方債の活用に努めます。

(4) 使用料及び手数料並びに補助金の適正化

使用料及び手数料については、住民負担の公平と受益者負担の原則に立ち、定期的に見直しを行い適正化に努めます。また、補助金については、「補助金等の見直しに関する指針」に基づき、その補助金の必要性を十分検証し、補助金の適正化を図り、総額の抑制に努めます。

(5) 財産の有効活用

市有財産の有効活用については、貸付や譲渡などにより積極的に利活用することで市の財源確保や維持管理経費の節減を図ります。また、公共施設等総合管理計画に基づき施設の在り方、適正配置についても公共施設等総合管理計画実行委員会を中心に進めて行きます。なお、譲渡などが困難な財産や当面利用計画のない財産については、公益的、公共的団体及び民間などへも積極的に貸付けを行うとともに、市民共有の財産の適正な管理と公平、公正で透明性のある利活用を図ります。

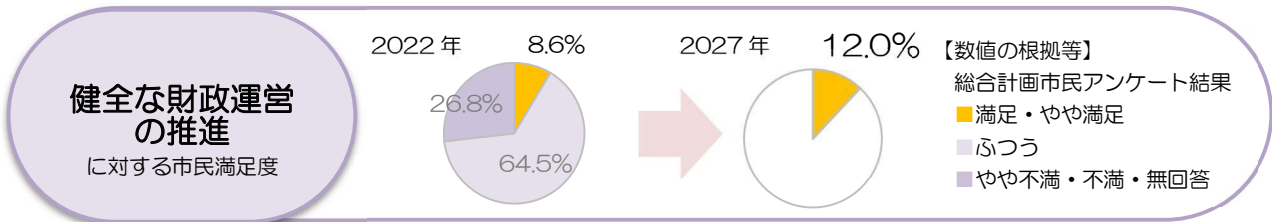
(6) 自主財源の確保

地方分権の推進により国と地方の役割が明確になることで、地方自治体は、自主性、自立性を持って自らの行政を行うことができるようになり、その分、地域行政を担う責任も重大になってきました。しかし、本市の財政の状況は、不安定な日本経済、世界経済の影響を受け、依然として厳しい状況は続いており、今後は更に厳しい状況も予想されています。今後においても、効率的な財政運営を進めていくため、事務事業の見直しやデータ化によるペーパーレスの推進など経費の削減による歳出の抑制を図るとともに、市税の安定的確保、未利用市有財産の譲渡、債権の適正管理などに積極的に取り組みます。

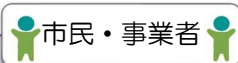
重要業績評価指標（KPI）

	《現状値》	《目標値（2027年）》	
実質収支比率	4.6%	4.0%	【数値の根拠等】 適正基準である3～5%を目標
経常収支比率	87.8%	92.8%	【数値の根拠等】 コロナ禍前のR1実績の△2%
地方債残高	190.8 億円	209.8 億円	【数値の根拠等】 R3 中期財政計画
基金残高	115.4 億円	90.5 億円	【数値の根拠等】 R3 中期財政計画
普通税（現年）の徴収率	98.9%	99.0%	【数値の根拠等】 現状維持
普通税（滞納）の徴収率	20.2%	20.0%	【数値の根拠等】 現状維持

市民満足度



役割分担



市民・事業者

健全で効率的な財政運営が図られるよう、財政状況を注視し行動しましょう。



地域・団体

健全で効率的な財政運営が図られるよう、地域・団体が一体となって行動しましょう。



行政

財政状況の積極的な公表と歳入の安定的な確保に努め、健全で効率的な財政運営を図ります。



6 行政改革の推進

☑ 現状と課題

○近年の高度化、多様化する行政ニーズや少子高齢化の進行など社会情勢が変化していく中で、社会保障費は増加傾向にあり、また、著しい人口減少や合併自治体に対する地方交付税の優遇措置が段階的に縮減されるなど、ますます厳しい財政状況となることが予想されます。このような状況の中で、市民サービスを充実させていくためには、行政と市民の役割分担による協働の推進、行政ニーズへの迅速かつ的確に対応できる組織・機構の構築を図るなど、より一層の行政改革を推進していく必要があります。

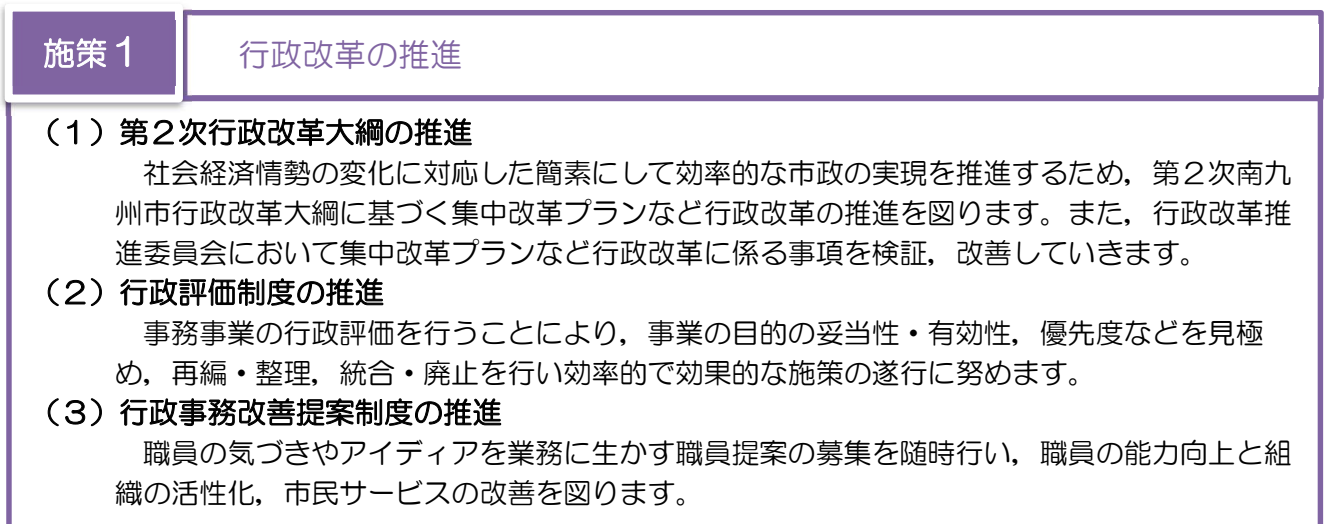
☑ 基本方向

●本市の将来都市像「人と自然が共生する 活気あふれる 住みよいまち 南九州市」を実現するため効率的で効果的な行政運営を目指します。

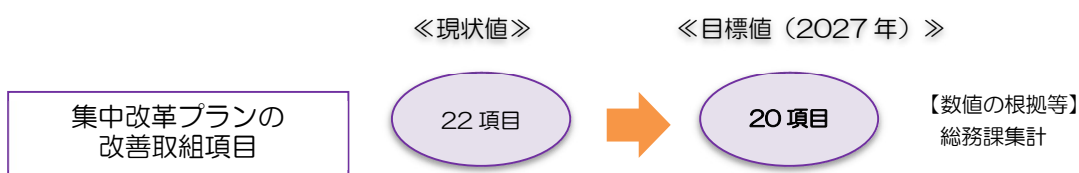
☑ 施策体系図



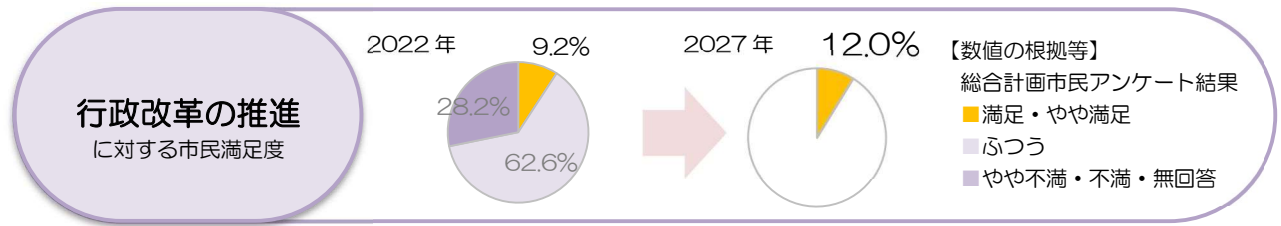
☑ 施策の展開



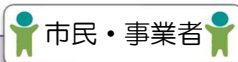
☑ 重要業績評価指標（KPI）



☑ 市民満足度



☑ 役割分担



市民・事業者

行政に関心を持ち、意見、要望など発言しましょう。



地域・団体

地域、団体の意見をまとめ、提言しましょう。



行政

効率的で効果的な行政運営を目指し、行政改革のより一層の推進を図ります。



行政改革推進委員会

第2章 計画の実現に向けて

基本計画に示す施策を限られた経営資源の中で，着実かつ効率的に推進します。

1 計画推進体制

(1) 庁内における計画推進体制

- ◇重点戦略を推進するため，課間の連携を図り，効率的な実施体制を構築します。
- ◇基本計画に掲げる施策を効率的，効果的に推進するため，定期的に行政組織のあり方を検証し，必要に応じて組織の再編や整理を行います。

(2) 市民等との共生・協働による計画推進体制

- ◇今後の計画推進に当たっては，ボランティア，NPO，自治会などの市民公益活動団体，事業者などと行政との協働による取組を推進します。
- ◇まちづくりを主体的に担う市民組織などの育成に努めます。

(3) 近隣市町村との連携

- ◇自治体間の広域的な連携により，人々の交流や観光資源等の魅力の発掘などを促進するとともに，共通する行政課題の解決に取り組みます。

(4) 県との連携

- ◇連携による取組を推進します。

(5) 市民・地域等の役割推進

- ◇連携による取組を推進します。

2 進行管理の仕組み

(1) 施策評価に基づく進行管理体制

- ◇第2次総合計画では，基本計画の目標指標を客観的な数値で示し，施策評価を毎年実施します。



SDG s（持続可能な開発目標）



SDGs（Sustainable Development Goals）とは、2015年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された2016年から2030年までの国際社会共通の目標です。

「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済、社会及び環境をめぐる広範な課題に対して統合的に取り組むこととしており、17のゴールと169のターゲットから構成されています。

南九州市総合計画が目指す方向性は、SDGsが目指す方向性と同様であることから、総合計画に基づく各施策の推進がSDGsの達成に寄与するものと考えています。

今回の第2次南九州市総合計画後期基本計画においては、施策ごとにSDGsの目標と関連付け、その推進を図ります。